

第9期砺波地方介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月

砺波地方介護保険組合

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 第9期計画の方向性	2
3 計画の位置付けと役割	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
6 住民意見の反映	5
7 基本理念と重点目標	5
8 体系図	10
9 日常生活圏域の設定	11
第2章 高齢者を取り巻く状況	15
1 砺波地方介護保険組合の高齢者人口・世帯の状況	15
2 高齢者の住宅の状況	18
3 要介護（要支援）認定者の状況	19
4 人口構造	22
5 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	23
6 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（抜粋）	24
7 在宅介護実態調査結果（抜粋）	42
第3章 第8期介護保険事業の実績	55
1 砺波地方介護保険組合の介護給付状況の推移	55
2 サービス種別給付実績の状況	59
第4章 第9期介護保険事業の推進	65
1 高齢者人口・要介護（要支援）認定者の推計	65
2 介護・介護予防サービスの見込み	67
3 地域密着型サービスの見込み	72
4 施設サービスの見込み	74
5 地域支援事業の見込み	76
6 介護保険サービス事業費の見込み	92
7 介護サービスの整備量	100
8 円滑な制度運営のための体制整備の推進	102
9 利用者への配慮	102
10 保険者機能の強化・充実	103
資 料 編	107

1	砺波地方介護保険事業計画策定の経緯	107
2	砺波地方介護保険事業計画策定委員会 委員名簿	107
3	砺波地方介護保険事業計画策定委員会 幹事会名簿	108
4	砺波地方介護保険推進委員会 委員名簿	108
5	砺波地方介護保険事業計画に関する規程	109
6	介護保険用語解説	110

第 1 章

計画策定に当たって

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

我が国の65歳以上の高齢者人口は、昭和25年以降、一貫して増加し続けていましたが、令和5年9月の推計では3,623万人と、前年に比べ約1万人の減少となり、初めての減少となりました。反面、平成12年の介護保険制度施行時に約901万人であった75歳以上の高齢者（後期高齢者）は増加し続けており、令和5年9月には2,005万人と、初めて2,000万人を超え、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年（2025年）には2,180万人を超える見込みです。

また、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加、少子化・核家族化等による在宅介護の担い手不足等、介護保険制度創設時には想定していなかったペースで介護を取り巻く情勢が変容しており、制度が目指す「高齢者の尊厳の保持」や「自立支援」を実現するため、介護サービス需要に対するサービス・人的基盤整備の確保が急務となっています。

なお、介護保険法に基づき策定が義務付けられている介護保険事業計画は第9期を迎え、国は、地域共生社会の実現や包括的支援体制をさらに推進させるため、医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化を図っています。

令和2年1月に、国内初の感染者が確認されて以来、新型コロナウイルス感染症の蔓延により一時は停滞したものの、砺波地方介護保険組合管内では、これまでの介護予防を重視した予防給付や地域支援事業に加え、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設、居住系サービスの充実といった新たなサービス体系の確立を図ってまいりました。

できる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送り続けていきたいという考えは、多くの人々の共通の願いです。その実現のためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進や自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等、地域共生社会の実現と介護保険制度の持続可能性の確保が求められています。

このため、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年（2025年）、85歳以上人口が急増し現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据え、介護保険事業の基本理念を示して重点目標を定め、必要な施策及び取組を総合的かつ体系的に推進するため「第9期砺波地方介護保険事業計画」を策定するものです。

2 第9期計画の方向性

令和5年7月31日開催の全国介護保険担当課長会議において、「第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）」が示され、令和6年1月19日に基本指針が告示されました。第9期計画において記載を充実する事項とされたのは、以下のとおりです。

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

- ア 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- イ 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、連携強化
- ウ サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- エ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- オ 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- カ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等による在宅療養支援の充実

（2）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ア 総合事業の充実化について、第9期計画での集中的な取組
- イ 地域リハビリテーション支援体制の構築
- ウ 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- エ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保
- オ 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- カ 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- キ 高齢者虐待防止の一層の推進
- ク 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ケ 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援
- コ 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤の整備
- サ 地域包括ケアシステム構築状況の点検、結果を第9期計画へ反映、国の支援として点検ツールを提供
- シ 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実

ス 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

ア ケアマネジメントの質の向上及び人材確保

イ ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進

ウ 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備

エ 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策への総合的な取組

オ 介護事業所の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用

カ 文書負担軽減とDX推進に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）

キ 財務状況等の見える化

ク 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組

3 計画の位置付けと役割

(1) 計画策定の法的根拠

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、3年を1期として介護保険事業に係る介護給付の円滑な実施を計画的に実現するための計画です。

(2) 計画の役割

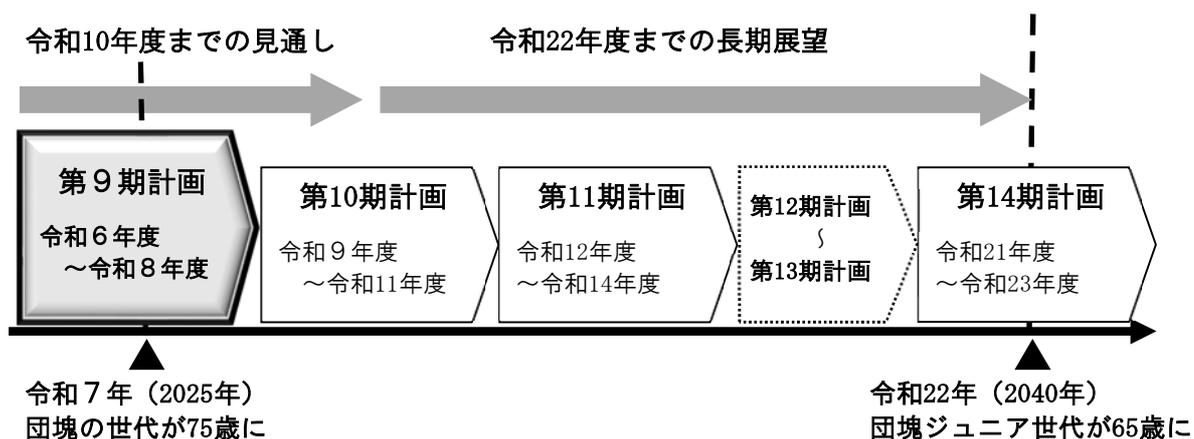
介護保険事業計画は、介護保険法制定の趣旨・目的を踏まえ、砺波地方介護保険組合管内における介護又は介護予防を必要とする高齢者が、介護サービス等を十分に利用できるよう、介護サービス等を円滑に提供するための計画として、サービス量の見込みやその確保の方策について定めます。

(3) 高齢者保健福祉計画等との関連

高齢者福祉施策の展開を図るため、砺波市・小矢部市・南砺市（以下「構成3市」という。）における「高齢者保健福祉計画」（老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画）との連携が求められる計画であり、一体的な見直しを行います。また、「富山県地域医療構想」並びに「富山県介護保険事業支援計画」との関連を十分に踏まえ、本計画策定を行います。

4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。



5 計画の策定体制

計画内容については、審議・検討を行う「介護保険事業計画策定委員会（構成3市の副市長により組織）」、介護保険等に関する調査・研究を行う「介護保険事業計画策定幹事会（構成3市介護保険担当課長により組織）」並びに地域の実情に応じた計画内容とするため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者等で構成された「砺波地方介護保険推進委員会」において要望や意見の収集を行いました。

《各委員会等の開催状況》

委員会等名称	開催回数	開催期日
砺波地方介護保険推進委員会	4回	6/21、10/25、12/20、2/7
介護保険事業計画策定委員会	3回	7/26、11/27、1/15
介護保険事業計画策定幹事会	5回	4/10、7/14、10/2、11/20、1/10

※詳細は、資料編に記載

6 住民意見の反映

厚生労働省が示した調査票を活用し、介護認定を受けていない一般高齢者及び要支援者合わせて8,400人（地域別人口按分抽出）を対象に、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、生活の状況や健康状態等の実態を把握・分析しました。調査票の回収率は69.7%となっています。

また、「要介護者の在宅生活の継続」や「家族等介護者の就労継続」の実現に向けて、介護サービス利用の実態やニーズの所在を把握するため、在宅の要介護（要支援）認定者612人を対象として、国の示した調査票を用いて「在宅介護実態調査」を行いました。

さらに、事業計画（案）に係るパブリックコメントを実施し、住民の意見集約を行いました。

7 基本理念と重点目標

本計画は、国の施策動向等を踏まえながら、令和7年（2025年）・令和22年（2040年）の高齢者の支援を目標にするという性格を有するものとして策定を行います。第7期計画からの「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図り、第9期計画では、6ページの4つの基本理念を掲げることとします。

第9期計画体系図は、10ページのとおりです。

(1) 基本理念

1 健康で元気な高齢者への支援(健康)

高齢者が健やかで生きがいに満ち、元気に過ごすため、健康づくりへの参加を身近な場所で行えるよう、保健事業と介護予防の一体的な実施を図り、疾病予防・重度化予防を促進し、高齢者の自立を支援します。

2 高齢者の尊厳を保ち、自立支援や介護予防、要介護状態の重度化防止に向けた取組の推進(自立支援・介護予防・重度化防止)

高齢者が要介護状態となった場合においても、意思及び自己決定を最大限尊重し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるように、質の高い必要なサービスの提供に努めます。保険者機能強化推進交付金等の各種交付金を活用し、介護予防や健康づくりに取り組むほか、保健福祉事業を行うことで、高齢者の自立支援や要介護状態等の重度化防止を図ります。

3 効果的かつ効率的な在宅介護・施設サービスが提供できる体制の構築(サービスの充実)

高齢者の心身の状況やその置かれた環境等を見据え、在宅介護サービスや施設サービスを効果的に提供できる体制を整備するとともに、介護給付の適正化事業に取り組むなど、介護保険事業の持続的な運営に努めます。

4 高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの推進(安心)

高齢者が住み慣れた地域において、安心して自立した日常生活を送ることができるよう、地域共生社会実現に向けて制度・分野の枠を超えた総合事業を充実させることで「地域包括ケアシステム」をより推進します。

(2) 基本テーマ

前掲の4つの基本理念をもとに、本計画の基本テーマを

**高齢者が住み慣れた地域で、
その一員として尊重され
生きがいを持って暮らし続けられるまちづくり**

と掲げ、構成3市との連携強化と地域住民との協働により、介護予防や自立支援・重度化防止に重点を置き、認知症高齢者見守り等の施策の推進や高齢者の社会参加の促進等、地域支援事業を中心に介護予防サービスの強化を図ります。

これにより、家族介護の負担が軽減され、地域住民同士の支え合い・助け合いによる当組合の介護保険事業の安定運営につながるものと考えられます。

(3) 重点目標

計画の基本理念と基本テーマを踏まえ、第9期介護保険事業計画においては、以下の8つを重点目標に据えるものとします。

【重点目標1】介護予防・健康づくりと社会参加の促進

高齢になっても生きがいを持ち、地域や社会と関わって活動的な生活を送ることができるように、生涯現役の取組を支援していくことは、明るく豊かな高齢社会を実現するために極めて重要です。

このため、高齢者が自主的・自発的に地域活動に参画できるよう、高齢者によるボランティア活動や生涯学習、スポーツ活動、就労的活動支援の推進など社会参画を促進し、長年培ってきた豊富な知識や経験を生かすことができる地域環境整備を推進します。また、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を目指します。

【重点目標 2】 自立支援・介護予防・重度化防止の取組

高齢者が、要介護状態又は要支援状態になることを予防し、自立した生活を送るためには、高齢者へのアプローチだけでなく、高齢者を取り巻く環境へのアプローチを含めた支援を提供することが重要です。

このため、住民や事業者など地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発や住民が主体となった介護予防の通いの場を充実し、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリ専門職等の幅広い専門職との連携及び地域ケア会議、生活支援体制整備事業等の連携による取組の推進を図り、高齢者の意思を尊重した自立支援・介護予防・重度化防止に努めます。

さらに、要介護者等が自立した日常生活を営むために、リハビリテーションに係るサービスを計画的に提供します。

【重点目標 3】 適切な介護サービスの提供

介護が必要となった場合、多くの人は、介護サービスを利用しながら、住み慣れた地域で暮らしていきたいと願っています。また、介護サービスが利用できず、家族等の介護のためにやむを得ず離職する人が増え、介護者の負担も増加しています。

このため、介護サービスの適正な量的確保に努め、利用者が安全に安心して質の高いサービスが受けられるよう、介護に従事する人材の確保や資質の向上を図るために、外国人の積極的な採用や、介護ロボット・ICT等の活用による介護現場の生産性向上の取組を促進します。

また、介護費用を効率的に活用するために介護給付の適正化を図り、介護保険事業の持続的な運営に努めます。

さらに、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の高齢者向け住まいが適切に供給されるよう県と情報連携を行います。

【重点目標 4】 災害時や感染症に対する備え

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、日頃から、介護事業所等との連携や感染拡大の周知啓発等が必要です。

このため、介護事業所等が作成する災害に関する計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

また、感染症発生時においてもサービスを継続するための備え（業務継続計画（BCP）の策定等）が講じられているかを定期的に確認するとともに、関係機関等と連携を図ります。

【重点目標 5】 地域包括ケア体制の推進

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の急激な増加、中高年ひきこもりとその親世代が抱える「8050問題」の「9060問題」への移行が懸念される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、2040年を見据えた地域包括ケア体制を充実していくことが重要です。

このため、地域包括ケア体制の中核的な機関である地域包括支援センターの体制や機能を強化するため、介護人材の確保や介護現場の生産性向上に努め、地域ケア会議を始めとした、地域におけるネットワーク会議等を活用して、関係機関との連携強化を図るなど、地域ネットワークの構築を推進します。

【重点目標6】認知症施策の推進

今後の急速な高齢化に伴い、認知症の人はさらに増加していくことが見込まれていることから、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けられるよう、本人やその家族への一層の支援を図るとともに、認知症の人に早期段階から関わり、予防を含めた認知症への「備え」としての取組が求められています。

このため、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームによる初期段階からの相談支援体制の充実を図り、認知症の状況に応じた適切な医療・ケア・介護等の提供に努めるほか、保健福祉事業にて認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の支援を充実します。また、認知症の理解を深めるための普及・啓発や当事者視点の反映、予防、認知症カフェの開催など認知症の人やその家族への支援を推進するとともに、教育、地域づくり、雇用その他の分野との連携など総合的な認知症施策を推進します。

さらに、認知症バリアフリーの取組を推進し、若年性認知症支援コーディネーターの充実等により、若年性認知症の人への支援・社会参加を促進します。

【重点目標7】医療・介護・福祉の連携

高齢化に伴い、地域の実情に応じた在宅医療や介護・福祉サービスが必要となり、退院支援、日常生活支援や療養支援、看取り、認知症、感染症や災害時の対応等の様々な局面において医療・介護・福祉の連携が求められています。

このため、包括的かつ継続的な在宅医療と介護・福祉サービスを一体的に提供できるよう、医師会等の関係部局と連携し、総合的に人材の育成・配置を促進します。

【重点目標8】日常生活を支援する体制の基盤整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が今後更に増加し、地域において生活支援を必要とする高齢者が増えることが見込まれます。

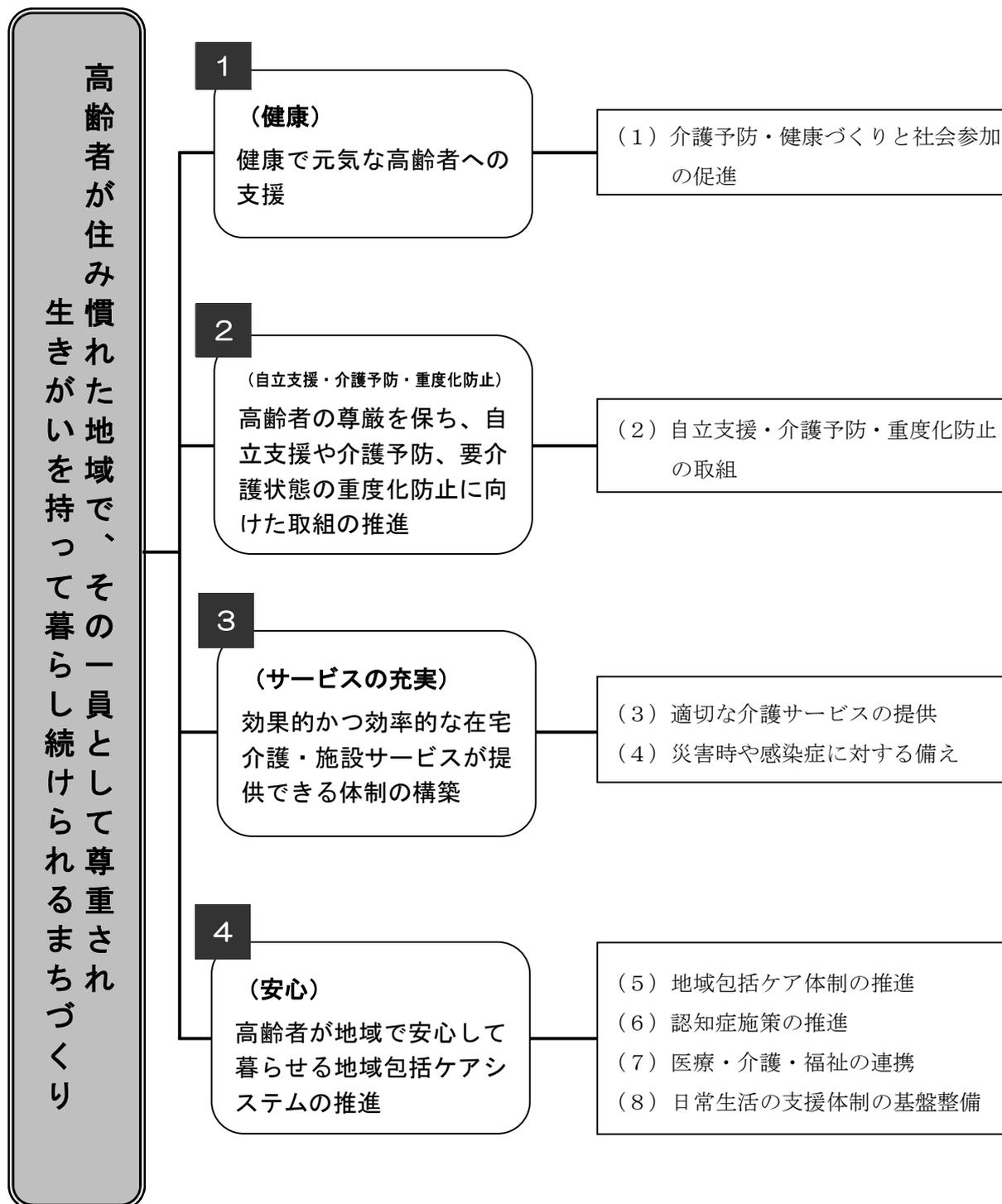
このため、生活支援が必要な高齢者が、安心して在宅生活を継続できるよう、生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーターや協議体により、地域における課題や資源の把握を行い、日常生活を支援する体制整備を推進します。

8 体系図

基本テーマ

基本理念

重点目標



9 日常生活圏域の設定

第6期計画では、本組合圏域を地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、砺波市5圏域、小矢部市3圏域、南砺市5圏域の合計13圏域を設定しました。

第9期計画においても、この圏域を継承し、圏域ごとの必要なサービス提供基盤の整備に努めます。

第9期における日常生活圏域と高齢者等の状況

(単位：人、%)

市	圏域	構成	総人口	高齢者人口	高齢化率	要介護（要支援）認定者			認定率
						要支援	要介護		
砺波市	北部	鷹栖、若林、林、高波	9,273	2,767	29.8%	449	100	349	16.2%
	南部	出町、中野、五鹿屋、東野尻	14,673	3,921	26.7%	760	157	603	19.4%
	東部	庄下、油田、南般若、柳瀬、太田	13,423	3,647	27.2%	653	149	504	17.9%
	庄東	般若、東般若、梅檀野、梅檀山	4,363	1,812	41.5%	358	92	266	19.8%
	庄川	東山見、青島、雄神、種田	5,359	2,164	40.4%	333	56	277	15.4%
	計		47,091	14,311	30.4%	2,553	554	1,999	17.8%
小矢部市	北部	石動町部、南谷、子撫、宮島	7,817	3,419	43.7%	783	151	632	22.9%
	中部	荒川、正得、松沢、若林、埴生	11,899	3,819	32.1%	726	129	597	19.0%
	南部	北蟹谷、津沢、水島、藪波、東蟹谷	8,713	3,420	39.3%	606	82	524	17.7%
	計		28,429	10,658	37.5%	2,115	362	1,753	19.8%
南砺市	北部	旧福野町	12,982	4,424	34.1%	792	164	628	17.9%
	東部	旧井波町、旧井口村	8,825	3,665	41.5%	710	150	560	19.4%
	南部	旧城端町	7,690	3,326	43.3%	625	110	515	18.8%
	西部	旧福光町	15,794	6,345	40.2%	1,146	178	968	18.1%
	五箇山	旧平村、旧上平村、旧利賀村	1,835	853	46.5%	178	35	143	20.9%
	計		47,126	18,613	39.5%	3,451	637	2,814	18.5%
合計			122,646	43,582	35.5%	8,119	1,553	6,566	18.6%

※令和5年9月末現在

出典：住民基本台帳

日常生活圏域の整備状況

(単位：か所)

市	圏域	居宅介護支援事業所	訪問系事業所	通所系事業所	短期入所系事業所	地域密着型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	認知症対応型共同生活介護	施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設
砺波市	北部	2	4	1		1	1	1	3						1	
	南部	6	9	5	2	5	1		3				1	1		
	東部	4	5	5	3	3	1		3				1		1	
	庄東	1		2		1	1	1	2						1	
	庄川	1	2	2	1	2	1		2					1		
	計	14	20	15	6	12	5	2	13					2	2	3
小矢部市	北部	5	2	3	5	4	3		3	1			1	1	2	
	中部	7	6	4	1	2	3		4	1				1	1	
	南部	3	1	2	3	1		2	4				1		1	
	計	15	9	9	9	7	6	2	11	2			2	2	4	
南砺市	北部	2	5	4	1	2	1		4			1	1			
	東部	3	3	3	1		1		3				1			
	南部	5	3	2	2		1		3				1	1		
	西部	5	6	5	4	2		1	5	1	1	1	1	2		1
	五箇山	1	4			3			1							
	計	16	21	14	8	7	3	1	16	1	2	4	3			
合計		45	50	38	23	26	14	5	40	3	2	8	7	7		

※令和5年9月末現在

訪問系：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション

通所系：通所介護、通所リハビリテーション

短期入所：短期入所生活介護、短期入所療養介護

第 2 章

高齢者を取り巻く状況

第2章 高齢者を取り巻く状況

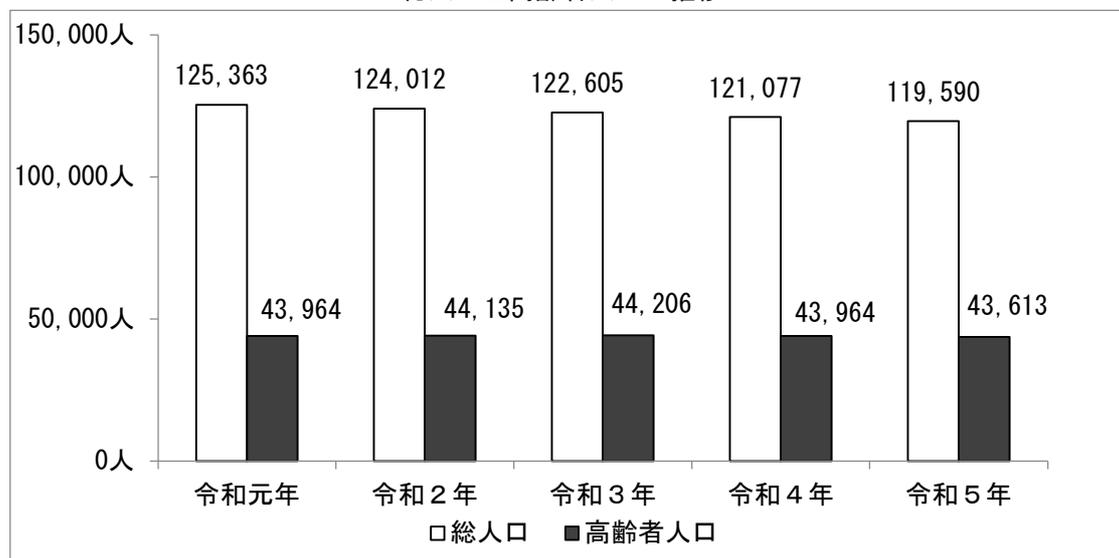
1 砺波地方介護保険組合の高齢者人口・世帯の状況

(1) 高齢者人口の状況

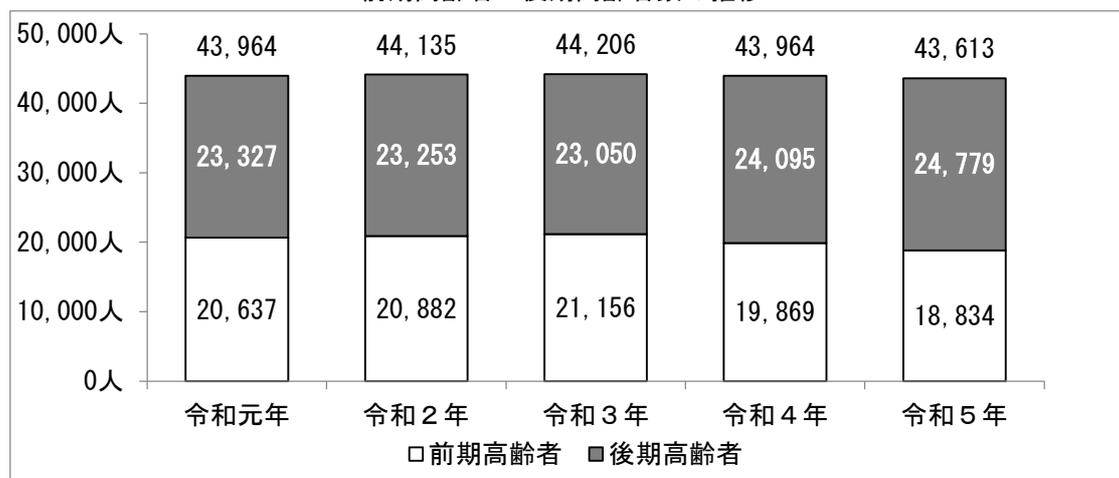
当組合管内の令和5年における総人口は119,590人で、減少が続いています。高齢者人口は、令和3年では44,206人と令和元年と比較して242人の増加となっていました。令和5年では43,613人と、593人減少しています。

前期高齢者、後期高齢者ともに令和3年までは増加しており、それ以降は減少傾向となっています。

総人口と高齢者人口の推移



前期高齢者・後期高齢者数の推移



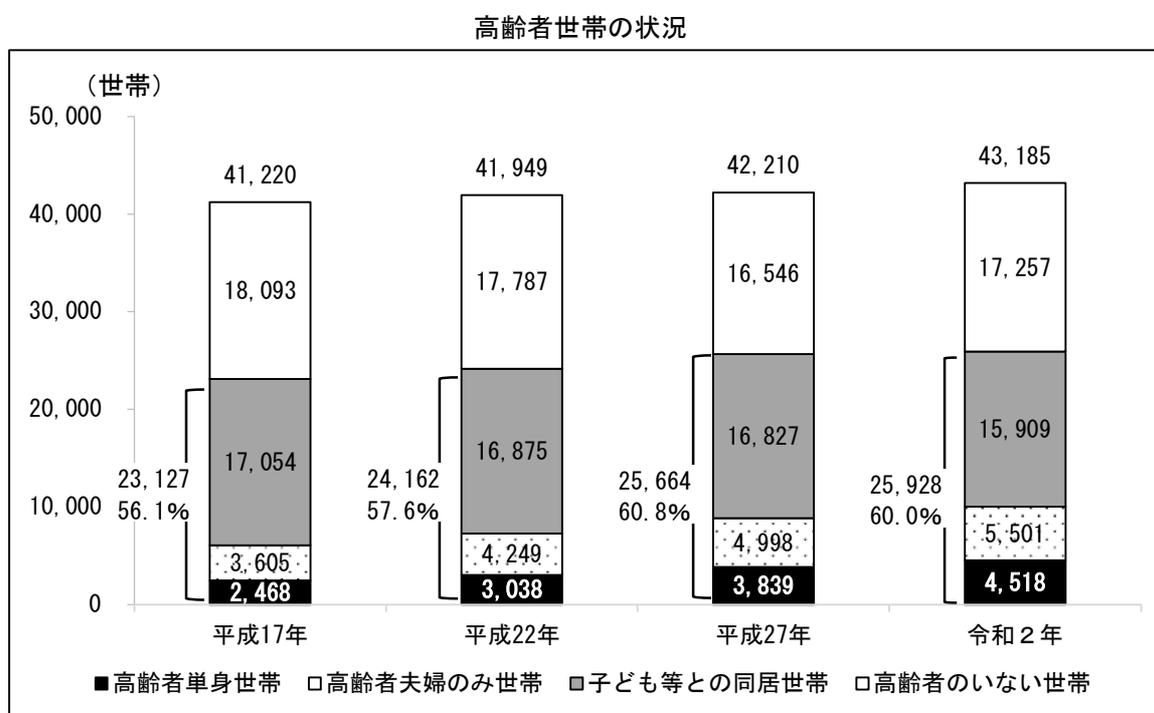
※総人口は「年齢不詳」を除いています。

出典：「人口移動調査 富山県の人口」（各年10月1日現在）

(2) 高齢者世帯の状況

当組合管内の一般世帯数（施設等の世帯を除いた世帯数）は、平成27年の42,210世帯から、令和2年の43,185世帯へと増加しており、高齢者のいる世帯も平成27年の25,664世帯から令和2年の26,846世帯へと増加し、一般世帯に対する高齢者のいる世帯の割合は平成27年では60.8%から、令和2年では62.2%へと増加しています。

世帯構成別でみると、「子ども等との同居世帯」が減少する一方で、「高齢者夫婦のみ世帯」、「高齢者単身世帯（ひとり暮らし世帯）」が増加傾向にあります。なお、「高齢者のいない世帯」は平成27年までは減少傾向でしたが、令和2年では増加しています。



出典「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）

また、高齢者夫婦のみ世帯の状況を詳しくみると、高齢者夫婦のみ世帯5,501世帯のうち、夫婦ともに75歳以上の世帯が1,651世帯となっており、30.0%を占めています。

高齢者夫婦のみ世帯の状況

		妻の年齢						計
		60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	
夫の年齢	65～69歳	507	469	53	6	1	2	1,038
	70～74歳	120	861	806	35	6	1	1,829
	75～79歳	3	57	832	371	12	3	1,278
	80～84歳	0	9	76	512	200	8	805
	85歳以上	0	0	6	68	264	213	551
計		630	1,396	1,773	992	483	227	5,501

※夫婦ともに75歳以上の世帯1,651世帯

出典「令和2年国勢調査結果」(総務省統計局)

さらに、高齢者単身世帯の状況をみると、高齢者単身世帯4,518世帯のうち、75歳以上の世帯が2,640世帯となっており、58.4%を占めています。

また、性別でみると、前期高齢者では男性の高齢者単身世帯が女性の高齢者単身世帯を上回りますが、後期高齢者では女性の高齢者単身世帯が男性の高齢者単身世帯を大きく上回り、全体で女性の高齢者単身世帯が64.1%を占めます。

高齢者単身世帯の状況

	前期高齢者			後期高齢者			計	
	65～69歳	70～74歳		75～79歳	80～84歳	85歳以上		
高齢者単身世帯	1,878	828	1050	2,640	818	815	1007	4,518
男性	1010	497	513	613	235	171	207	1,623
構成比	53.8	60.0	48.9	23.2	28.7	21.0	20.6	35.9
女性	868	331	537	2,027	583	644	800	2,895
構成比	46.2	40.0	51.1	76.8	71.3	79.0	79.4	64.1

出典「令和2年国勢調査結果」(総務省統計局)

2 高齢者の住宅の状況

高齢者の持ち家率が高いことは全国的な傾向ですが、当組合管内においても全体の持ち家率が83.5%であることに對し、高齢者のいる世帯では96.6%にのびります。

高齢者のいる世帯の居住形態

	全体		高齢者のいる世帯	
	世帯数	比率	世帯数	比率
住宅に住む一般世帯	42,335	100.0%	25,896	100.0%
持ち家	35,334	83.5%	25,008	96.6%
公営・都市機構・公社の借家	859	2.0%	340	1.3%
民営の借家	4,793	11.3%	479	1.8%
給与住宅	927	2.2%	21	0.1%
間借り	422	1.0%	48	0.2%
住宅以外に住む一般世帯	850	-	32	-
一般世帯総数	43,185	-	25,928	-

※持ち家率=持ち家の世帯÷住宅に住む一般世帯

※住宅以外に住む一般世帯: 寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物に住む世帯

出典「令和2年国勢調査結果」(総務省統計局)

3 要介護（要支援）認定者の状況

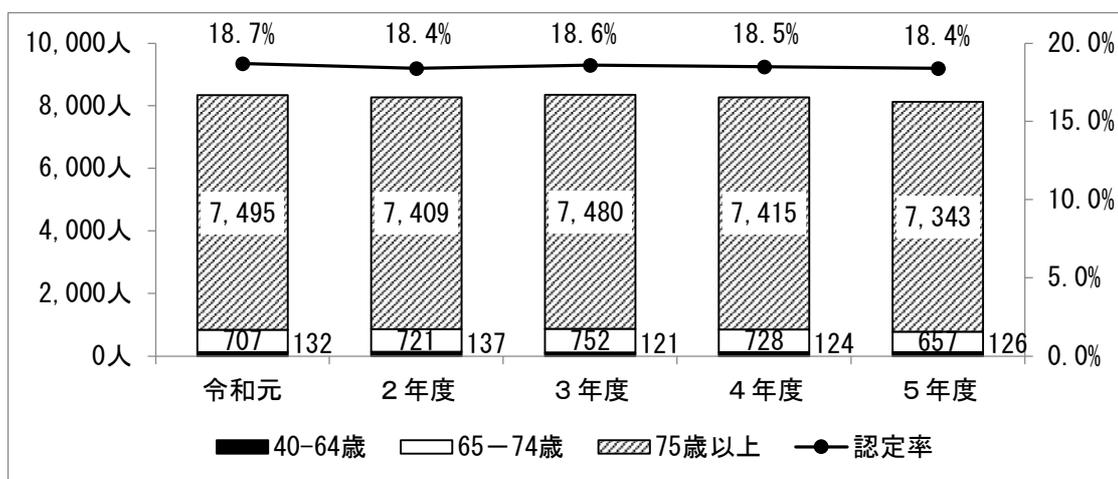
（1）年齢区分別認定者数の推移

当組合管内の要介護（要支援）認定者数は増加傾向にあり、特に、75歳以上の認定者数が増加しています。また、認定率の推移は、令和2年度以降は国や県より低い水準となっています。

年齢区分別認定者数の推移（各年度9月末現在）

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者	43,920	44,098	44,154	43,924	43,575
認定者	8,334	8,267	8,353	8,267	8,126
40-64歳	132	137	121	124	126
65-74歳	707	721	752	728	657
75歳以上	7,495	7,409	7,480	7,415	7,343
1号被保認定率	18.7%	18.4%	18.6%	18.5%	18.4%



出典：介護保険事業報告月報（各年度）

第1号被保険者における認定率の推移と県・全国との比較（各年度9月末現在）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
砺波地方管内	18.7%	18.4%	18.6%	18.5%	18.4%
富山県	18.7%	18.8%	19.2%	19.7%	19.9%
全国	18.5%	18.6%	18.8%	19.1%	19.7%

出典：介護保険事業状況報告月報（各年度）

(2) 要介護度別認定者数の推移

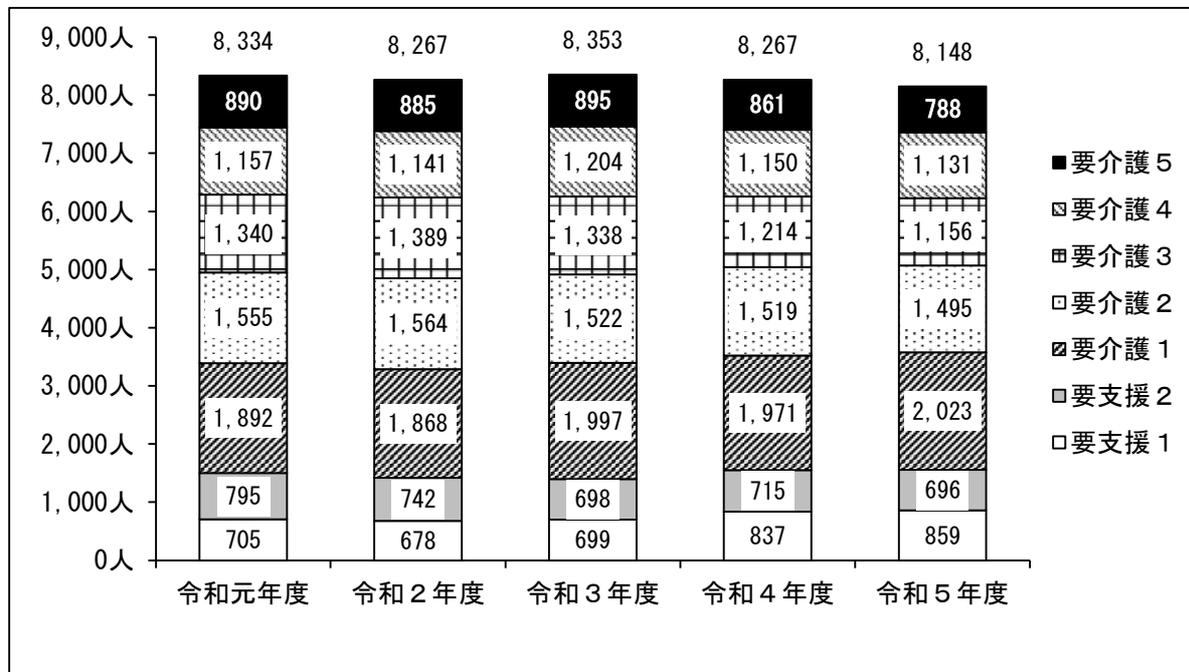
当組合管内の要介護度別の認定者数の推移をみると、令和3年度が8,353人で、それ以降は減少傾向となっています。令和5年度全体では8,148人となっており、介護度別で見ると要介護1が2,023人と最も多くなっています。

また、要介護度別構成比をみると、国や県より要介護者の割合が高くなっている傾向がみられます。

要介護度別認定者数の推移（各年度9月末現在）

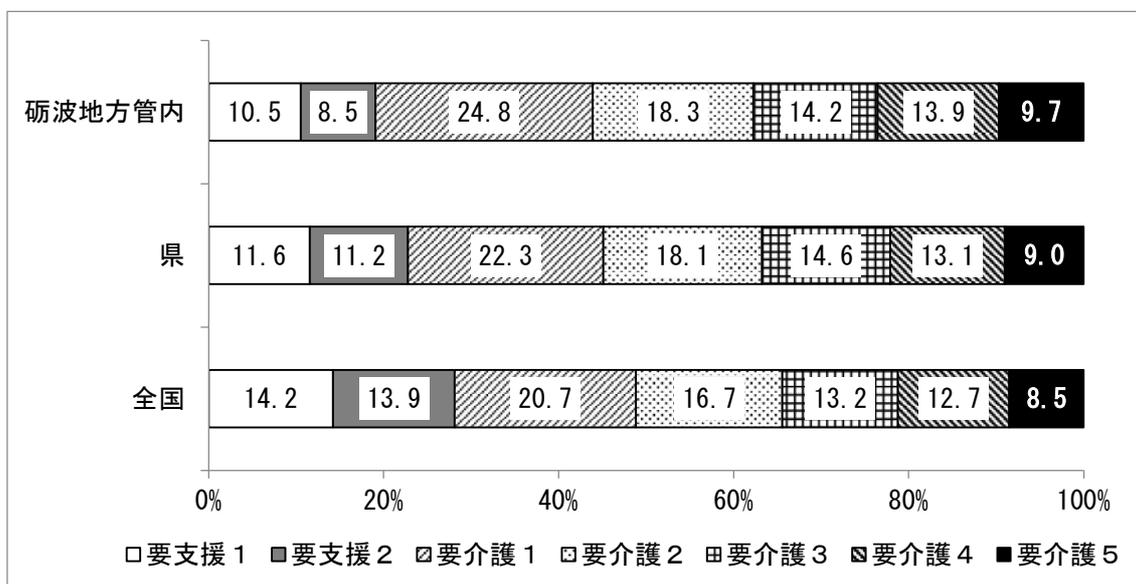
（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
令和元年度	705	795	1,892	1,555	1,340	1,157	890	8,334
令和2年度	678	742	1,868	1,564	1,389	1,141	885	8,267
令和3年度	699	698	1,997	1,522	1,338	1,204	895	8,353
令和4年度	837	715	1,971	1,519	1,214	1,150	861	8,267
令和5年度	859	696	2,023	1,495	1,156	1,131	788	8,148



出典：介護保険事業報告月報（各年度）

要介護度別構成比の比較

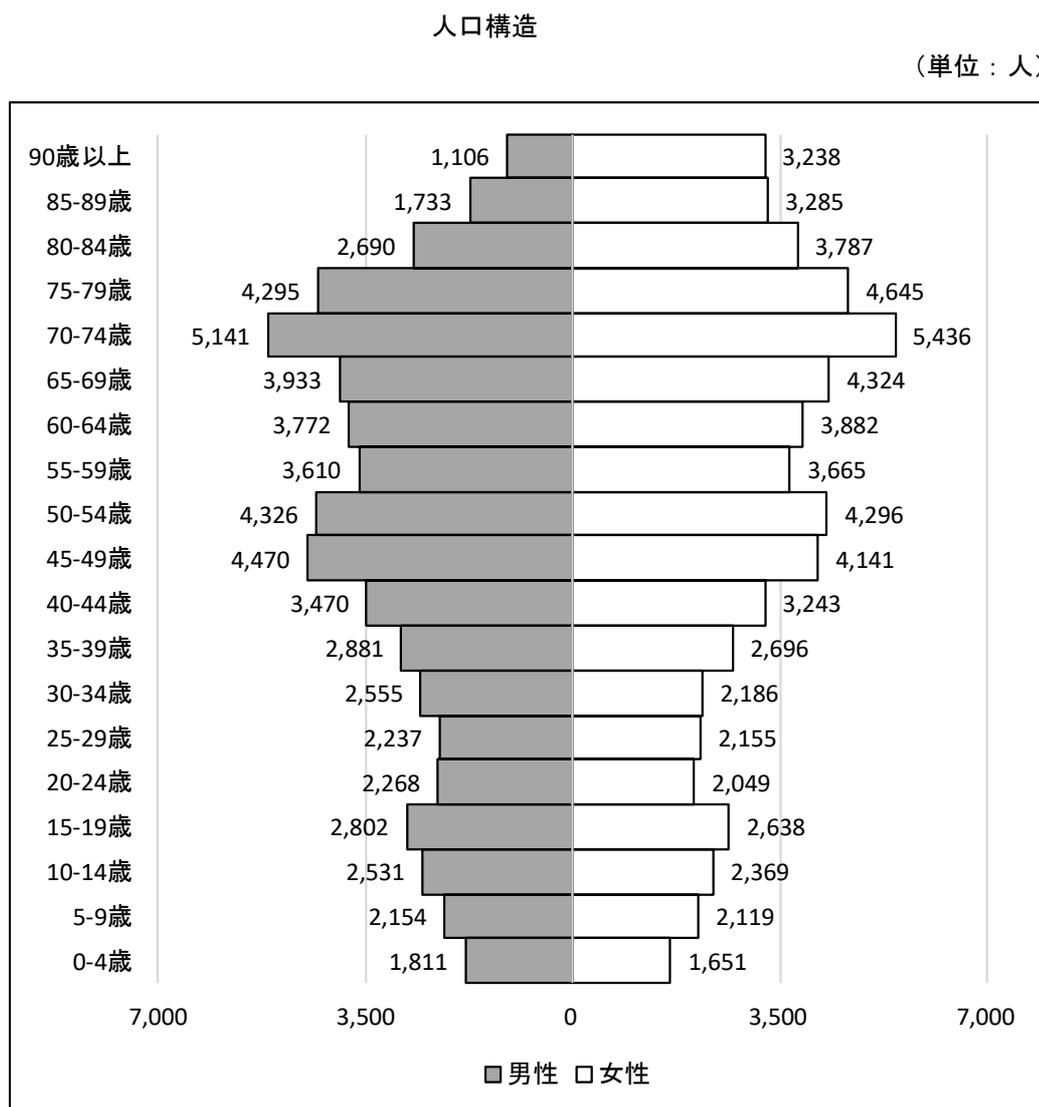


出典:介護保険事業報告月報(令和5年9月分)

4 人口構造

令和5年10月1日現在の人口を年齢別にみると、いわゆる「団塊の世代」が概ね70～74歳に到達したため、全体の人口の中で、この年齢の人口が特に多くなっています。

引き続き高齢者人口の増加がみられており、特に75歳以上では女性が多くなっています。



出典：「人口移動調査 富山県の人口」（令和5年10月1日現在）

5 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

令和5年12月末における、構成3市の有料老人ホームの施設数と定員数、サービス付き高齢者向け住宅の施設数と戸数は、以下のとおりとなっています。

サービス名		施設数	定員数 (戸数)
		令和5年12月末	
砺波市	有料老人ホーム	5	141
	うち、特定施設の指定を受けるもの		
	サービス付き高齢者向け住宅	2	56
	うち、特定施設の指定を受けるもの		
小矢部市	有料老人ホーム	2	17
	うち、特定施設の指定を受けるもの		
	サービス付き高齢者向け住宅		
	うち、特定施設の指定を受けるもの		
南砺市	有料老人ホーム	1	32
	うち、特定施設の指定を受けるもの		
	サービス付き高齢者向け住宅	2	34
	うち、特定施設の指定を受けるもの		
合計		12	280

※サービス付き高齢者向け住宅は戸数

6 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（抜粋）

（1）調査の概要

本計画策定に向け、住民の生活状態に合った介護サービスを提供するため、高齢者の方々の実情を把握し、実情に応じた計画にするため、アンケート調査を実施しました。

（2）調査期間

令和5年5月12日～5月31日（提出期限6月23日）

（3）調査対象者及び回収状況

令和5年4月1日現在、組合管内にお住まいの65歳以上の方を対象に、郵送方式で実施しました。

配布数	回収数	回収率
8,400人	5,854件 (内有効票数5,827件)	69.7%

（4）調査票の設計

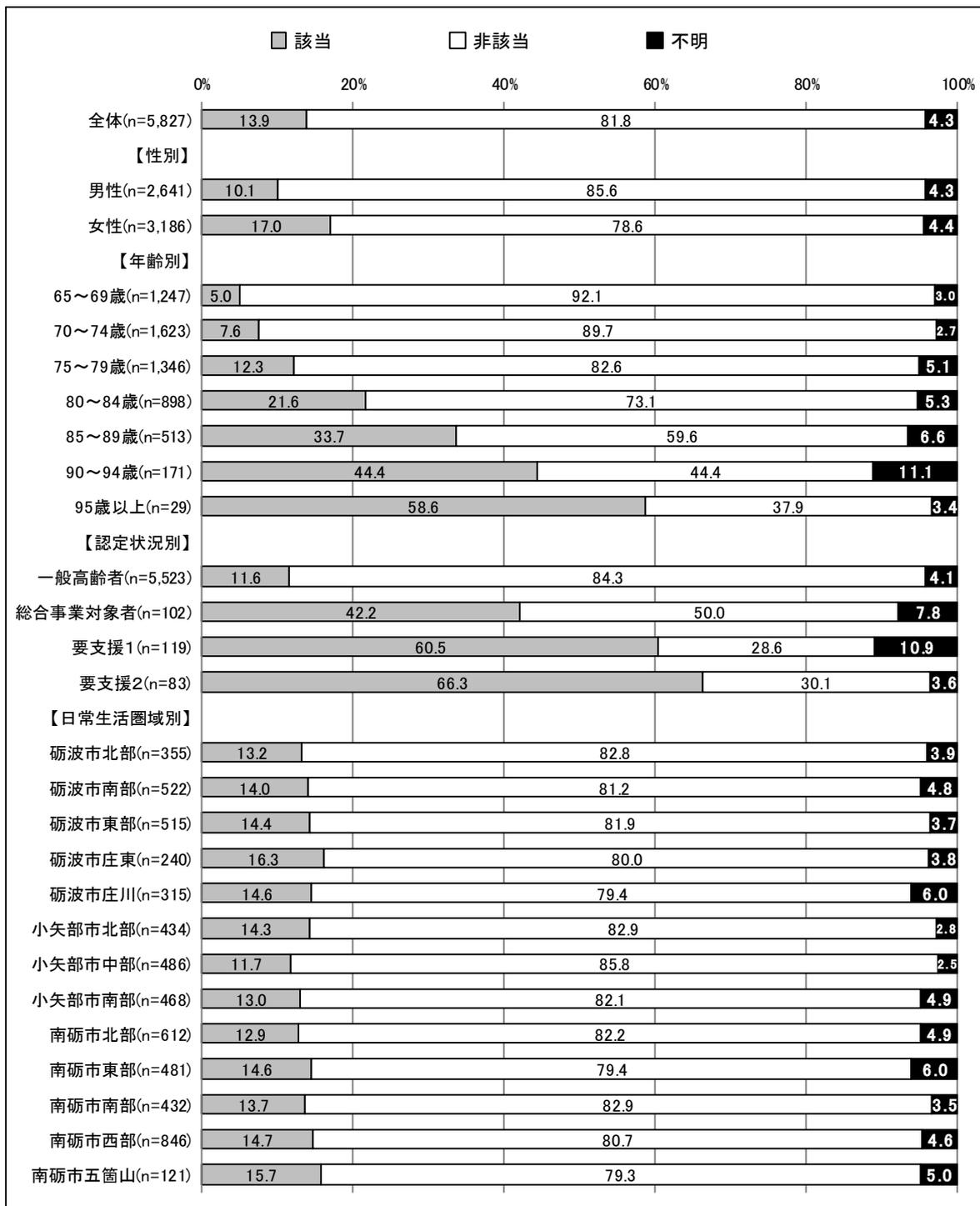
アンケート調査票は、厚生労働省が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」に、本組合が必要と判断した設問を加えて作成しました。

(5) 調査結果概要

① リスク判定：運動

運動器判定の結果、全体では「該当者」が13.9%、「非該当者」が81.8%となっています。性別で「該当者」割合をみると、男性が10.1%、女性が17.0%となっており、女性が男性を上回ります。

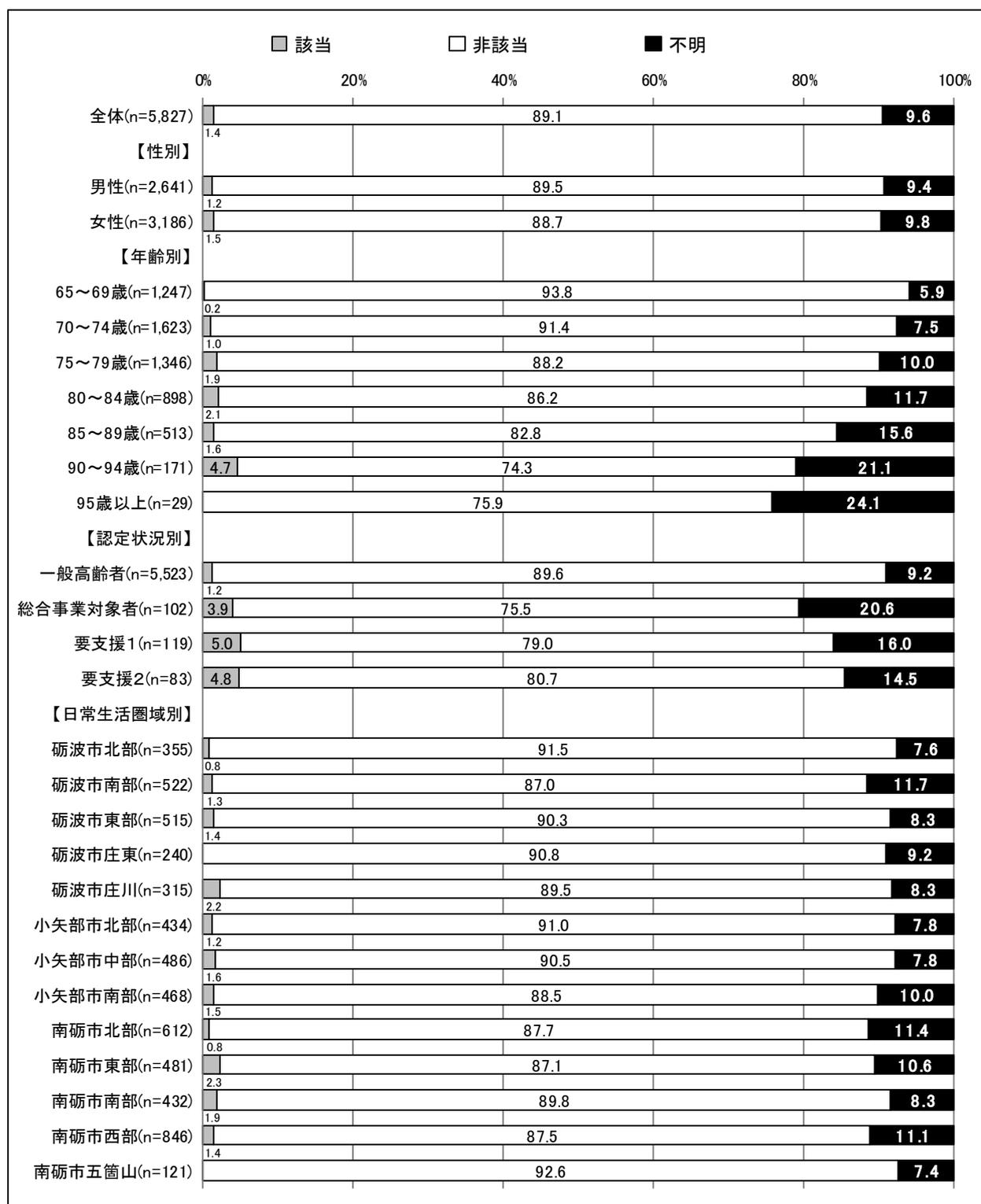
日常生活圏域別で「該当者」割合をみると、砺波市庄東は16.3%で、圏域の中で最も高くなっています。



②リスク判定：栄養改善

栄養改善判定の結果、全体では「該当者」が1.4%、「非該当者」が89.1%となっています。

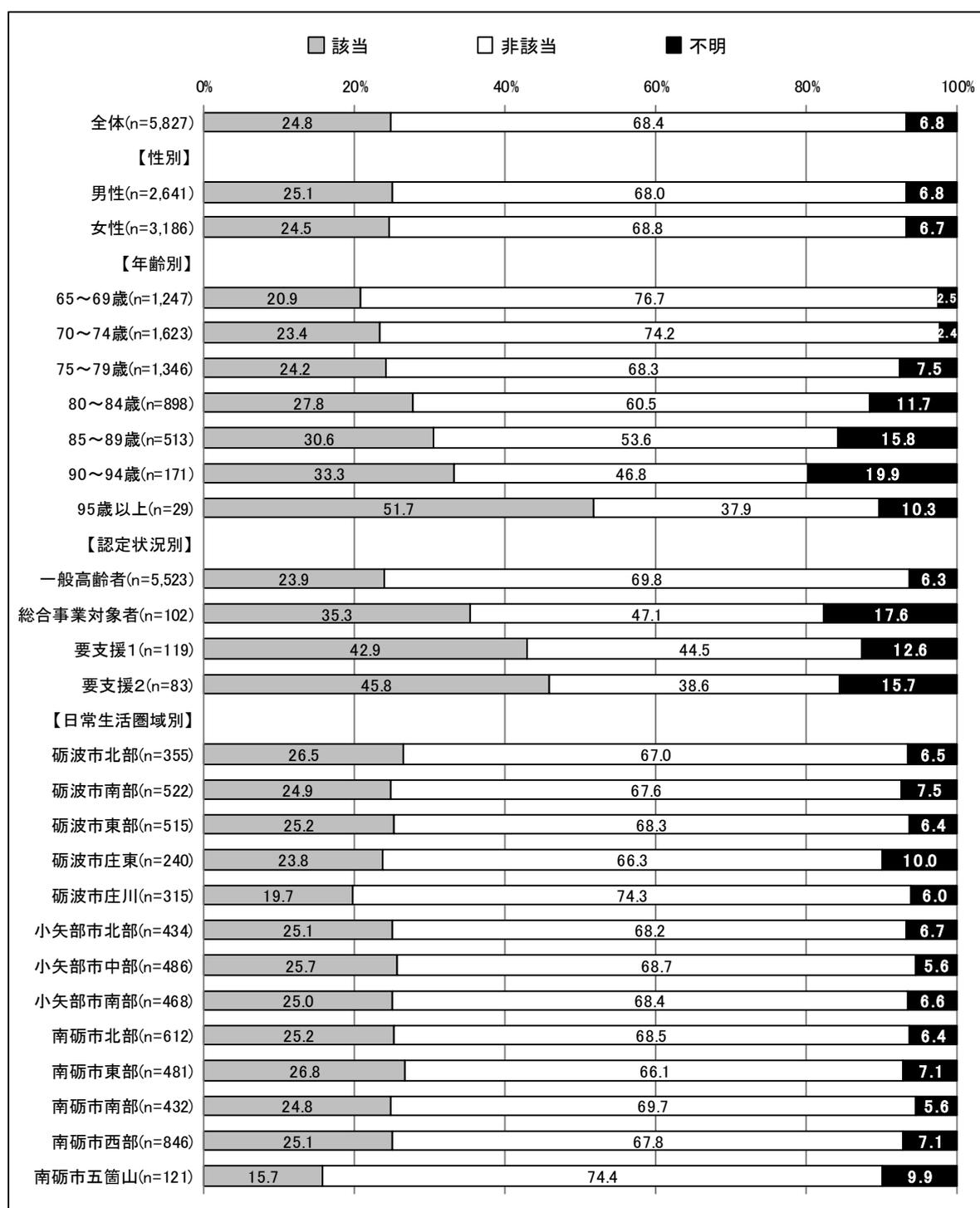
性別、年齢別、認定状況別、日常生活圏域別で「該当者」割合をみると、全ての層で1割未満となっています。



③リスク判定：口腔機能

口腔機能判定の結果、全体では「該当者」が24.8%、「非該当者」が68.4%となっています。

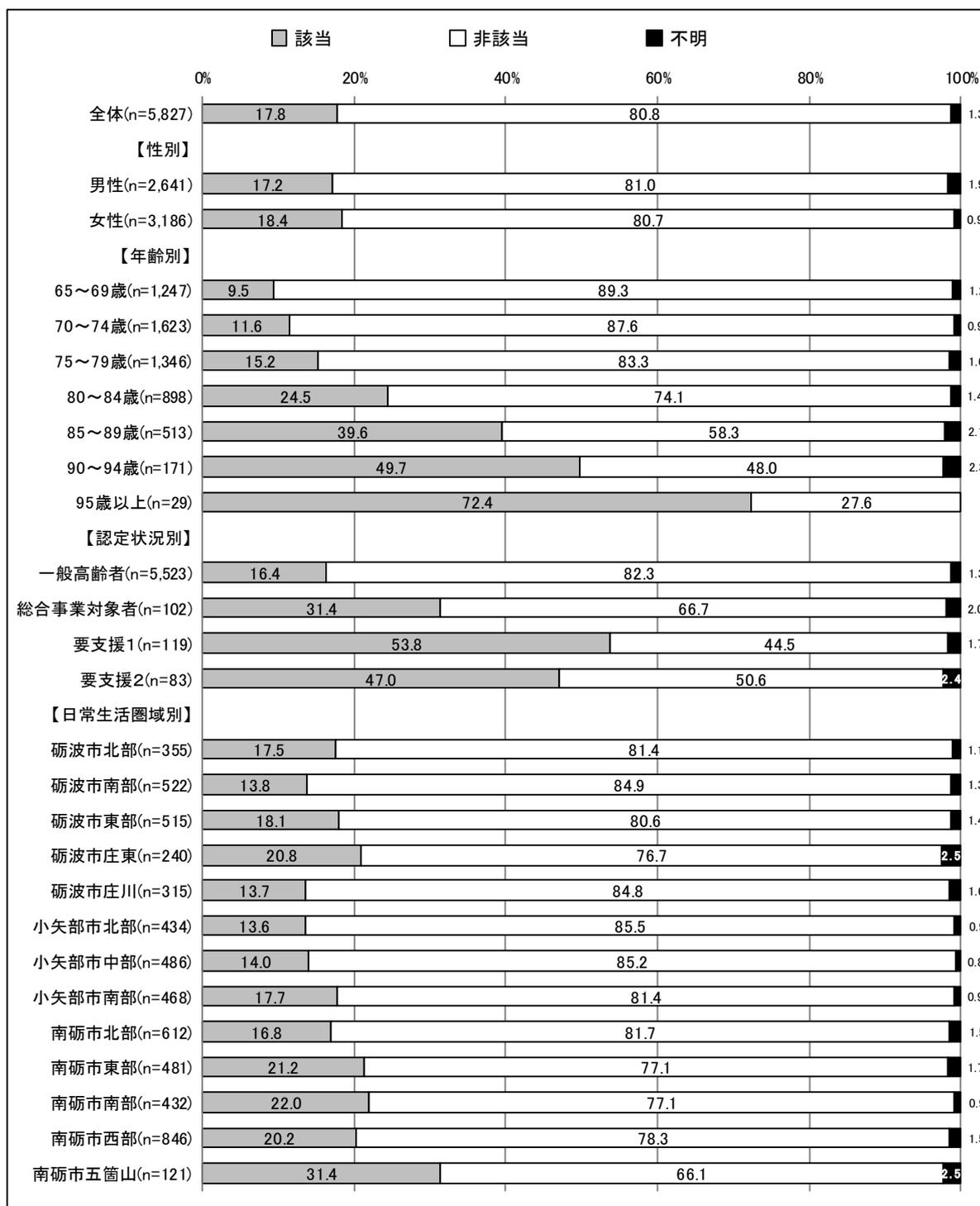
生活圏域別で「該当者」割合をみると、南砺市五箇山は15.7%で、他の圏域に比べて最も低くなっています。



④リスク判定：閉じこもり予防

閉じこもり予防判定の結果、全体では「該当者」が17.8%、「非該当者」が80.8%となっています。

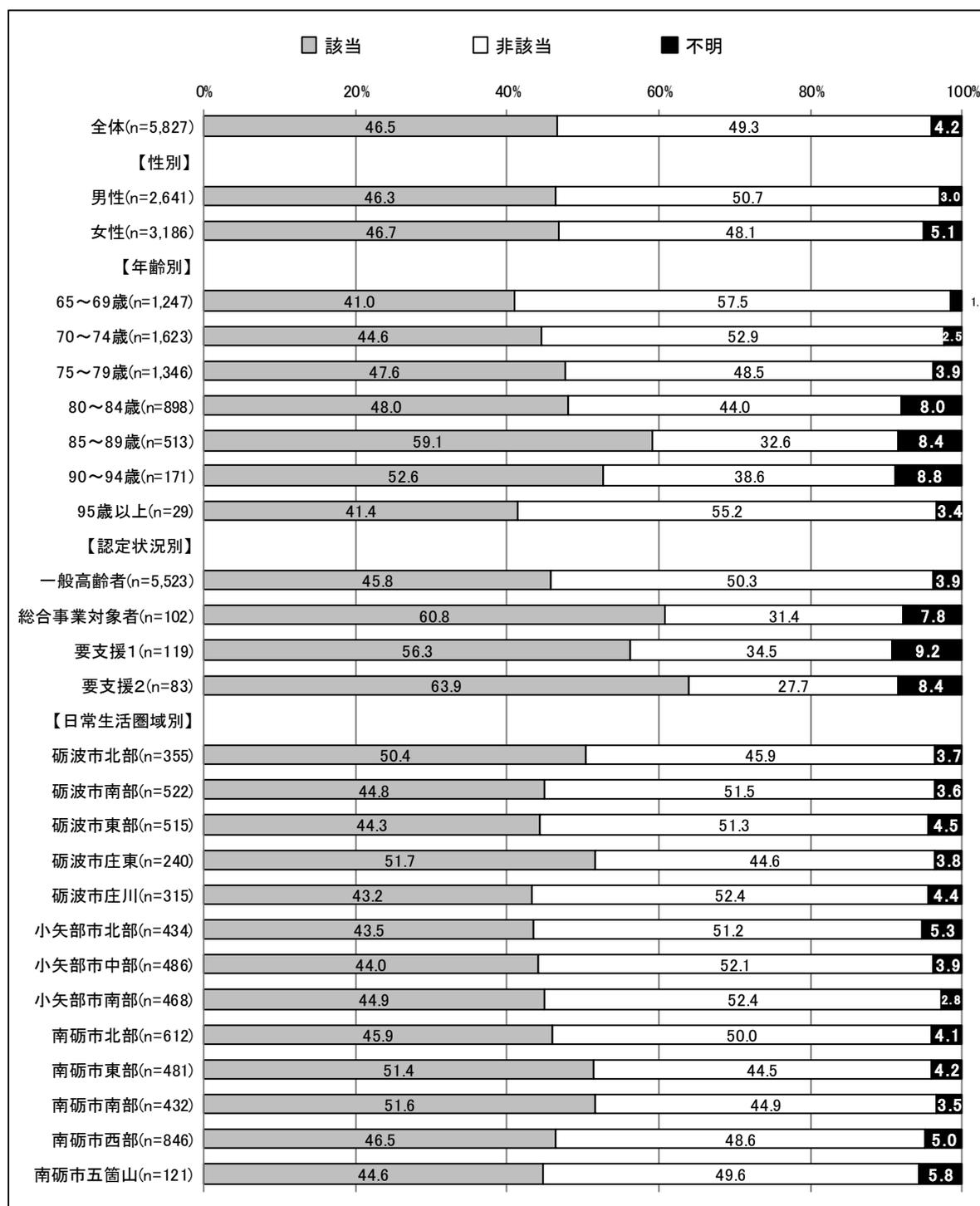
日常生活圏域別で「該当者」割合をみると、南砺市五箇山では31.4%で、他の圏域に比べて最も高くなっています。



⑤リスク判定：認知症予防

認知症予防判定の結果、全体では「該当者」が46.5%、「非該当者」が49.3%となっています。

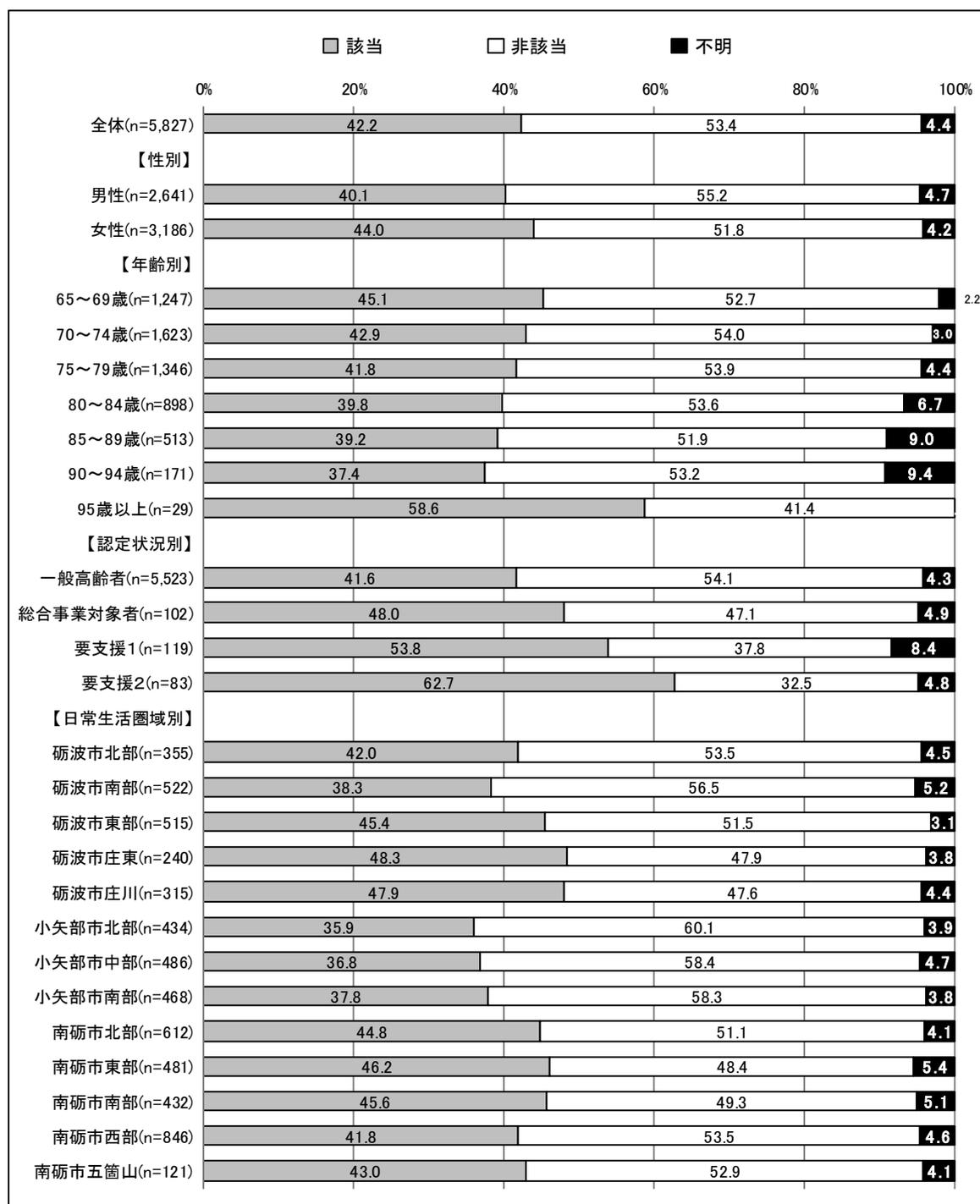
日常生活圏域別で「該当者」割合をみると、砺波市北部、砺波市庄東、南砺市東部、南砺市南部で半数を超えています。



⑥リスク判定：うつ予防

うつ予防判定の結果、全体では「該当者」が42.2%、「非該当者」が53.4%となっています。

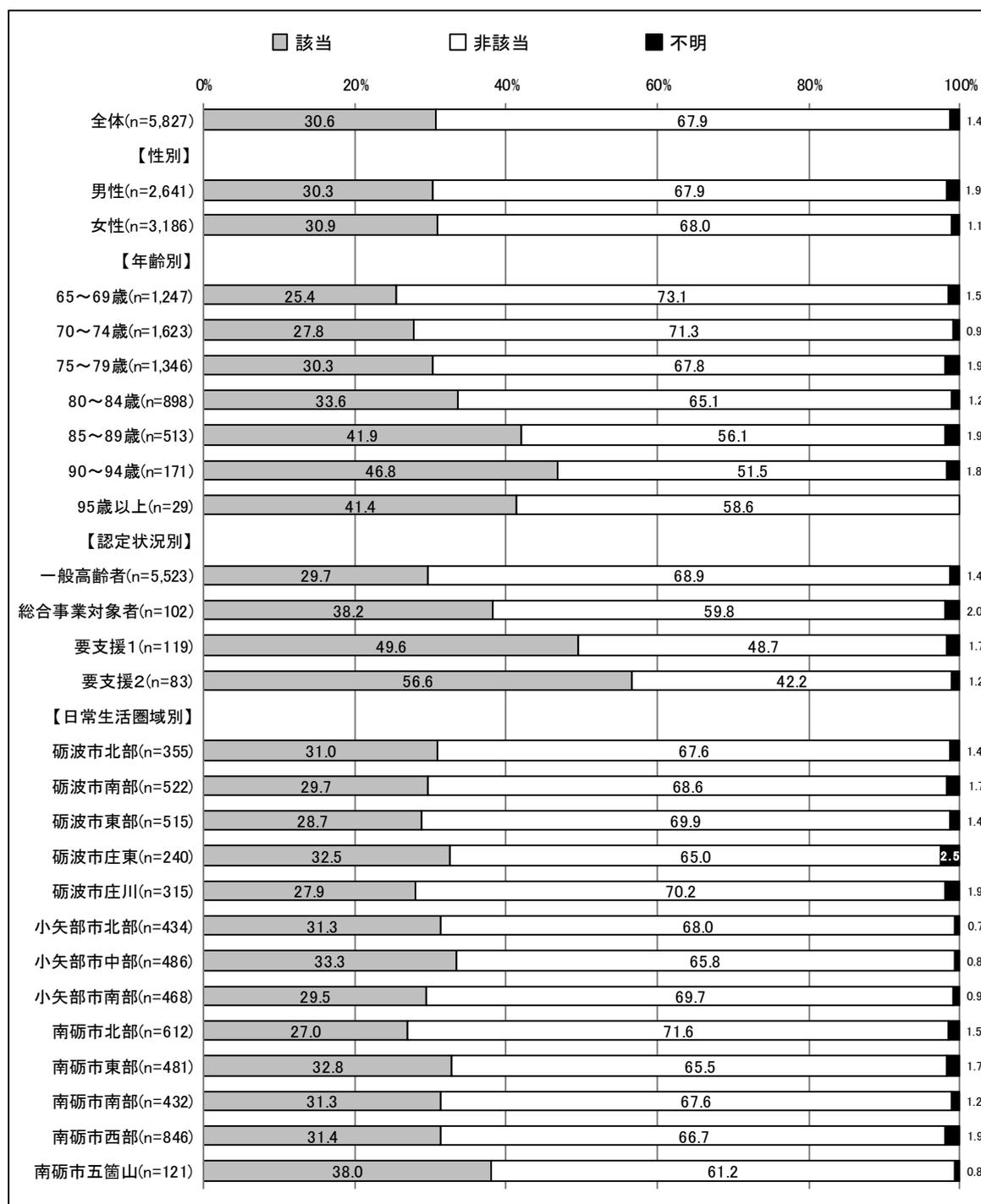
日常生活圏域別で「該当者」割合をみると、砺波市庄東は48.3%で、他の圏域に比べて最も高くなっています。



⑦リスク判定：転倒リスク

転倒リスク判定の結果、全体では「該当者」が30.6%、「非該当者」が67.9%となっています。

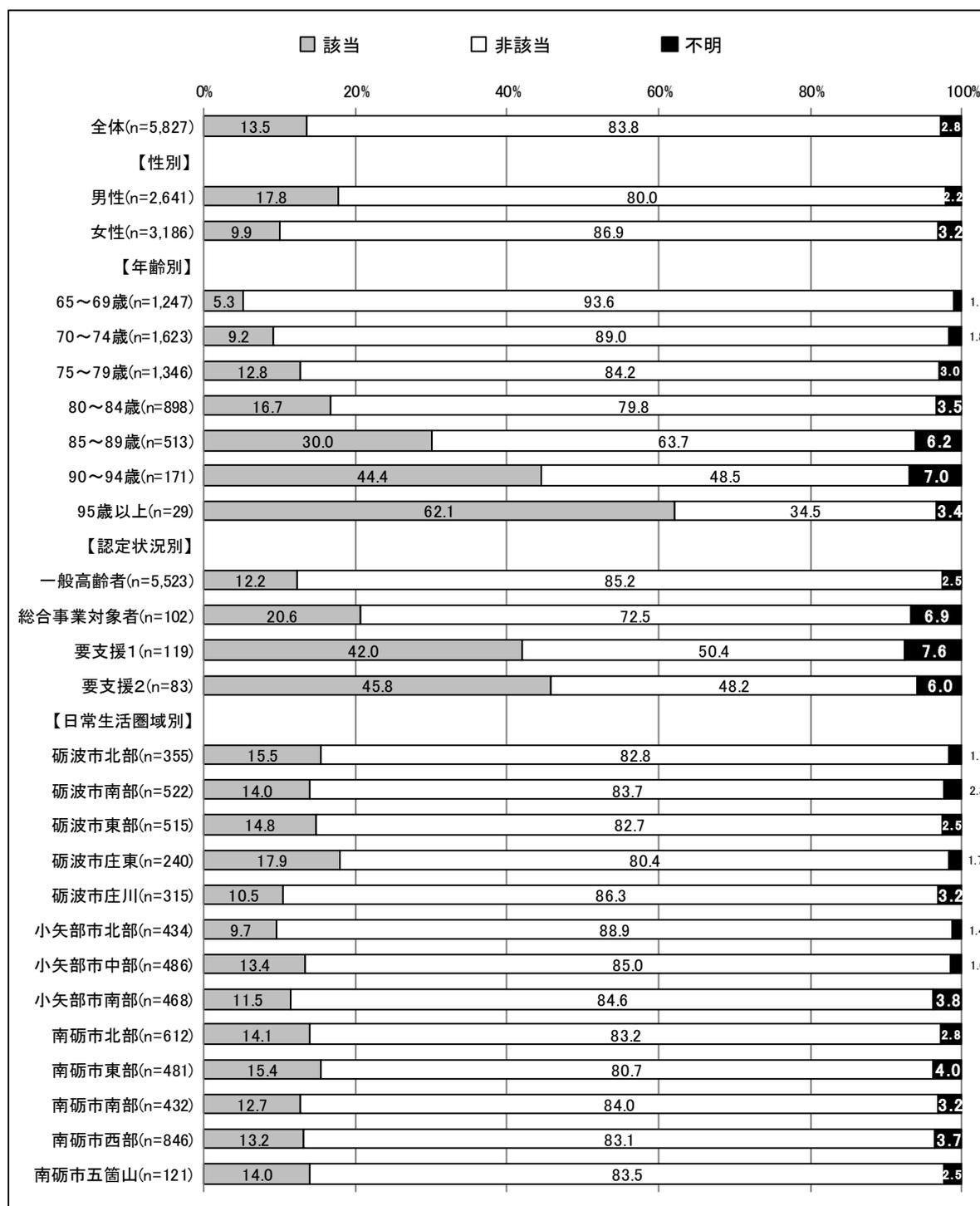
日常生活圏域別で「該当者」割合をみると、南砺市五箇山は38.0%で、他の圏域に比べて最も高くなっています。



⑧リスク判定：I ADL判定（手段的自立度）

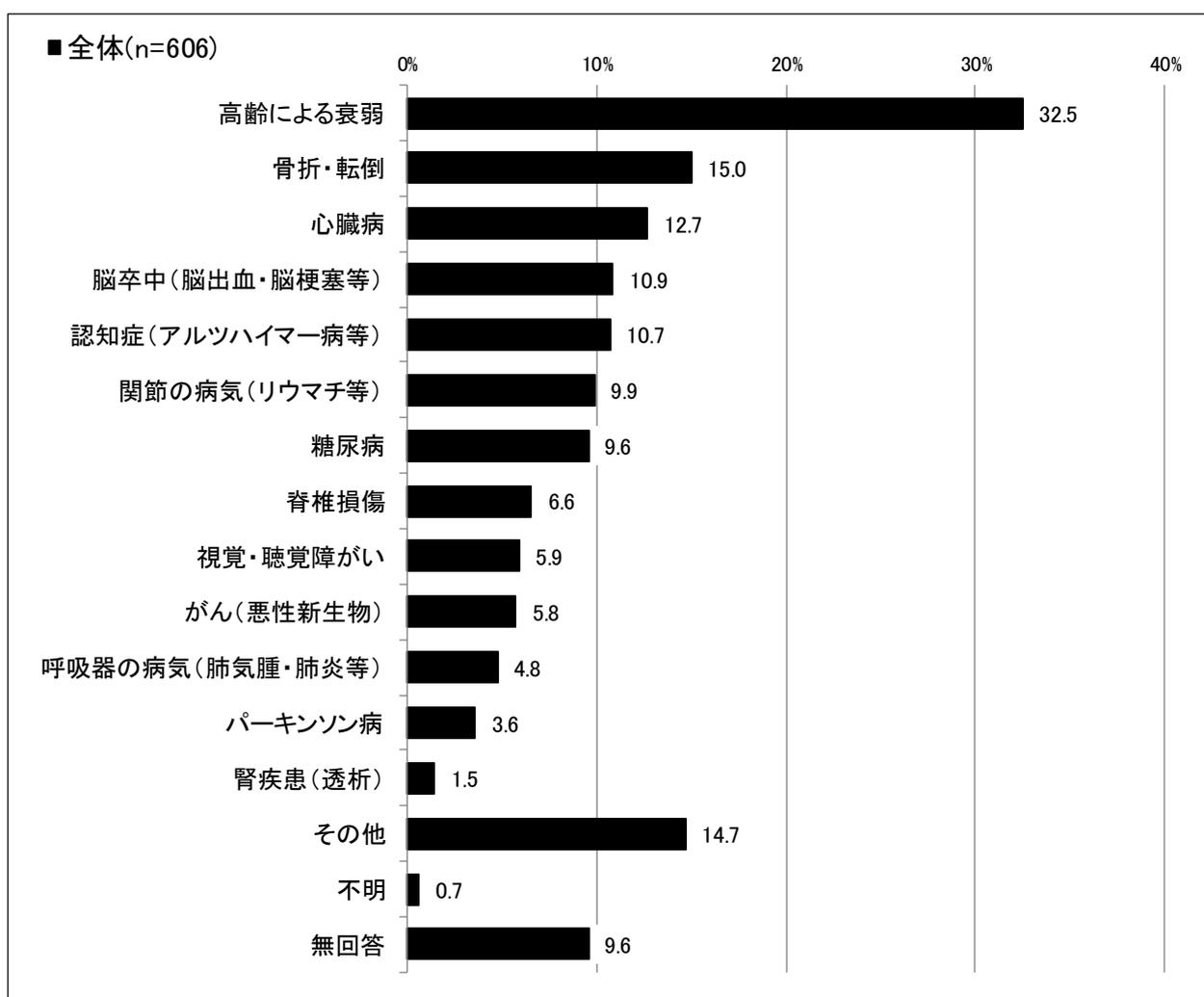
I ADL判定の結果、全体では「該当者」が13.5%、「非該当者」が83.8%となっています。

日常生活圏域別で「該当者」の割合をみると、砺波市庄東は17.9%で、他の圏域に比べて最も高くなっています。



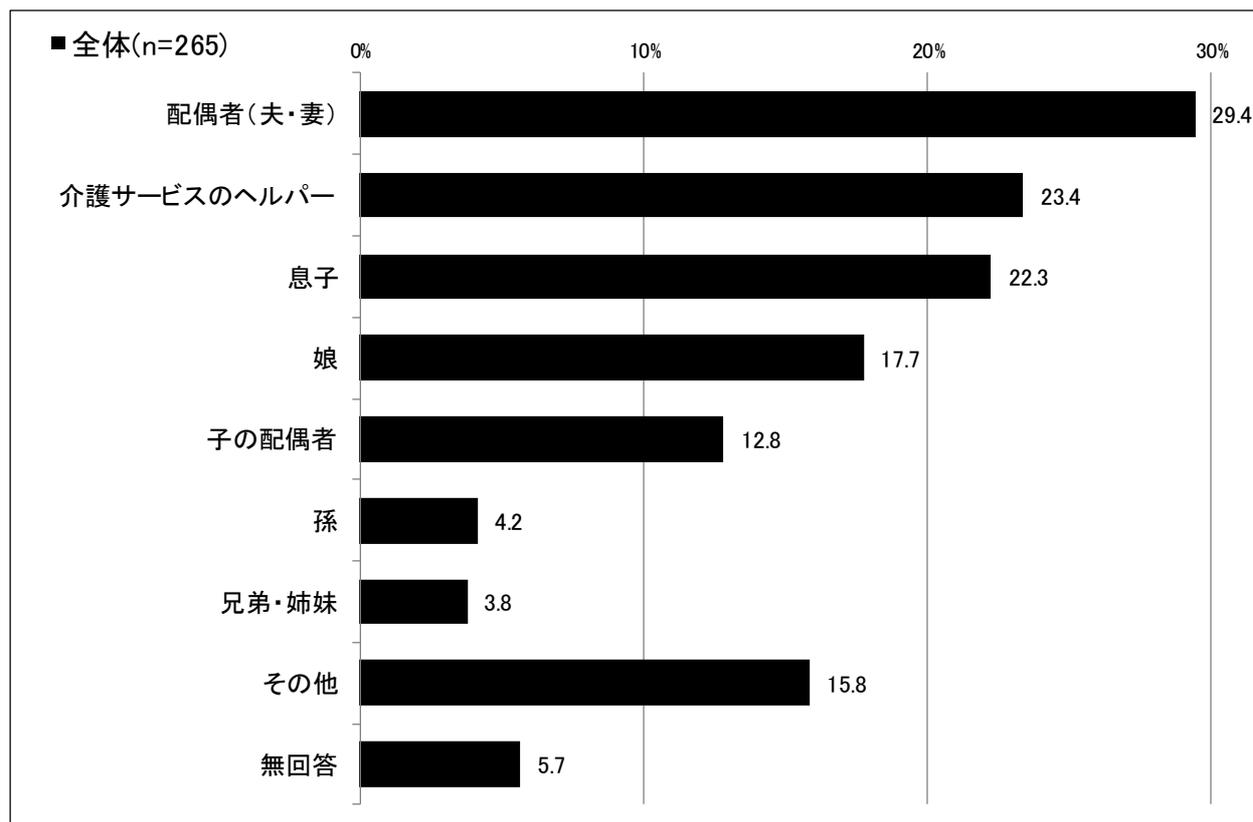
⑨介護・介助が必要になった主な原因（複数回答）

介護・介助が必要になった主な原因について、回答者 606 人（「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」または「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族等の介護を受けている場合も含む）」と回答した人）のうち、全体では「高齢による衰弱」が 32.5%、「骨折・転倒」が 15.0%、「心臓病」が 12.7%、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が 10.9%、「認知症（アルツハイマー病等）」が 10.7%などとなっています。



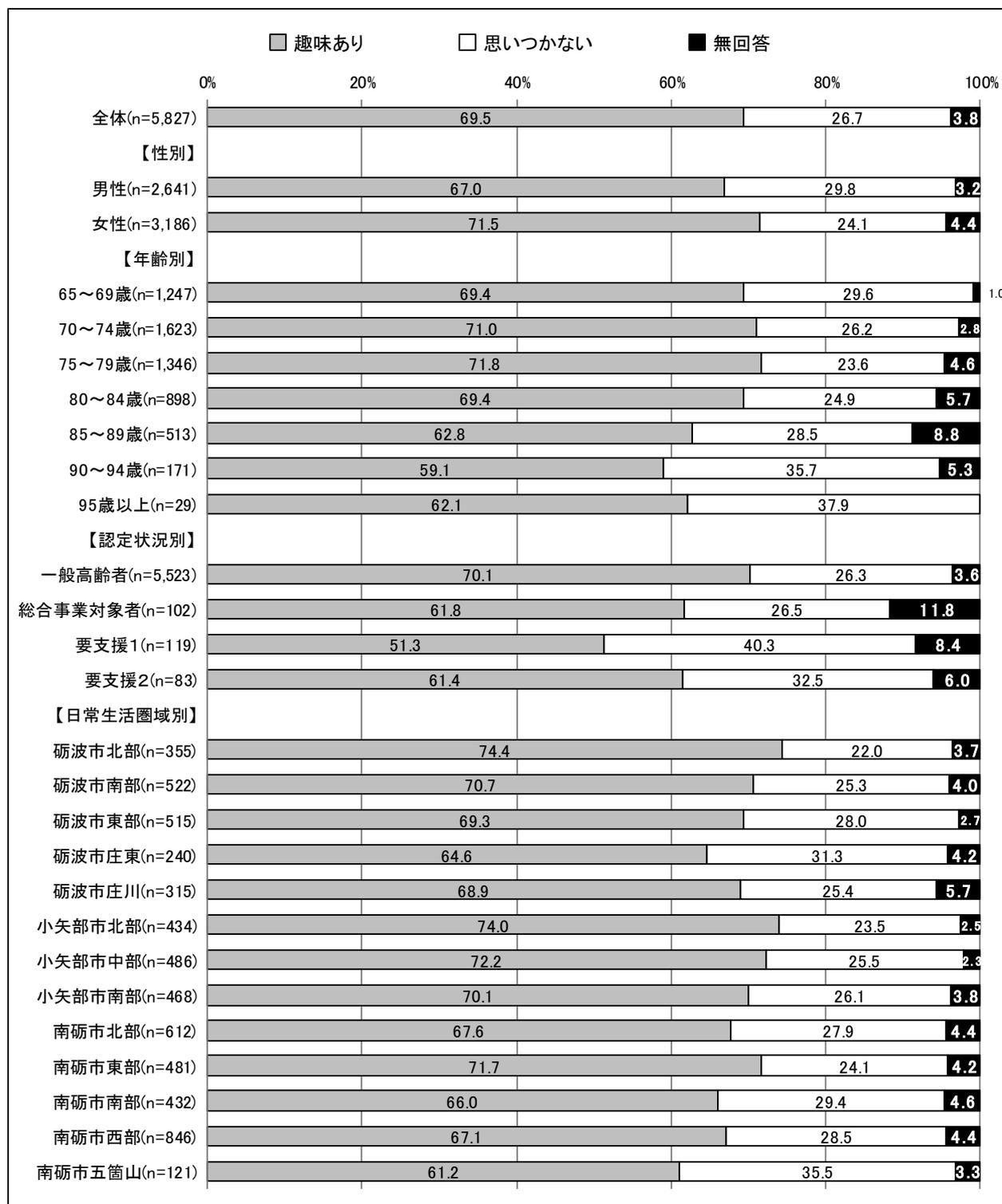
⑩主に誰の介護・介助を受けているか（複数回答）

主に誰の介護・介助を受けているかについて、回答者 265 人（「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族等の介護を受けている場合も含む）」と回答した人）のうち、全体では「配偶者（夫・妻）」が 29.4%、「介護サービスのヘルパー」が 23.4%、「息子」が 22.3%、「娘」が 17.7%などとなっています。



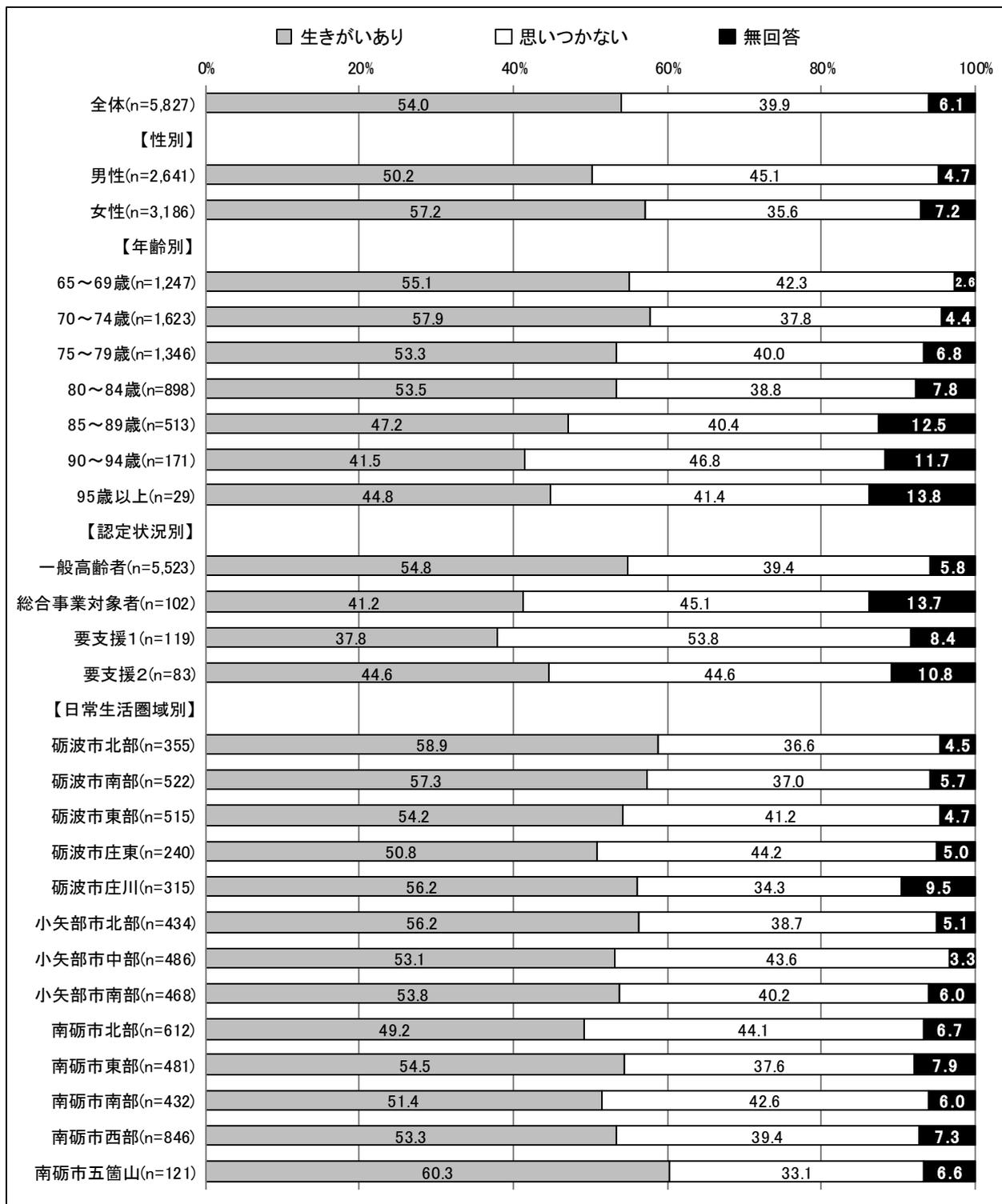
①趣味はあるか

全体では「趣味あり」が69.5%、「思いつかない」が26.7%となっています。



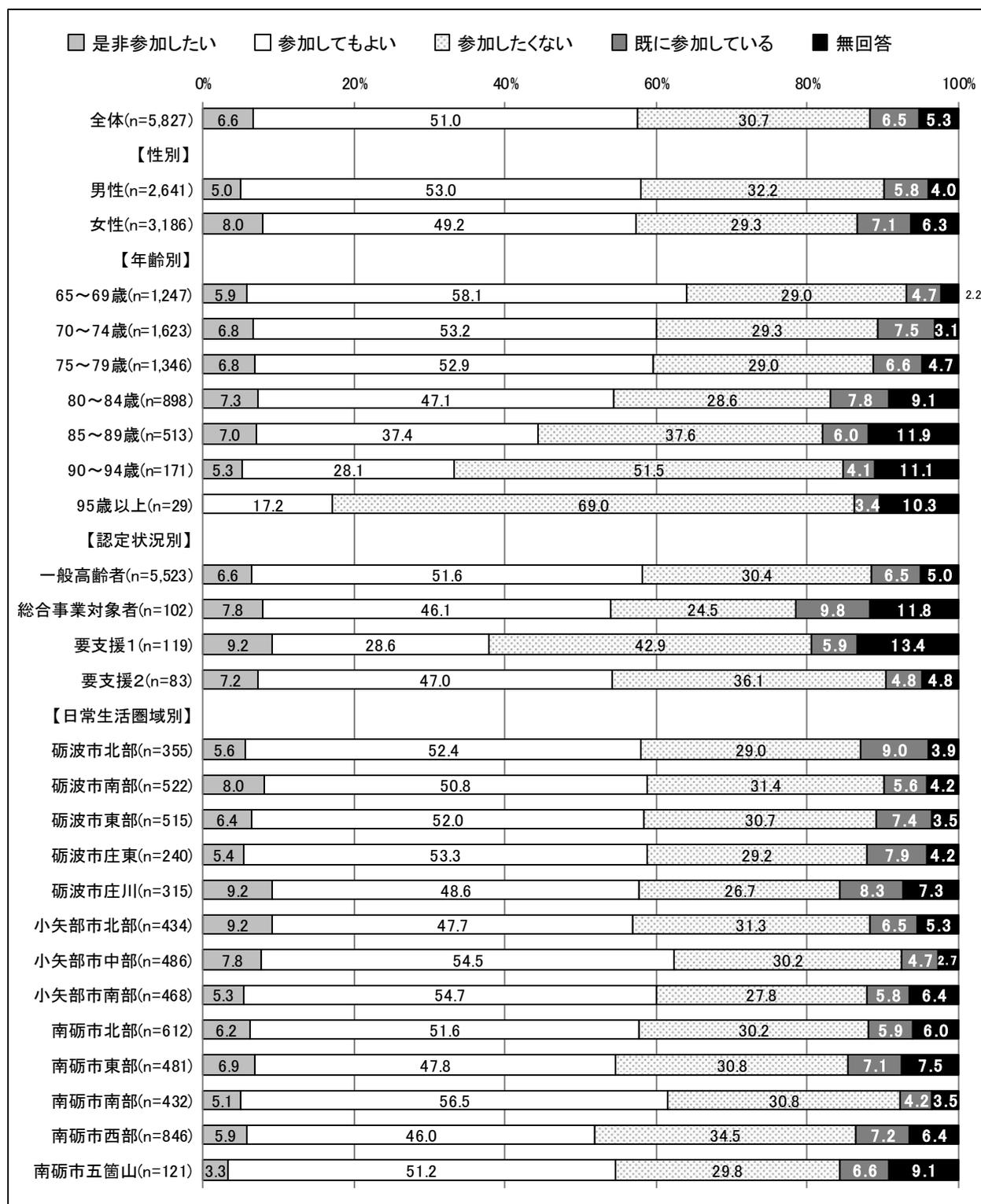
⑫生きがいはあるか

全体では「生きがいあり」が54.0%、「思いつかない」が39.9%となっています。



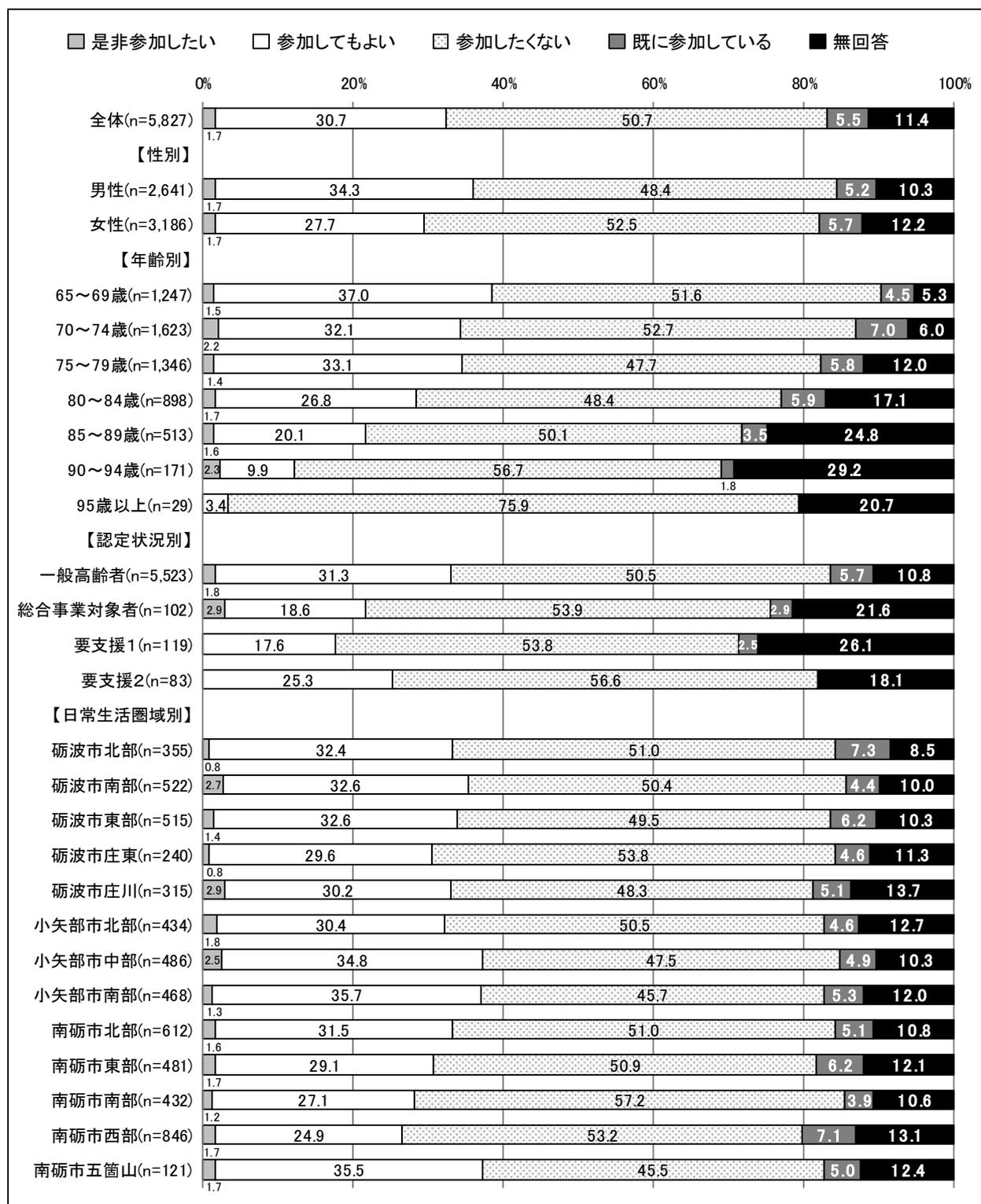
⑬参加者としての地域活動等への参加意向

全体では「参加してもよい」が51.0%、「参加したくない」が30.7%、「是非参加したい」が6.6%、「既に参加している」が6.5%となっています。



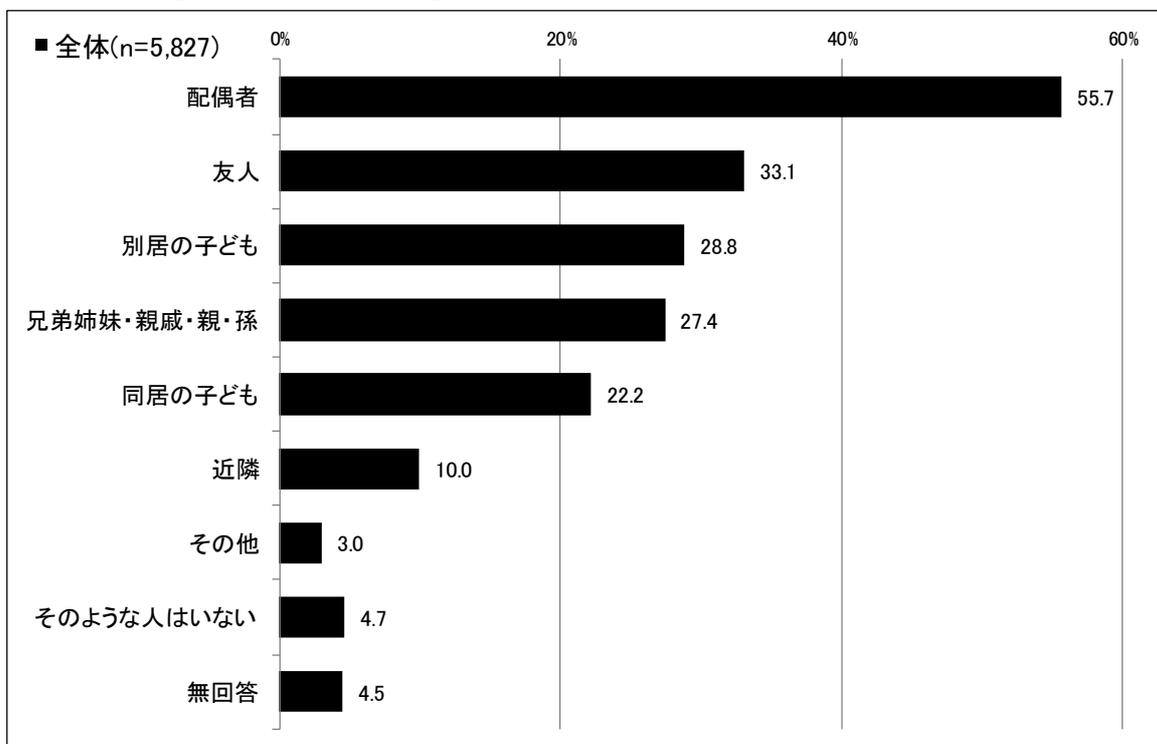
④企画・運営としての参加意向

全体では「参加したくない」が50.7%、「参加してもよい」が30.7%、「既に参加している」が5.5%、「是非参加したい」が1.7%となっています。



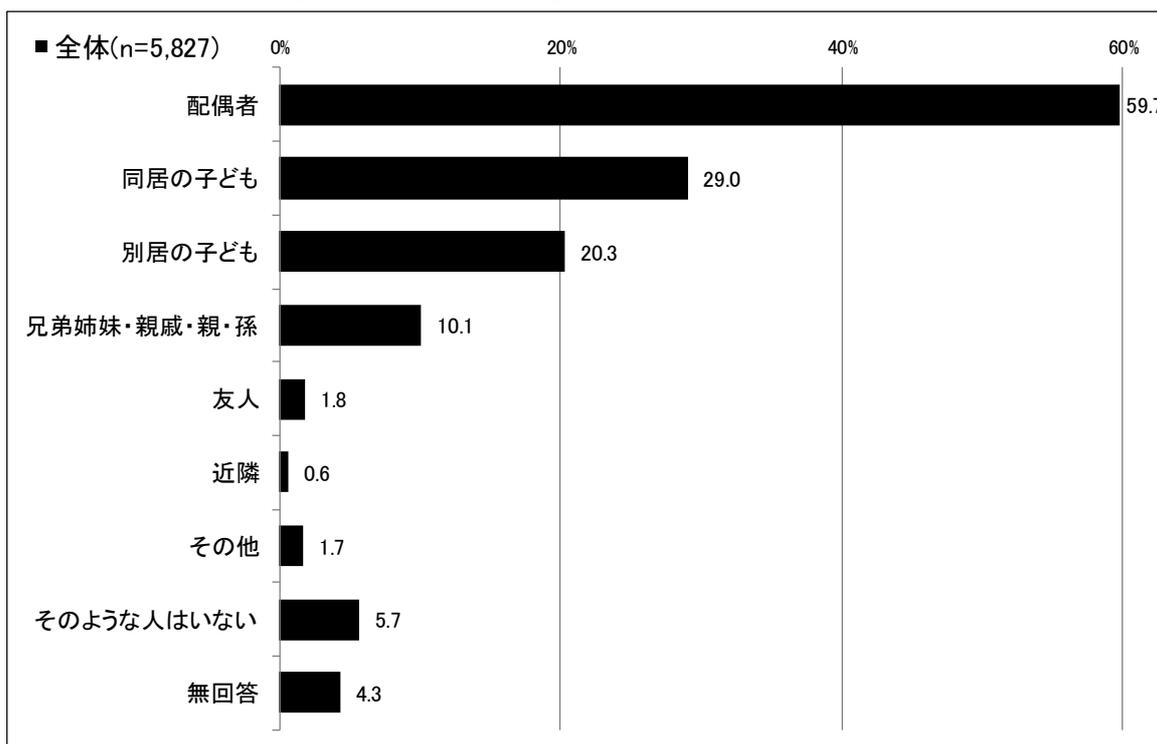
⑮あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答）

あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人について、全体では「配偶者」が55.7%、「友人」が33.1%、「別居の子ども」が28.8%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が27.4%、「同居の子ども」が22.2%、「近隣」が10.0%などとなっています。



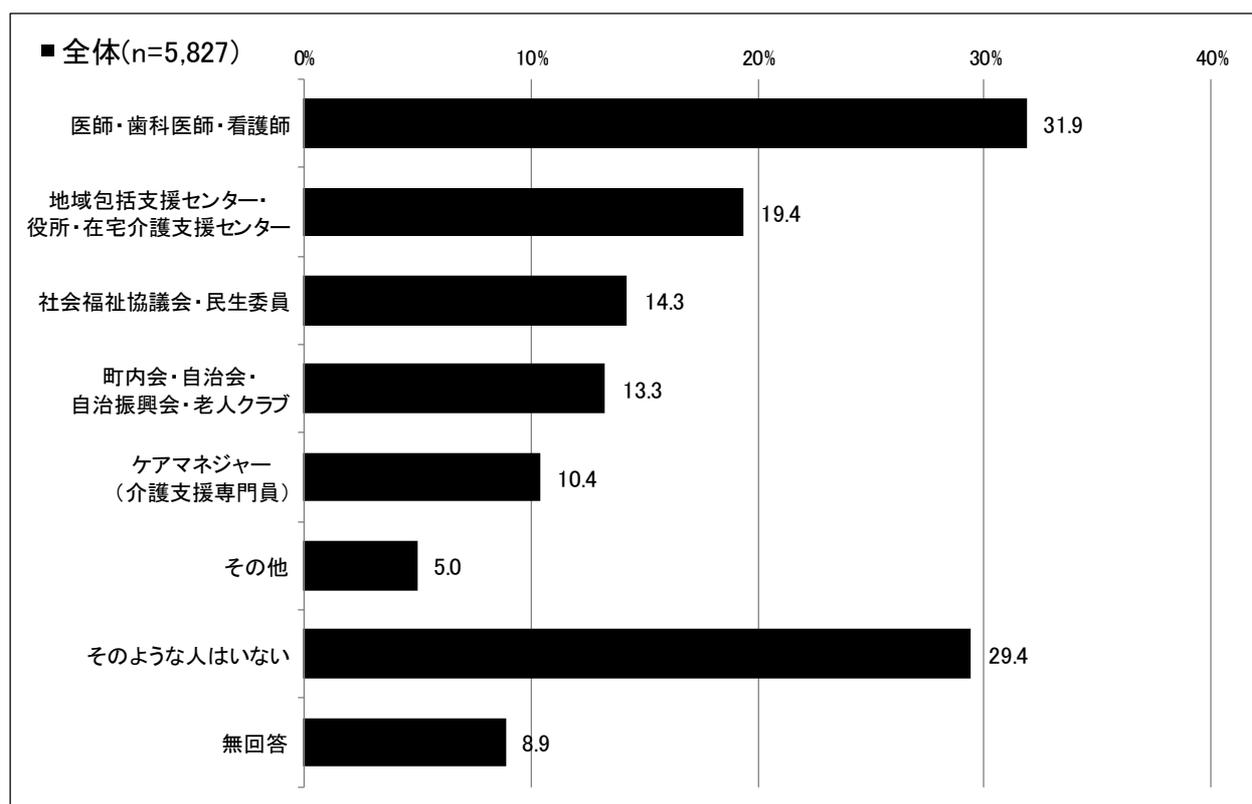
⑯あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人（複数回答）

「配偶者」が59.7%、「同居の子ども」が29.0%、「別居の子ども」が20.3%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が10.1%、「友人」が1.8%などとなっています。



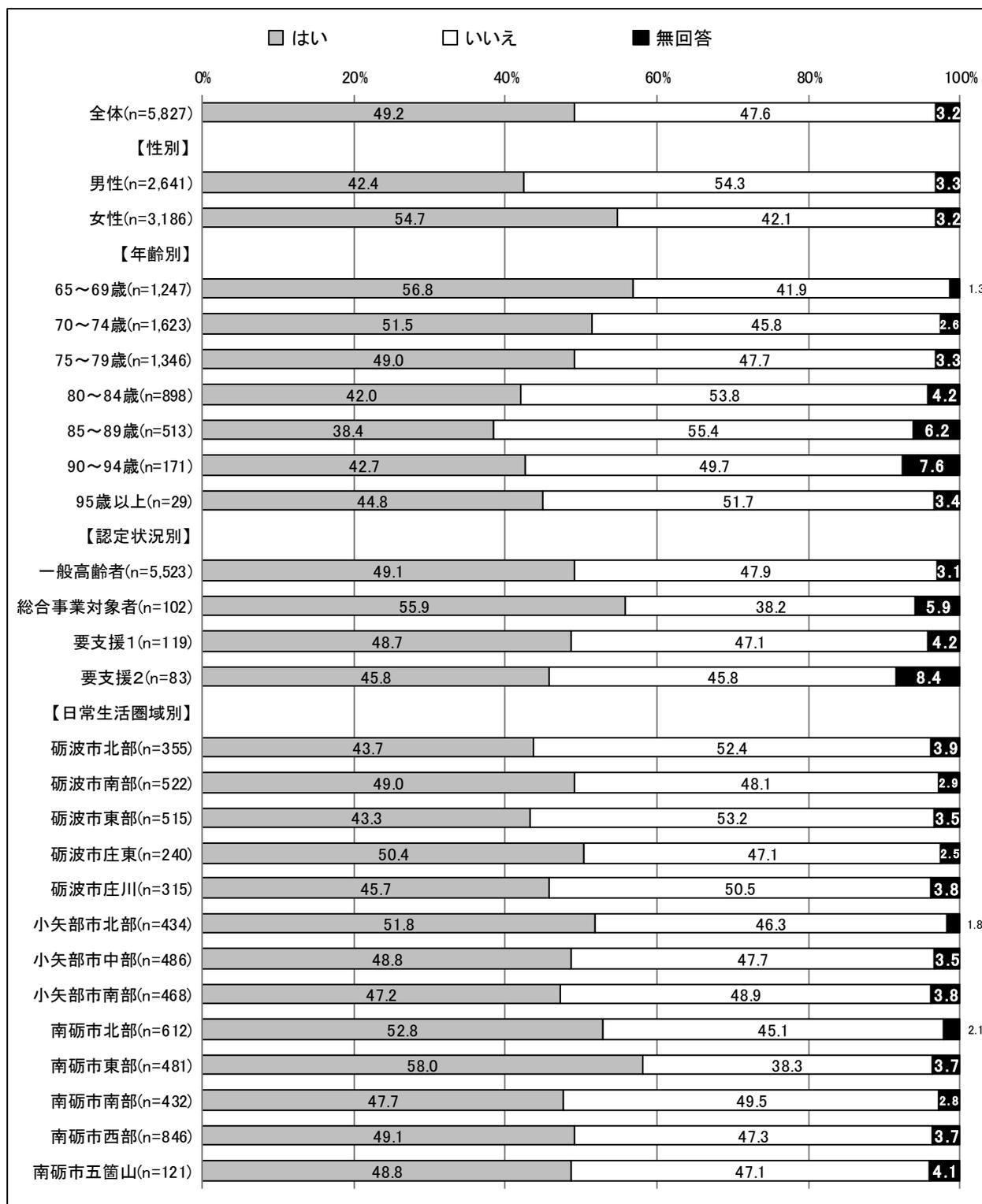
⑰家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手（複数回答）

全体では「医師・歯科医師・看護師」が31.9%、「地域包括支援センター・役所・在宅介護支援センター」が19.4%、「社会福祉協議会・民生委員」が14.3%、「町内会・自治会・自治振興会・老人クラブ」が13.3%、「ケアマネジャー」が10.4%などとなっています。



⑱認知症に関する相談窓口の認知度

全体では「はい」が49.2%、「いいえ」が47.6%となっています。



7 在宅介護実態調査結果（抜粋）

（1）調査の概要

本計画策定に当たり、「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」の実現に向けて、介護サービス利用の実態やニーズの所在を把握し、実情に応じた計画にするため、アンケート調査を実施しました。

（2）調査期間

令和4年12月1日～令和5年3月31日

（3）調査対象者及び回収状況

令和4年11月30日現在、組合管内にお住まいの在宅の要支援・要介護認定の区分変更、更新申請者である方を対象とし、介護認定調査員による聞き取り方式で実施しました。

配布数	回収数	回収率
612件	612件 (内有効票数612件)	100.0%

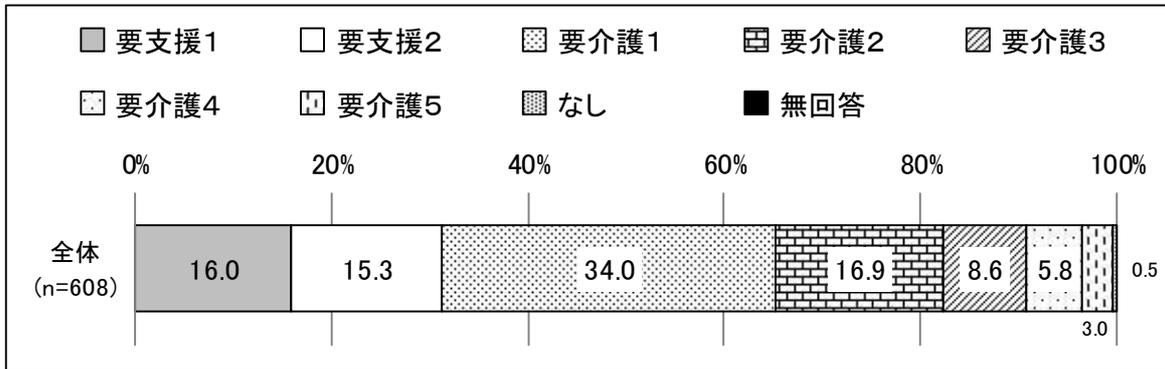
（4）調査票の設計

アンケート調査票は、厚生労働省が示した「在宅介護実態調査票」を用いて行いました。

(5) 調査結果概要

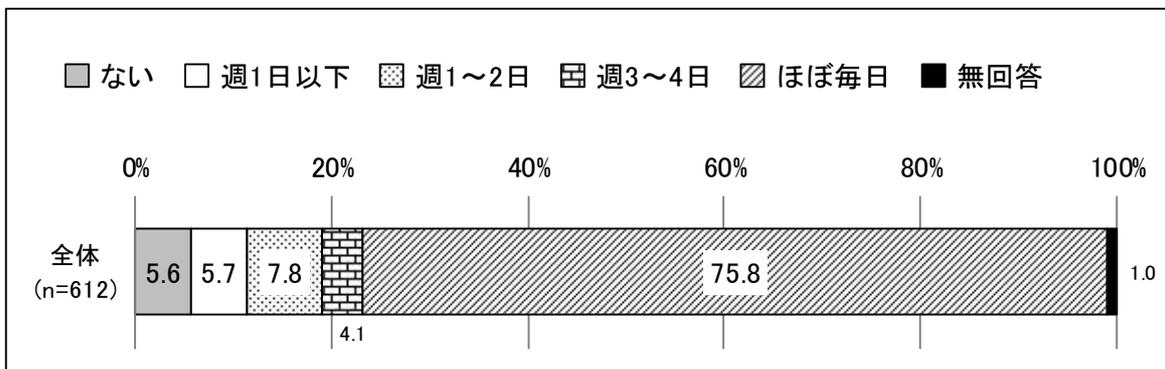
① 認定状況

調査対象者の認定状況は、「要介護1」が34.0%で最も多く、次いで「要介護2」が16.9%、「要支援1」が16.0%、「要支援2」が15.3%などの順となっています。



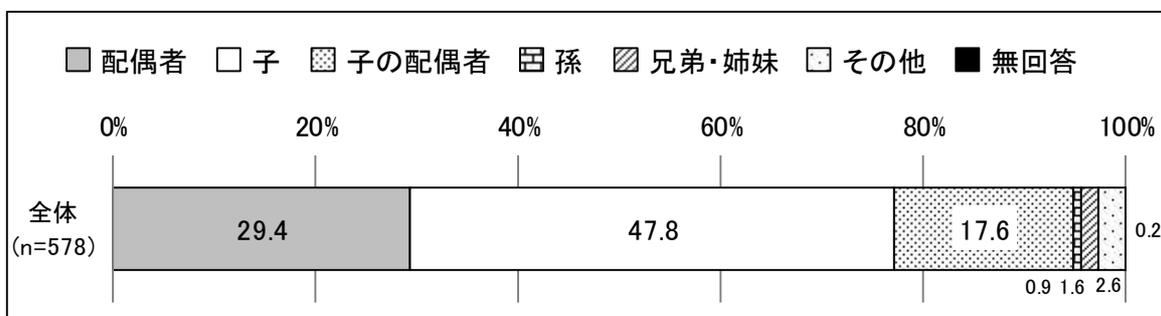
② ご家族やご親族の方からの介護の頻度

ご家族やご親族の方からの介護の頻度は、「ほぼ毎日」が最も多く75.8%、次いで「週に1～2日」が7.8%、「週1日以下」が5.7%、「ない」が5.6%、「週3～4日」が4.1%となっています。



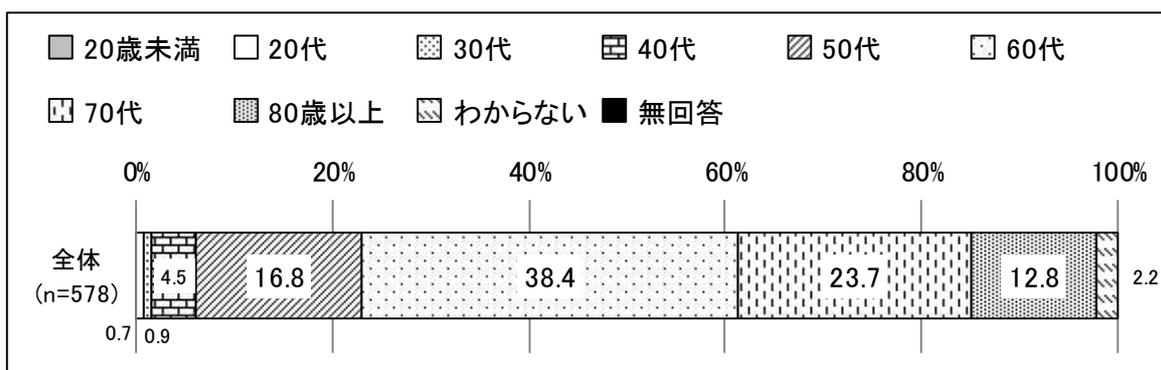
③主な介護者

主な介護者は、「子」が最も多く47.8%、次いで「配偶者」が29.4%、「子の配偶者」が17.6%などの順となっています。



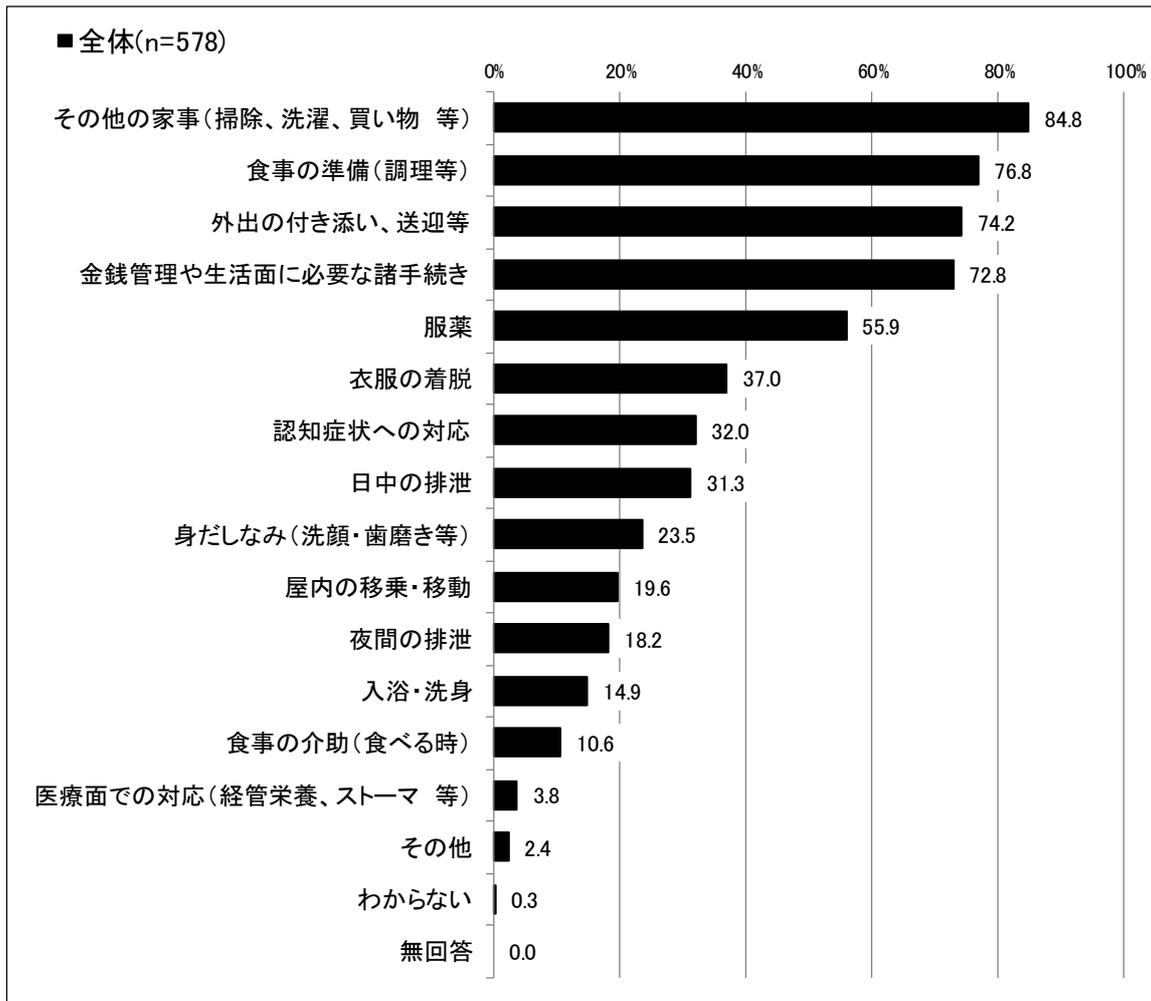
④主な介護者の方の年齢

主な介護者の方の年齢は、「60代」が最も多く38.4%、次いで「70代」が23.7%、「50代」が16.8%、「80歳以上」が12.8%などの順となっています。



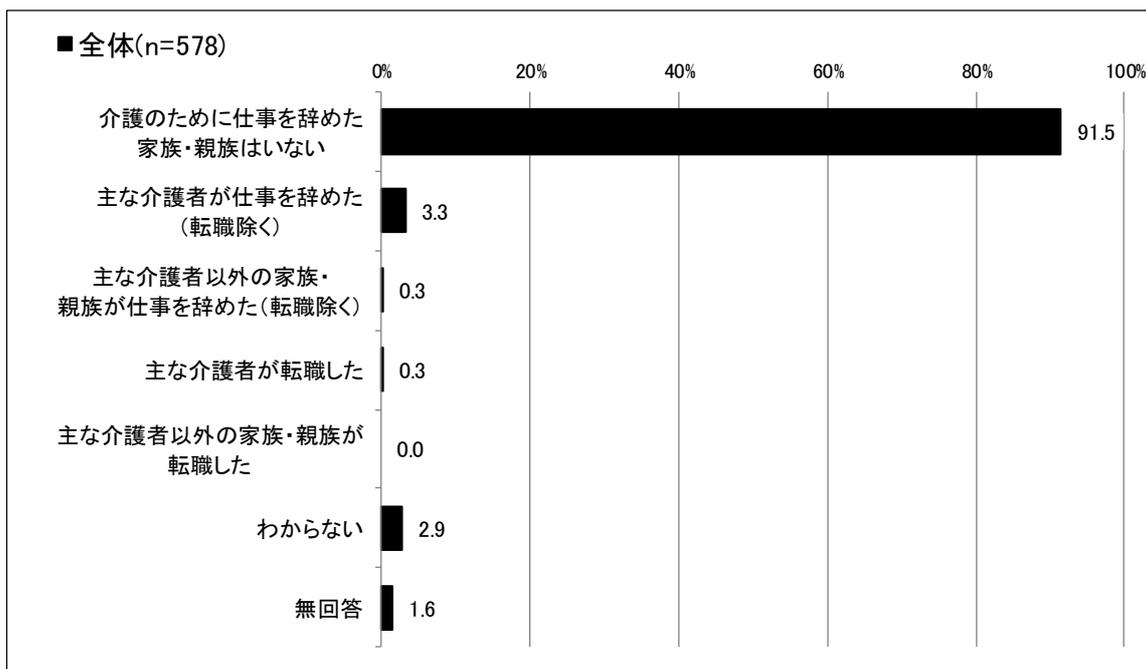
⑤現在、主な介護者の方が行っている介護等について（複数回答）

現在、主な介護者の方が行っている介護等は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が最も多く84.8%、次いで「食事の準備（調理等）」が76.8%、「外出の付き添い、送迎等」が74.2%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が72.8%、「服薬」が55.9%などの順となっています。



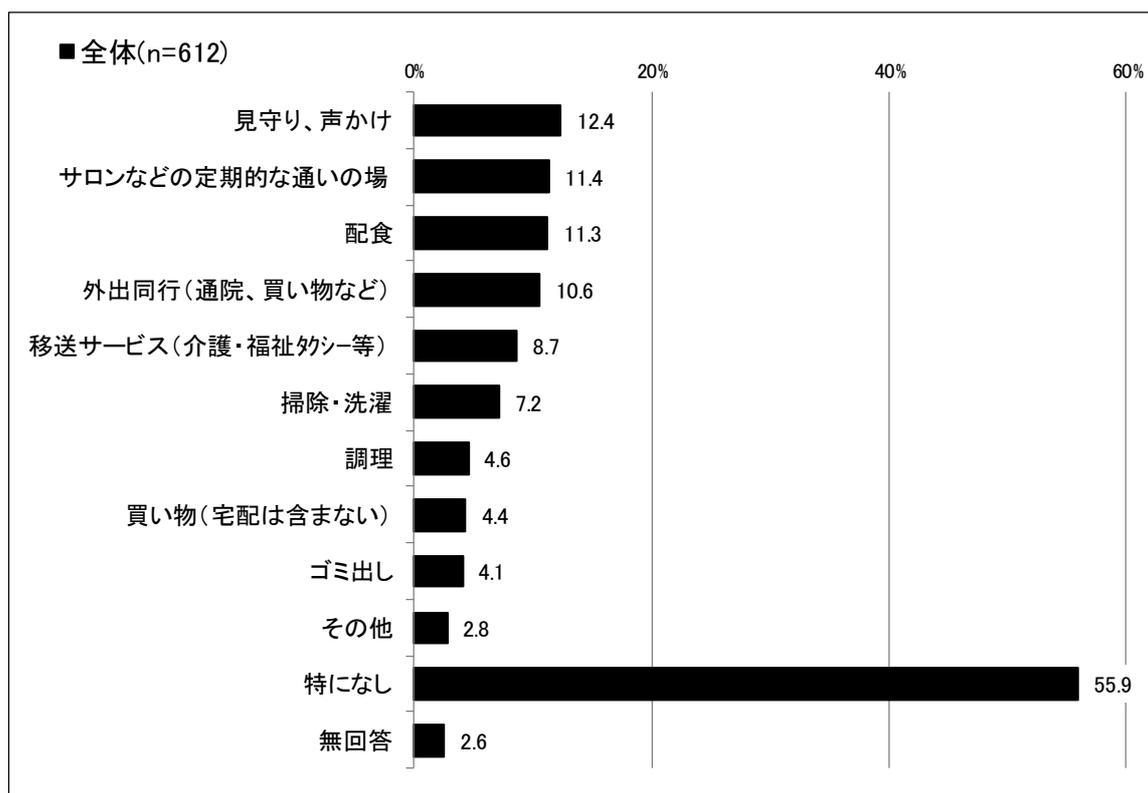
⑥ご家族やご親族の中で介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるか（複数回答）

家族や親族に介護を主な理由として仕事を辞めた方がいるかについては、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が最も多く91.5%、次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が3.3%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」及び「主な介護者が転職した」が同率0.3%、「わからない」が2.9%となっています。



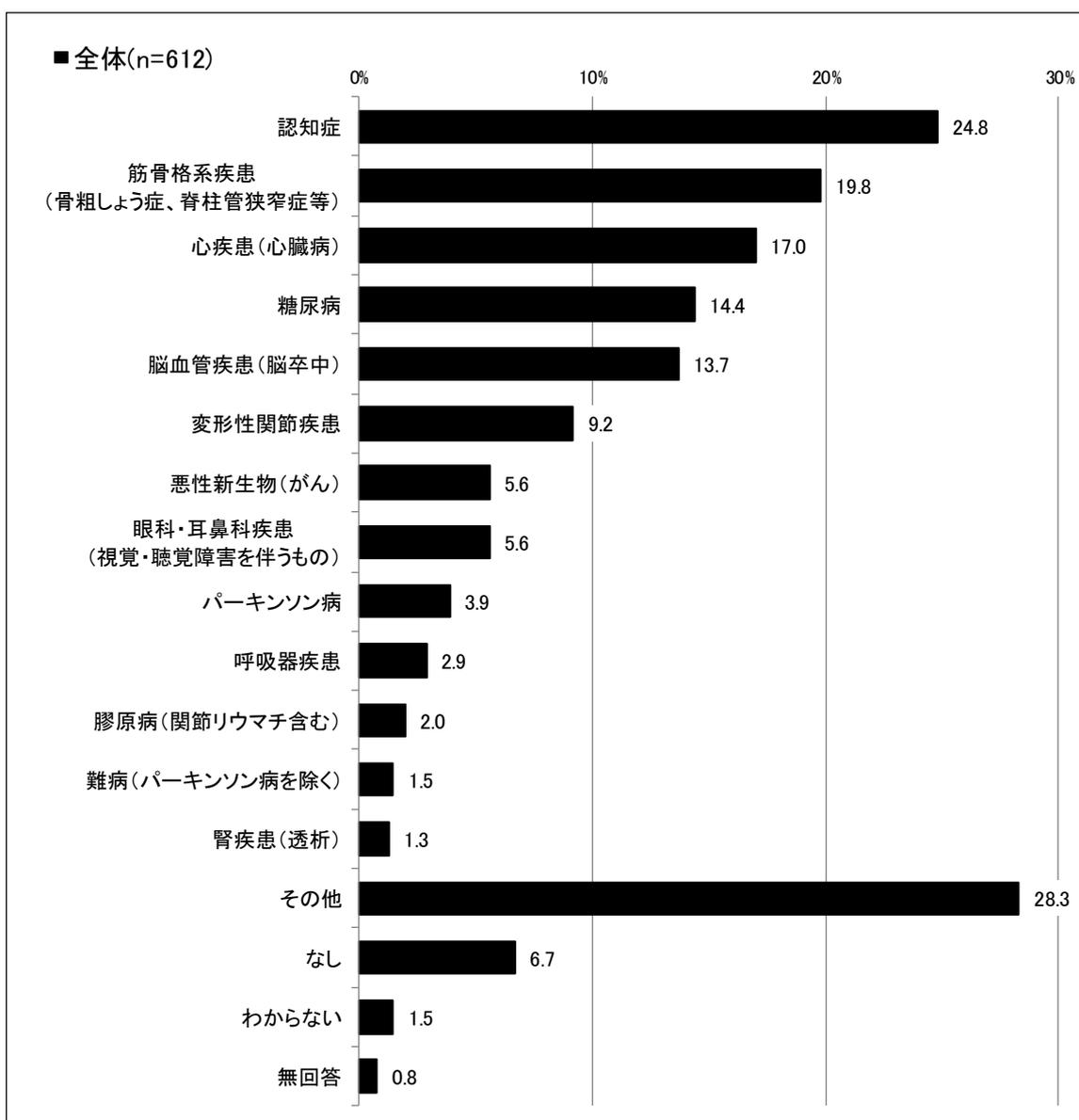
⑦今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答）

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「見守り、声かけ」が最も多く12.4%、次いで「サロンなどの定期的な通いの場」が11.4%、「配食」が11.3%、「外出同行（通院、買い物など）」が10.6%、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が8.7%、「掃除・洗濯」が7.2%などの順となっています。なお、「特になし」は55.9%となっています。



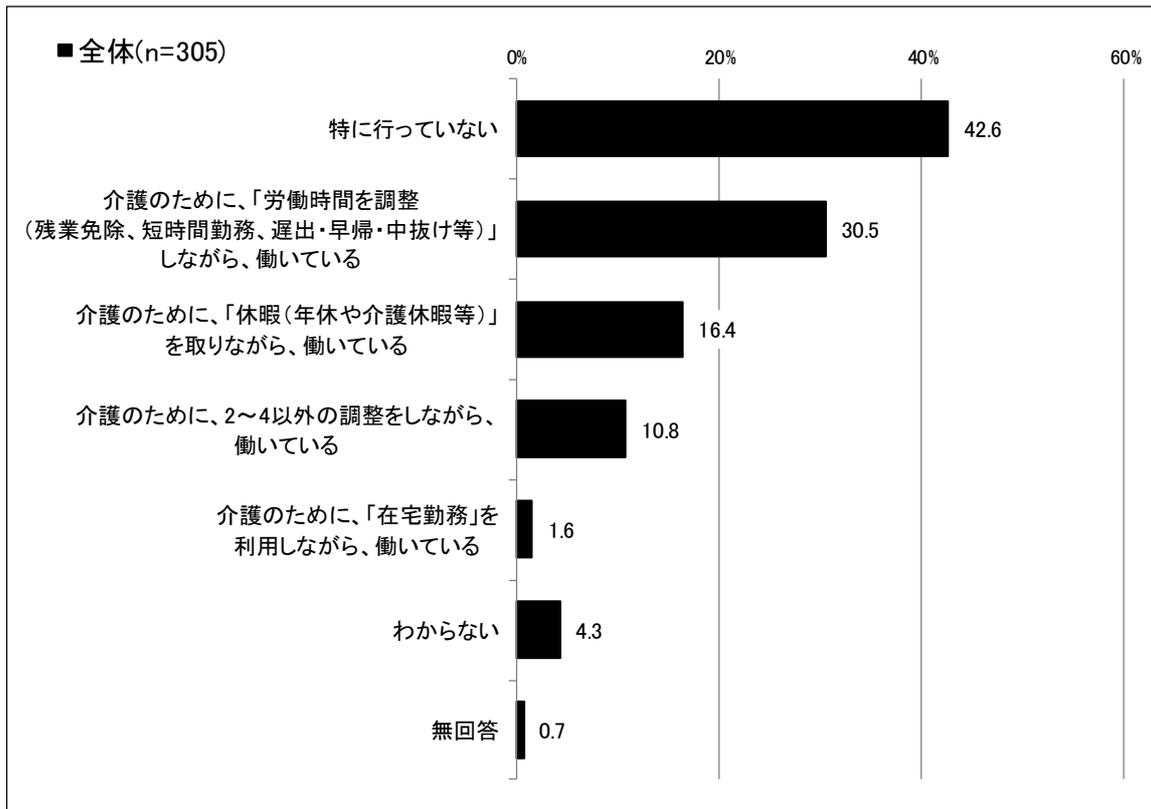
⑧現在抱えている傷病（複数回答）

現在抱えている傷病は、「認知症」が最も多く24.8%、次いで「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が19.8%、「心疾患（心臓病）」が17.0%、「糖尿病」が14.4%、「脳血管疾患（脳卒中）」が13.7%などの順となっています。なお、「その他」は28.3%となっています。



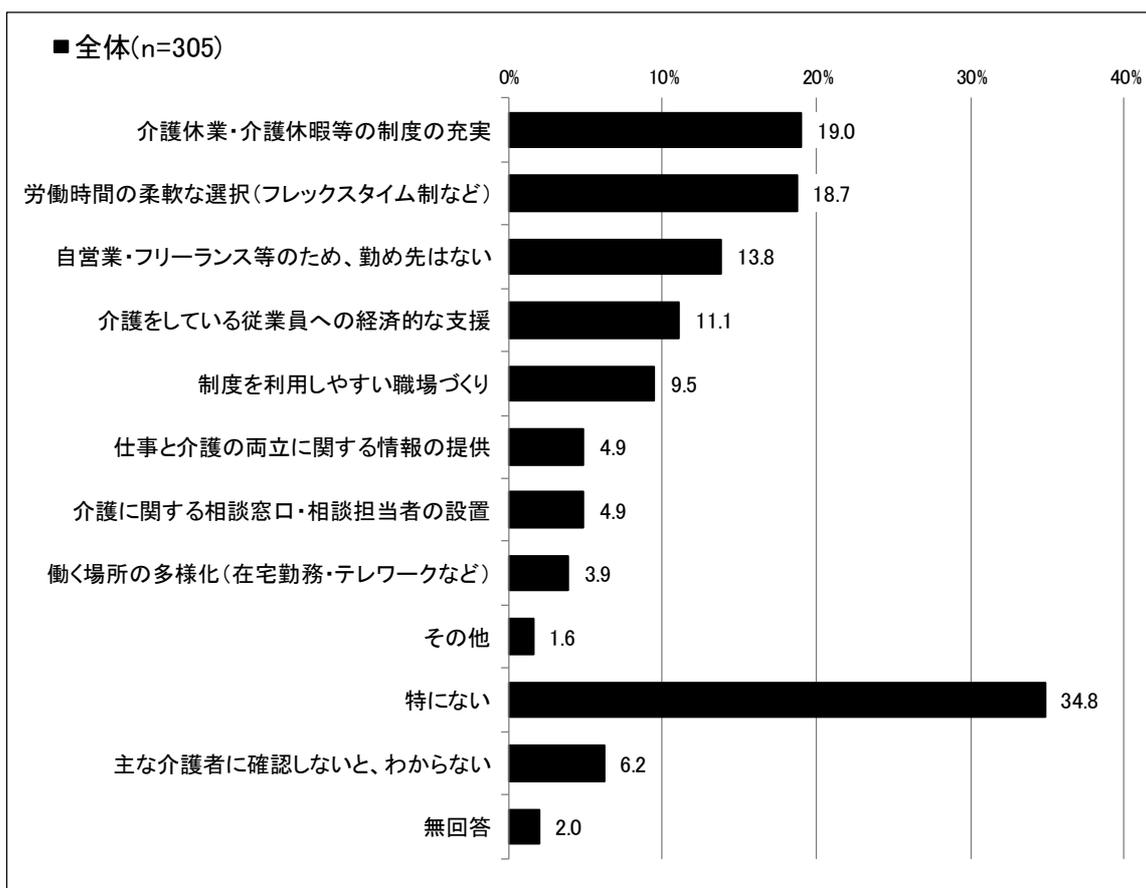
⑨介護者の働き方についての調整等（複数回答）

介護者は、働き方についての調整等をしているかについては、「特に行っていない」が最も多く42.6%、「介護のために、『労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）』しながら、働いている」が30.5%、「介護のために、『休暇（年休や介護休暇等）』を取りながら、働いている」が16.4%などの順となっています。



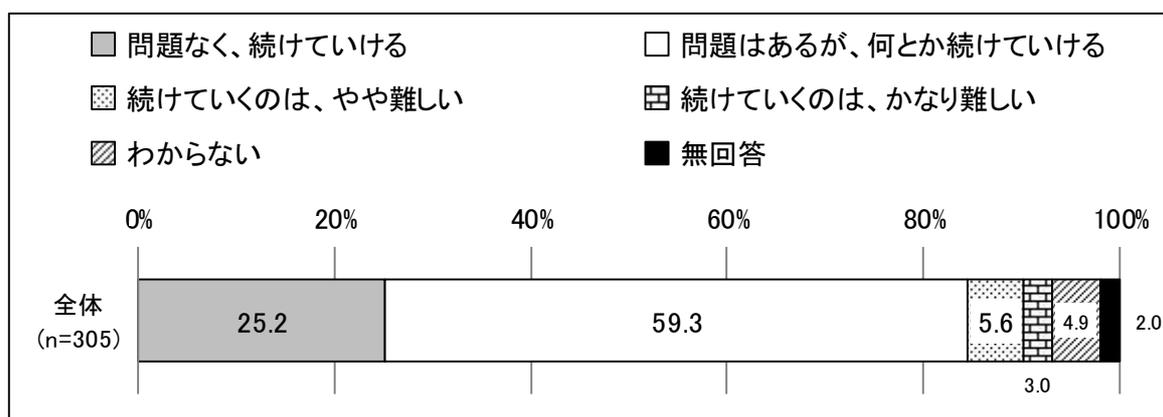
⑩介護者は、勤め先からどのような支援があれば良いか（複数回答）

介護者は、勤め先からどのような支援があれば良いかについては、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が最も多く19.0%、次いで「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が18.7%、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が13.8%、「介護をしている従業員への経済的な支援」が11.1%などの順となっています。なお、「特にない」は34.8%となっています。



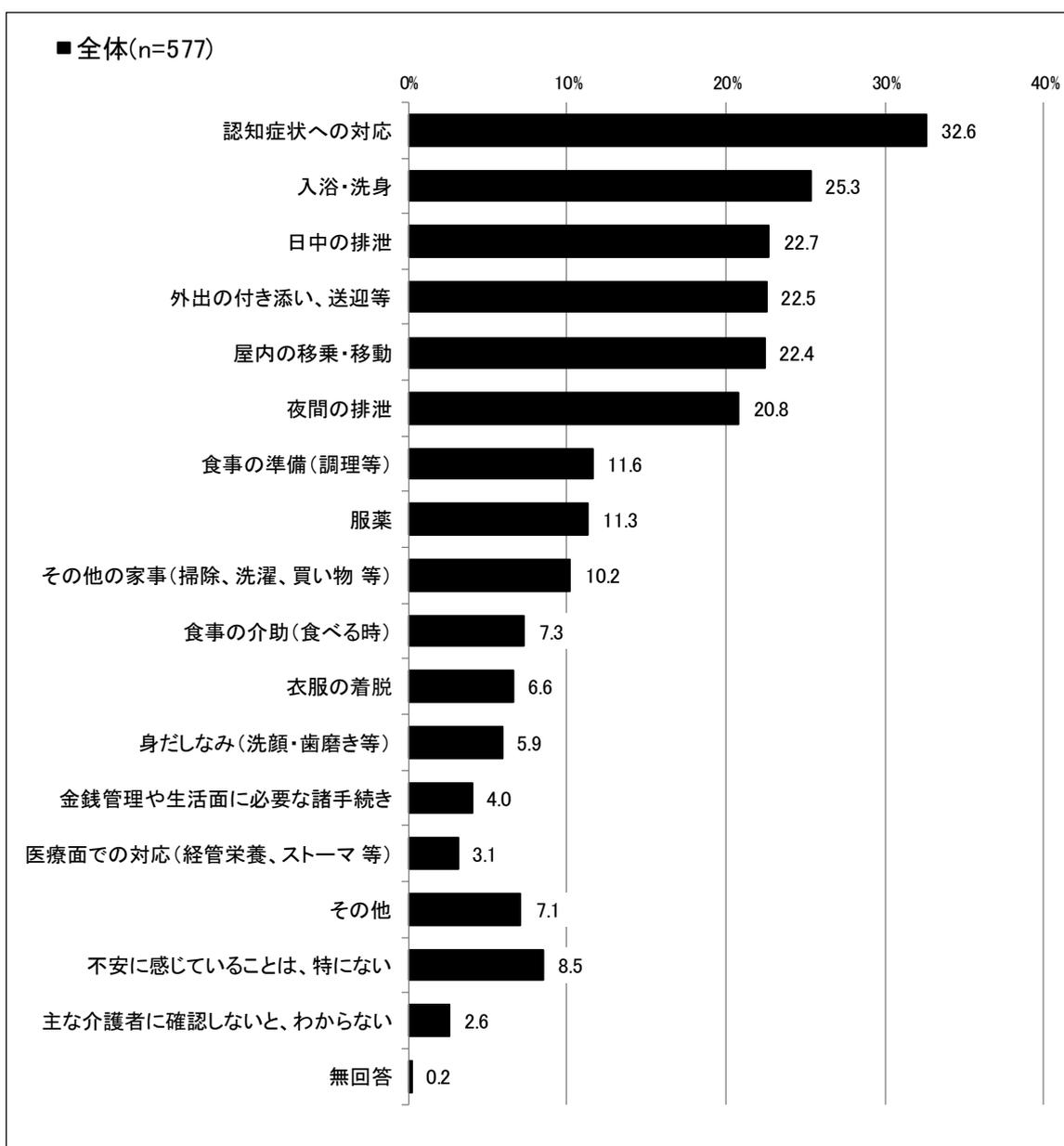
⑩介護者は、働きながら介護を続けていけそうか

介護者は、働きながら介護を続けていけそうかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が最も多く59.3%、次いで「問題なく、続けていける」が25.2%、「続けていくのは、やや難しい」が5.6%、「続けていくのは、かなり難しい」が3.0%となっています。なお、「わからない」は4.9%となっています。



⑫介護者が不安に感じる介護等について（複数回答）

介護者が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が最も多く32.6%、次いで「入浴・洗身」が25.3%、「日中の排泄」が22.7%、「外出の付き添い、送迎等」が22.5%、「屋内の移乗・移動」が22.4%、「夜間の排泄」が20.8%などの順となっています。



第 3 章

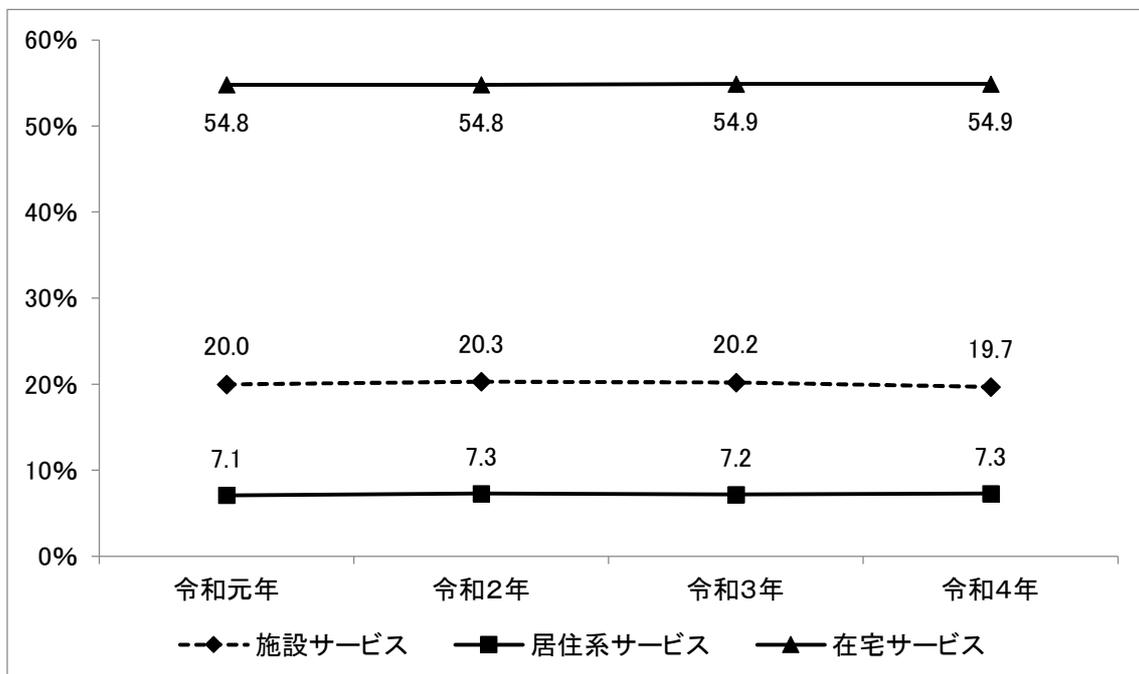
第8期介護保険事業の実績

第3章 第8期介護保険事業の実績

1 砺波地方介護保険組合の介護給付状況の推移

(1) 要介護（要支援）認定者数に対する実受給者数の割合

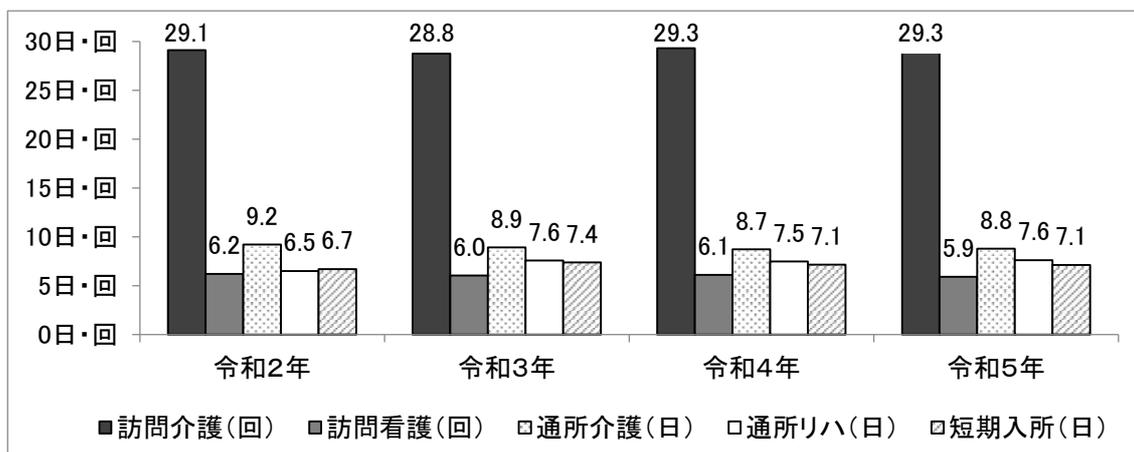
要介護（要支援）認定者数に対する実受給者数の割合は、いずれのサービスでもわずかに増加傾向が続いています。在宅サービスの割合が最も高く、50%台で推移しています。



出典：地域包括ケア「見える化」システムから算出（各年9月末現在）

(2) 主要サービスの受給者1人当たり利用日数・回数

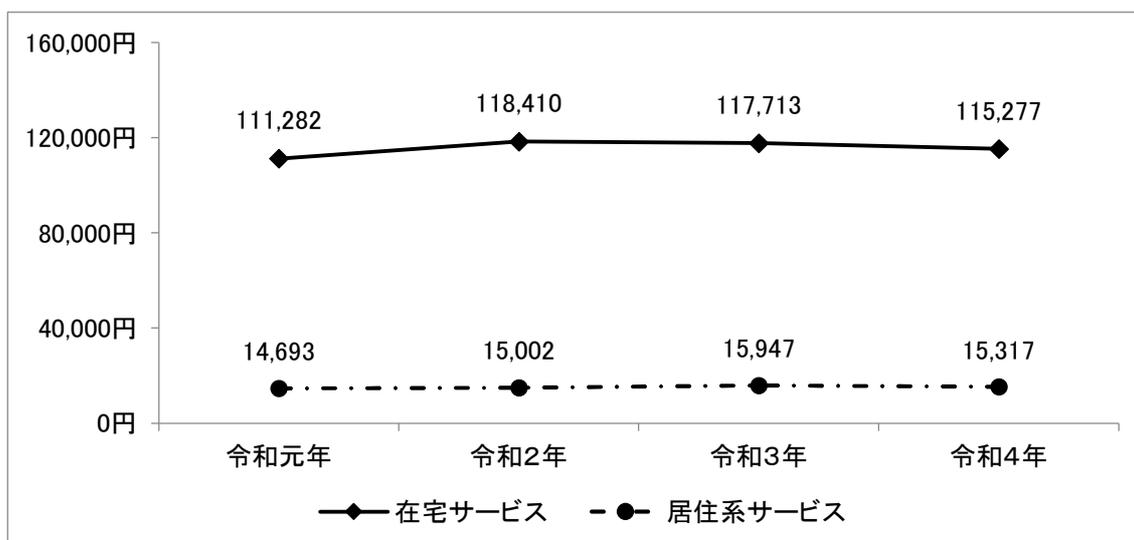
令和5年の主要サービスの受給者1人当たり利用回数は、訪問介護が29.3回と多くなっています。利用日数では、通所介護が8.8日、通所リハが7.6日の順となっています。



出典：地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末現在）

(3) 在宅・居住系サービスの受給者1人当たり給付月額

受給者1人当たり給付月額在宅サービスでは11万円台で推移していますが、やや減少傾向がみられます。また、居住系サービスの令和3年にやや増加していますが、翌年にはやや減少しています。

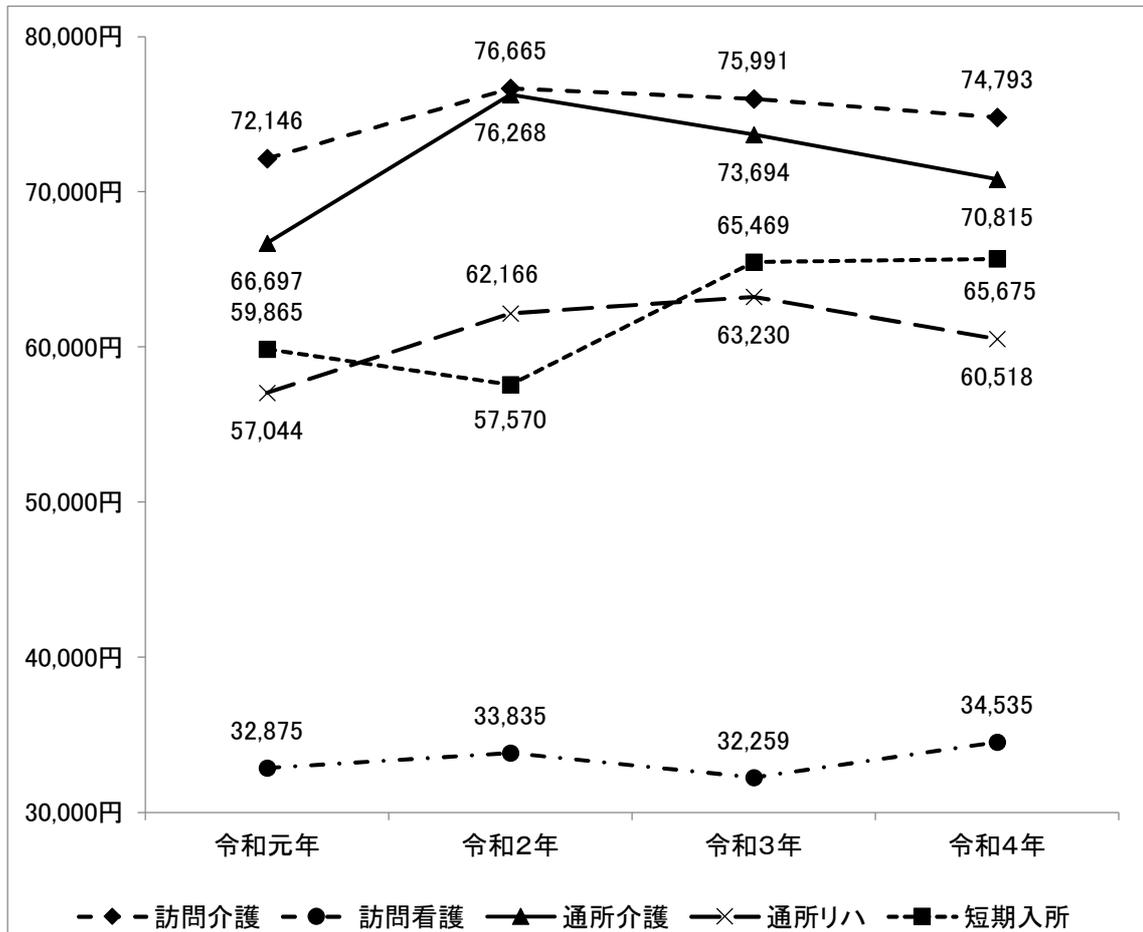


出典：地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末現在）

(4) 主要在宅サービスの受給者1人当たり給付月額

主要在宅サービスの受給者1人当たりの給付月額は、令和4年では訪問介護が最も高く7万4千円となっていますが、令和3年に比べてやや減少しています。

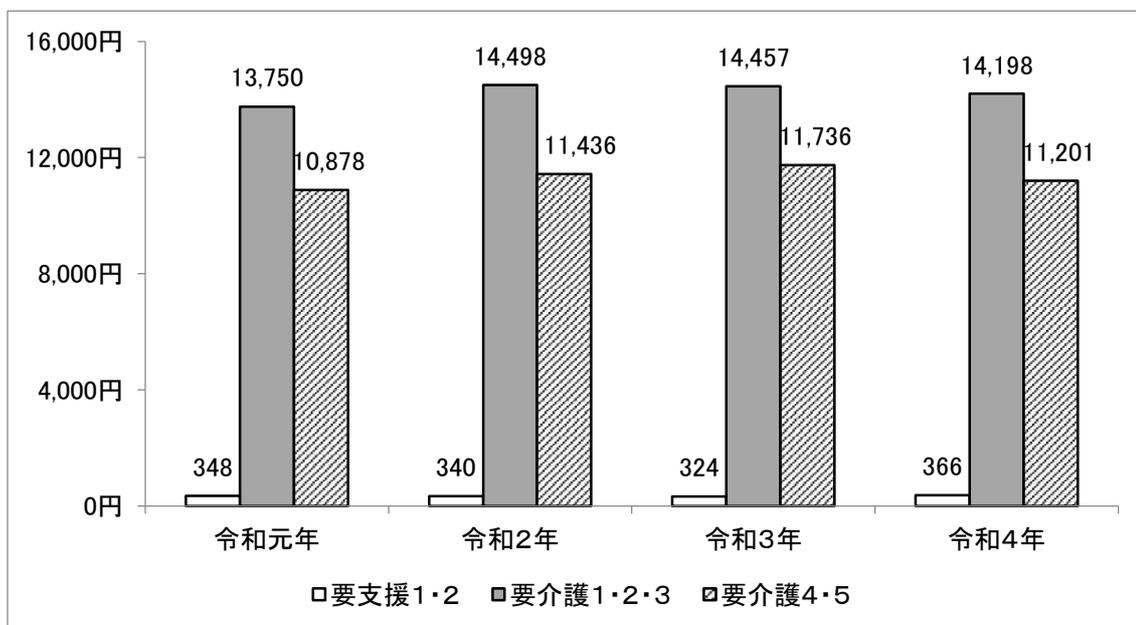
短期入所は、令和3年で大幅に増加しています。



出典：地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末現在）

(5) 要介護度3区分第1号被保険者1人当たり給付月額

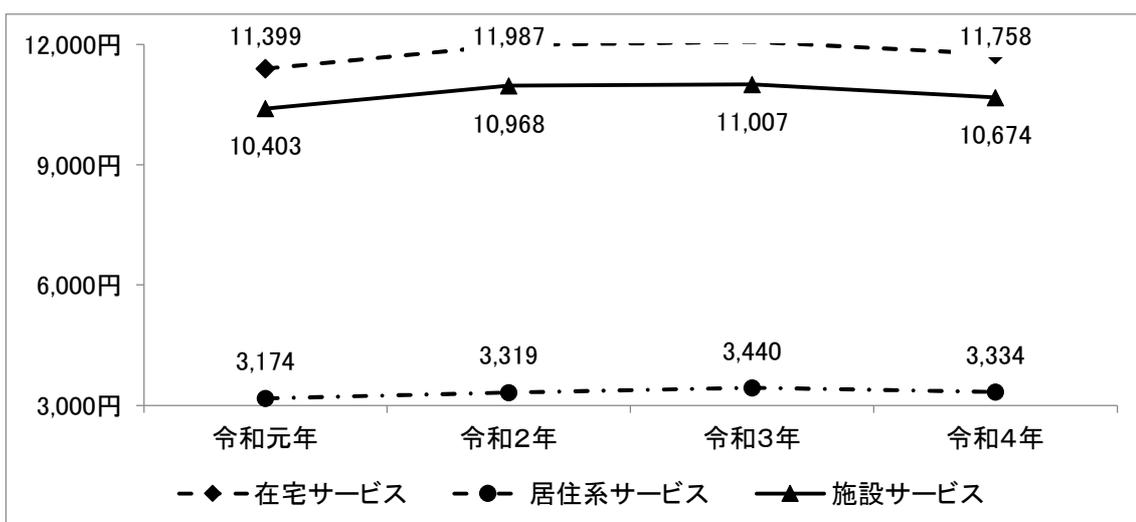
給付月額は、いずれの年も要介護1・2・3が最も高くなっています。令和4年では要介護1・2・3と要介護4・5はやや減少しています。



出典：地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末現在）

(6) サービスにおける第1号被保険者1人当たり給付月額

いずれのサービスも令和3年から令和4年にかけてやや減少しています。令和4年では、在宅サービスが1万2千円弱、施設サービスが1万1千円弱となっています。



出典：地域包括ケア「見える化」システム（各年9月末現在）

2 サービス種別給付実績の状況

(1) 総給付費の実績

第8期の総給付費は、実績値が計画値を下回っています。令和4年度の施設サービスについては、89.8%と計画対比が他のサービスより低くなっています。

総給付費の実績と計画値

(単位:千円、%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	在宅サービス	5,870,717	5,676,720	
	居住系サービス	1,786,044	1,794,021	
	施設サービス	6,290,329	6,130,352	
	計	13,947,091	13,601,094	
計画値	在宅サービス	6,117,419	6,122,201	6,122,201
	居住系サービス	1,835,977	1,876,900	1,900,183
	施設サービス	6,522,737	6,830,386	7,079,932
	計	14,476,133	14,829,487	15,102,316
計画対比	在宅サービス	96.0	92.7	
	居住系サービス	97.3	95.6	
	施設サービス	96.4	89.8	
	計	96.3	91.7	

出典：砺波地方介護保険組合

(2) 介護サービスごとの実績

第8期における各サービスについて、利用実績は以下のとおりとなります。なお、令和5年度は見込み値です。

◆居宅サービス			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	介護	人/月	877	868	905
訪問入浴介護	介護	人/月	60	48	53
	予防	人/月	0	0	0
訪問看護	介護	人/月	510	511	490
	予防	人/月	37	37	48
訪問リハビリテーション	介護	人/月	59	58	53
	予防	人/月	4	5	3
居宅療養管理指導	介護	人/月	331	349	398
	予防	人/月	9	12	21
通所介護	介護	人/月	1,792	1,726	1,813
通所リハビリテーション	介護	人/月	731	725	716
	予防	人/月	124	148	156
短期入所生活介護	介護	人/月	584	544	577
	予防	人/月	7	9	12
短期入所療養介護	介護	人/月	89	89	95
	予防	人/月	1	1	1
特定施設入居者生活介護	介護	人/月	8	11	12
	予防	人/月	1	0	1
福祉用具貸与	介護	人/月	2,489	2,508	2,575
	予防	人/月	509	545	578
特定福祉用具購入	介護	人/月	38	32	28
	予防	人/月	8	10	7
住宅改修	介護	人/月	19	17	12
	予防	人/月	10	8	9
居宅予防支援		人/月	3,634	3,537	3,544
介護予防支援		人/月	584	641	678

◆地域密着型サービス			令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護	人/月	47	49	50
地域密着型通所介護	介護	人/月	700	665	743
認知症対応型通所介護	介護	人/月	62	63	60
	予防	人/月	1	1	0
小規模多機能型居宅介護	介護	人/月	257	241	239
	予防	人/月	23	25	24
認知症対応型共同生活介護	介護	人/月	584	579	580
	予防	人/月	2	2	4
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	介護	人/月	77	74	76
看護小規模多機能型居宅 介護	介護	人/月	0	0	0

◆施設サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	人/月	767	757	760
介護老人保健施設	人/月	547	539	534
介護医療院	人/月	194	218	237
介護療養型医療施設	人/月	94	33	14

第 4 章

第9期介護保険事業の推進

第4章 第9期介護保険事業の推進

1 高齢者人口・要介護（要支援）認定者の推計

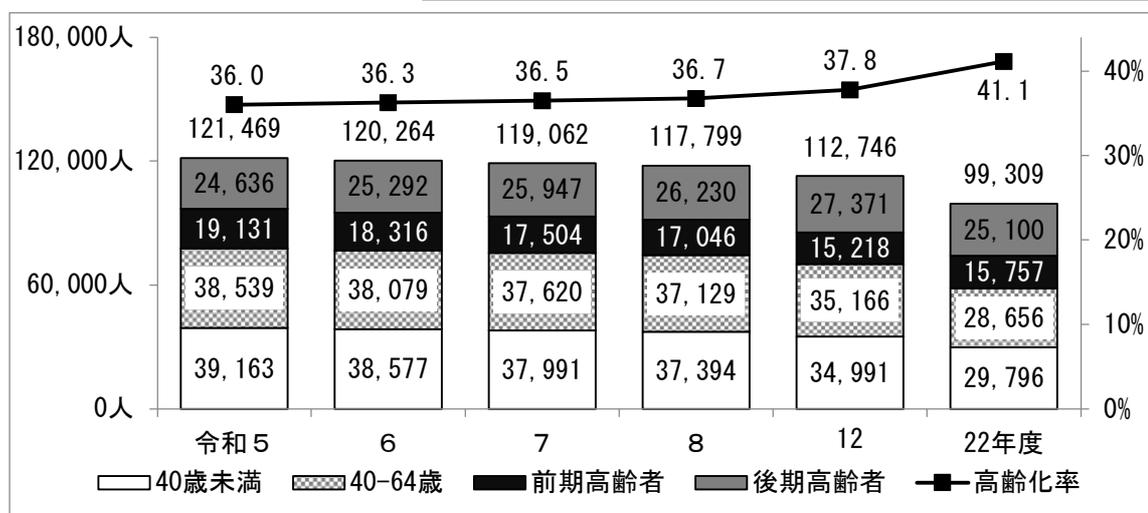
(1) 将来人口の推計結果

令和6年度以降の人口の推計値をみると、総人口は減少となり、高齢者人口も減少に転じます。しかし、64歳以下の人口減少の方が大きいため、高齢化率は上昇が続くと見込まれています。

将来人口の推計結果

(単位：人、%)

	実績値	推計値				
	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
総人口	121,469	120,264	119,062	117,799	112,746	99,309
40歳未満	39,163	38,577	37,991	37,394	34,991	29,796
40-64歳	38,539	38,079	37,620	37,129	35,166	28,656
65-69歳	8,196	7,886	7,577	7,451	6,947	8,152
70-74歳	10,935	10,430	9,927	9,595	8,271	7,605
75-79歳	8,336	8,832	9,325	8,955	7,467	5,775
80-84歳	6,834	6,943	7,051	7,578	9,689	6,572
85-89歳	5,093	5,006	4,921	5,015	5,398	6,084
90歳以上	4,373	4,511	4,650	4,682	4,817	6,669
高齢者人口	43,767	43,608	43,451	43,276	42,589	40,857
前期高齢者	19,131	18,316	17,504	17,046	15,218	15,757
後期高齢者	24,636	25,292	25,947	26,230	27,371	25,100
高齢化率	36.0%	36.3%	36.5%	36.7%	37.8%	41.1%



出典：地域包括ケア「見える化」システム

(2) 要介護（要支援）認定者の推移

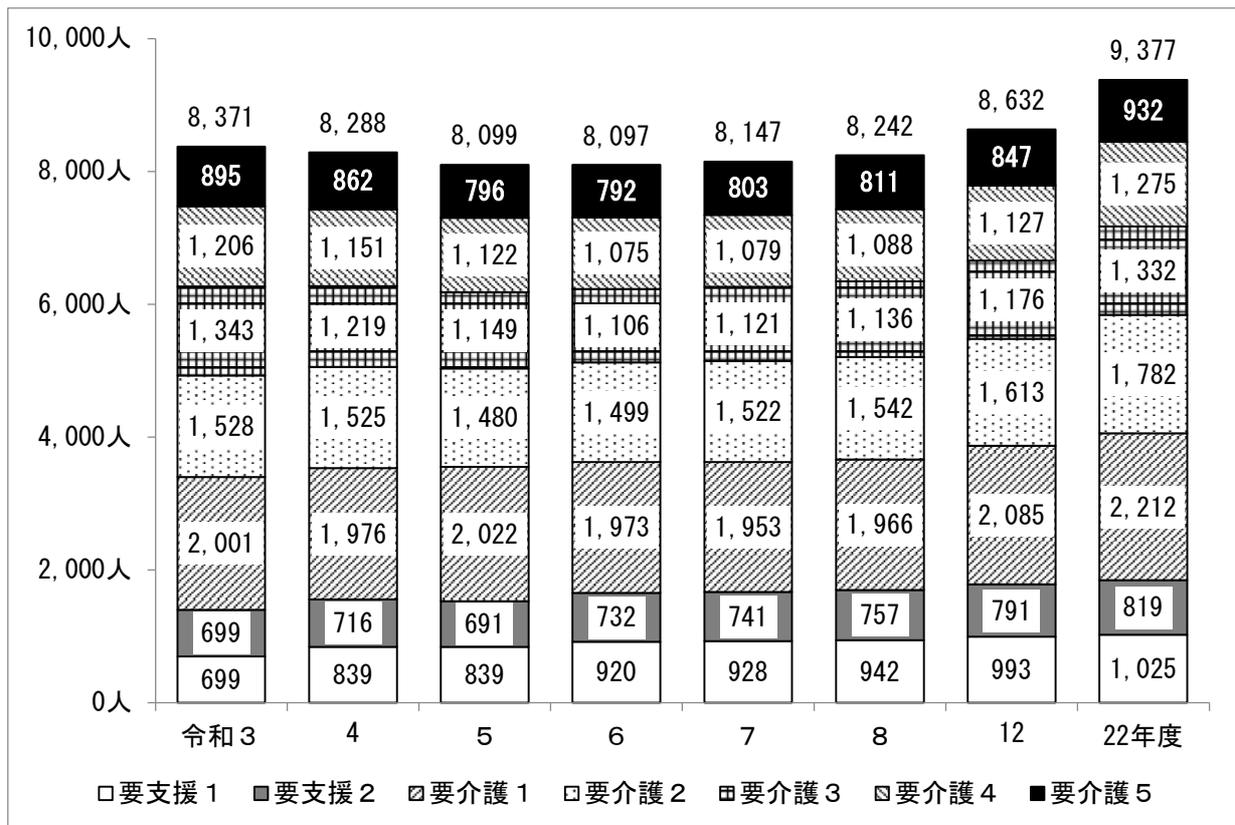
将来人口推計結果と、要介護（要支援）認定者の過去の推移から将来の要介護（要支援）認定者数を推計すると以下のとおりとなります。なお、令和5年度は見込み値となっています。

要介護（要支援）認定者は増加が続き、令和8年度には8,242人、令和22年度（2040年度）には9,377人と推計されています。

要介護（要支援）認定者数の推移と推計

(単位：人)

		計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
実績値	令和3年度	8,371	699	699	2,001	1,528	1,343	1,206	895
	令和4年度	8,288	839	716	1,976	1,525	1,219	1,151	862
	令和5年度	8,099	839	691	2,022	1,480	1,149	1,122	796
推計値	令和6年度	8,097	920	732	1,973	1,499	1,106	1,075	792
	令和7年度	8,147	928	741	1,953	1,522	1,121	1,079	803
	令和8年度	8,242	942	757	1,966	1,542	1,136	1,088	811
	令和12年度	8,632	993	791	2,085	1,613	1,176	1,127	847
	令和22年度	9,377	1,025	819	2,212	1,782	1,332	1,275	932



出典：地域包括ケア「見える化」システム

2 介護・介護予防サービスの見込み

被保険者推計値、認定者推計値、サービス利用者推計値、サービス利用回（日）数推計値、給付実績値等を加味した結果、各サービスの見込みは以下のとおりとなります。

（1）訪問介護

訪問介護員等が要介護認定者のいる家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護（身体介護）、調理・買い物・掃除・その他等の日常生活の世話（生活援助）を行っています。

訪問介護の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
訪問介護	回/月	25,008	25,328	25,738	27,048	29,937
	人/月	828	835	847	891	977

（2）訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

家庭において入浴が困難な方を対象に、巡回入浴車等で要介護（要支援）認定者のいる家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護業務を行っています。

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
訪問入浴介護	回/月	127	130	132	138	152
	人/月	45	46	47	49	54
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0

（3）訪問看護・介護予防訪問看護

看護師や保健師等が要介護（要支援）認定者のいる家庭を訪問し、かかりつけ医の指示に基づいて、療養生活上の世話又は必要な診療補助となる看護を行っています。

訪問看護・介護予防訪問看護の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
訪問看護	回/月	2,793	2,844	2,895	3,030	3,355
	人/月	483	490	498	523	578
介護予防訪問看護	回/月	380	384	395	415	431
	人/月	51	52	53	56	58

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

日常生活の自立支援を目的に理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）が要介護（要支援）認定者の家庭を訪問し、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行っています。

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
訪問リハビリテーション	回/月	434	442	456	468	529
	人/月	52	53	55	56	63
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	69	69	69	74	74
	人/月	10	10	10	11	11

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

病院や診療所、薬局等の医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士等が要介護（要支援）認定者の家庭を訪問し、定期的に療養上の管理及び指導を行っています。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
居宅療養管理指導	人/月	340	348	353	368	410
介護予防居宅療養管理指導	人/月	14	14	14	15	15

(6) 通所介護

送迎バス等でデイサービスセンター等に通所し、食事、入浴等の介護サービスや機能訓練を日帰りで受けることができます。このサービスは、要介護認定者の心身機能の維持向上を図るための機能訓練と生活支援を行い、また、介護にあたっている家族の負担を軽減することも目的として実施しています。

通所介護の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
通所介護	回/月	14,400	14,501	14,700	15,456	16,907
	人/月	1,596	1,607	1,629	1,713	1,873

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

日常生活の自立支援等を目的に、要介護（要支援）認定者が介護老人保健施設（老健）や病院・診療所等に通所・通院し、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを受けることができます。

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
通所リハビリテーション	回/月	5,152	5,173	5,243	5,523	6,032
	人/月	666	669	678	714	780
介護予防通所リハビリテーション	人/月	183	185	188	197	204

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要介護（要支援）認定者が介護老人福祉施設（特養）等に短期入所し、入浴、排せつ、食事等の介護サービスやその他の日常生活の世話、機能訓練等のサービスを受けることができます。

介護している家族の疾病、冠婚葬祭、出張、介護疲れ等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等により、一時的に在宅で介護を受けられない方が対象となります。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
短期入所生活介護	日/月	3,876	3,933	3,999	4,184	4,650
	人/月	541	548	557	583	646
介護予防短期入所生活介護	日/月	37	37	37	42	42
	人/月	9	9	9	10	10

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

要介護（要支援）認定者が介護老人保健施設（老健）や病院等に短期入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の世話等のサービスを受けることができます。

対象者は、病状が安定期にあり療養介護を必要とする方で、家族の疾病、冠婚葬祭、出張、介護疲れ等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に在宅での生活に支障がある要介護（要支援）認定者となります。なお、病院等におけるサービスは見込んでいません。

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
短期入所療養介護 (老健・病院等)	日/月	535	528	534	565	622.6
	人/月	90	89	90	95	105
介護予防短期入所療 養介護(老健・病院等)	日/月	2	2	2	2	2
	人/月	1	1	1	1	1

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームやケアハウス等に入所している要介護（要支援）認定者が利用の対象となり、特定施設サービス計画に基づいて入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の介護を行っています。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
特定施設入居者生活 介護	人/月	22	22	22	23	25
介護予防特定施設入 居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いす、車いす付属品（クッション、電動補助装置等）、特殊寝台、特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール等）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人性徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置の13品目について、要介護（要支援）認定者に対する貸出を行っています。

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
福祉用具貸与	人/月	2,439	2,463	2,499	2,627	2,886
介護予防福祉用具貸与	人/月	610	616	627	658	680

(12) 特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の5品目について、購入費の支給を行っています。利用者がいったん全額実費で負担し、利用者から申請書（領収書を添付）の提出を受けた後に、利用限度額以内の7～9割分を支給する償還払いを行っています。

特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
特定福祉用具購入	人/月	60	60	62	64	70
特定介護予防福祉用具購入	人/月	8	8	9	9	9

(13) 住宅改修・介護予防住宅改修

自宅の廊下やトイレ等への手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止・移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更等に係った費用を支給しています。改修費の支給にあたっては、事前に申請し承認を受けます。利用者がいったん全額実費で改修し、利用者から事後の申請書の提出を受けた後に、利用限度額以内の7～9割分を支給する償還払いを行っています。

住宅改修・介護予防住宅改修の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
住宅改修	人/月	15	15	15	16	17
介護予防住宅改修	人/月	14	14	14	15	15

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護（要支援）認定者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、認定者の選択を勘案し、適切な居宅介護サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に受けられるよう、居宅サービスの種類や回数等に関する介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、提供するサービスを確保するために事業者などとの連絡・調整を行っています。

居宅介護支援・介護予防支援の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
居宅介護支援	人/月	3,328	3,349	3,394	3,571	3,903
介護予防支援	人/月	741	749	762	800	827

3 地域密着型サービスの見込み

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問や随時通報を受けて、要介護認定者の在宅生活を支えるため、介護福祉士等による入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話をしています。また、看護師等による療養上の世話や必要な診療の補助を行っています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人/月	57	56	57	62	69

(2) 地域密着型通所介護

第6期計画から創設されたサービスで、利用定員が18名以下の小規模な通所介護のことです。送迎、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護も含む。）、生活等に関する相談・助言・健康状態の確認、日常生活の世話、並びに機能訓練を行います。

地域密着型通所介護の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
地域密着型通所介護	回/月	5,104	5,132	5,206	5,469	6,004
	人/月	634	637	646	679	744

(3) 認知症対応型通所介護

デイサービスセンター等において、認知症高齢者を対象に認知症予防のための訓練や、その他の日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを行っています。

認知症対応型通所介護の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
認知症対応型 通所介護	回/月	431	431	444	474	529
	人/月	48	48	50	53	59
介護予防認知症対応 型通所介護	回/月	12	12	12	12	12
	人/月	2	2	2	2	2

(4) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い（デイサービス）」を中心として、要介護（要支援）認定者の様態や希望に応じて、「訪問（訪問介護）」や「泊まり（ショートステイ）」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるように支援するものです。

小規模多機能型居宅介護の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
小規模多機能型居宅介護	人/月	218	220	223	235	259
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	29	29	29	31	31

(5) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

比較的安定状態にある認知症の要介護（要支援）認定者が共同で生活できる場（住居施設）に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを受けることができます（要支援者は要支援2に限る）。

認知症対応型共同生活介護の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
認知症対応型共同生活介護	人/月	547	551	557	582	642
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	7	7	8	8	8

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、利用者（原則要介護3以上の要介護者）が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、入所定員29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを行っています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	76	76	76	78	88

(7) 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、通所介護（デイサービス）を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができるサービスです。小規模多機能型居宅介護に、訪問看護を加えたもので、4種類の介護サービスを受けることができます。

看護小規模多機能型居宅介護の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	8	8	8	8	9

4 施設サービスの見込み

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設とは、入所定員30人以上の特別養護老人ホームのことであり、自宅で介護サービスを受けながら生活を続けることが困難な要介護認定者を対象として、介護サービス（施設サービスの基準により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話）を提供する施設です。

平成27年度からは、原則、要介護3以上の方が入所することになっています。

介護老人福祉施設の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
介護老人福祉施設	人/月	743	743	743	763	854

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設とは、老人保健施設のことであり、症状が安定した要介護認定者に対して、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行う施設です。

介護老人保健施設の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
介護老人保健施設	人/月	511	511	511	533	592

(3) 介護医療院

介護医療院とは、平成29年度の介護保険法の改正に伴い新設されたサービスで、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」「ターミナルケアや看取り」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

介護療養型医療施設・介護医療院の見込み

		R6年度	R7年度	R8年度	R12年度	R22年度
介護医療院	人/月	300	300	300	272	305

5 地域支援事業の見込み

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業の3つから構成されています。また、介護予防・日常生活支援総合事業は介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業から構成され、包括的支援事業は地域包括支援センターの運営と社会保障の充実から構成されています。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村の判断により要介護者も対象者とすることが可能です。

地域支援事業の内容

1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス・生活支援サービス・介護予防ケアマネジメント）、一般介護予防事業（介護予防把握事業・介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業・一般介護予防事業評価事業・地域リハビリテーション活動支援事業）

2 包括的支援事業

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、地域ケア会議推進事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、生活支援サービス体制整備事業

3 任意事業

介護給付費等適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業

(1) 本組合における具体的な事業

本組合では、地域の高齢者を支える地域包括支援センターへの支援、また保険者として事業所への指導・助言等を通じた給付等の適正化に取り組みます。

(2) 砺波市における具体的な事業

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

被保険者が要介護状態となることを予防し、元気な高齢者の生活を支援するとともに、フレイル予防に重点を置いて事業を行います。

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業

- a いきいき元気教室事業（通所型サービスC）
- b 介護予防ケアマネジメント（事業対象者・要支援者）

(イ) 一般介護予防事業

- a 介護予防把握事業 基本チェックリストの回収
- b 介護予防普及啓発事業
 - ・ 閉じこもり予防教室
 - ・ 脳トレ出前講座
 - ・ 介護予防出前講座
- c 地域介護予防活動支援事業
 - ・ いきいき百歳体操事業

	令和5年度	令和8年度 (目標値)
いきいき百歳体操グループ数	99グループ	110グループ
いきいき百歳体操登録者数(実)	1,600人	1,800人

- ・ かみかみ百歳体操事業
- ・ ふれあい・いきいきサロンへの支援
- d 一般介護予防事業評価事業
- e 地域リハビリテーション活動支援事業

イ 包括的支援事業

地域包括支援センター運営事業（総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）及び以下の4つの事業を実施します。

(ア) 在宅医療・介護連携推進事業

切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制を推進するため、砺波医師会と連携を図ります。多職種連携推進事業で在宅医療・ケアチームを担う人材育成をし、在宅医療・介護・福祉まるごと相談会を開催し地域住民への普及啓発を図ります。また、サブセンターとして開設した「市立砺波総合病院地域包括支援センター

(街なか包括)」に保健師、社会福祉士を配置し、退院後の在宅生活や日常生活支援等総合的な相談支援の充実を図っています。

(イ) 認知症施策推進事業

認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援の強化を図ります。認知症地域支援推進員による介護の相談支援を行います。認知症本人や家族の方が気軽に相談、交流できるように、ほとなみカフェを定期的で開催します。チームオレンジ事業の充実を図ります。

	令和5年度	令和8年度 (目標値)
初期集中支援チーム相談件数	360件	400件
初期集中支援チーム立ち上げ件数	2件	5件
ほとなみカフェ参加者(延べ)	600人	800人
チームオレンジチーム数	2チーム	5チーム

(ウ) 生活支援体制整備事業

地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、庄川健康プラザに配置の生活支援コーディネーターが、多様な主体のサービスの情報共有・連携強化を図り、高齢者の生活支援や見守り体制を継続できるよう支援しています。

「ほとなみずっと元気プラン事業」を実施し地域の元気高齢者を支援していきます。「ほとなみまるごとケアスキルアップ研修」を通じて、住民同士の支え合い活動を推進していきます。

(エ) 地域ケア会議の充実

- ・ほとなみずっと元気会議（自立支援型）
- ・地域ケア個別会議（個人レベル）
- ・ほとなみ地域ネットワーク会議（圏域レベル）
- ・地域から医療・福祉を考える会（市レベル）

個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な社会資源開発や地域課題の解決方法を検討します。

ウ 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、地域の実情に応じた必要な支援を行います。認知症サポーター養成講座を開催し、地域や小学生、中学生、高校生、職域において認知症の人や家族を支える認知症サポーターを養成します。

(ア) 認知症サポーター養成講座

	令和5年度	令和8年度 (目標値)
認知症サポーター養成講座延べ受講者数	8,400人	10,000人

- (イ) 認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業
(ほとなみ見守りシール交付事業)

	令和5年度	令和8年度 (目標値)
認知症高齢者等SOS緊急ダイヤルシステム事業	70人	80人
ほとなみ見守りシール交付事業	60人	80人

- (ウ) 見守り模擬訓練実施事業

(3) 小矢部市における具体的な事業

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

健康寿命の延伸及び重度化防止をめざして、健康づくりと介護予防・社会参加を推進します。

- (ア) 介護予防・生活支援サービス事業

- ・サービス提供事業所の確保と連携

	令和5年度	令和8年度 (目標値)
事業所数	20 か所	現状維持

- (イ) 一般介護予防事業

- a 介護予防把握事業 基本チェックリストの実施

- b 介護予防普及啓発事業

- ・保健事業と介護予防の一体的実施（健診データ等の活用）
- ・介護予防健康教室の開催
- ・いきいき百歳プラスワン体操、ラジオ体操やウォーキング等の取組支援

	令和5年度	令和8年度 (目標値)
いきいき百歳プラスワン体操取組団体数	12 団体	24 団体

- c 地域介護予防活動支援事業 【アクティブシニアの多様な活動機会の充実】

- ・高齢者生きがいセンターでの活動
- ・シルバー人材センターの活用
- ・長寿会活動
- ・住民主体活動による通いの場
- ・ふれあいいきいきサロン

	令和5年度	令和8年度 (目標値)
取組団体数	75 団体	80 団体

- ・健康づくりボランティア育成・支援

	令和5年度	令和8年度 (目標値)
人 数	246 人	現状維持

- ・生涯学習や社会福祉協議会等の多様な機関との連携と協働
生涯学習講座での介護予防講座の開催支援、高齢福祉推進員研修会の開催
- d 一般介護予防事業評価事業
- e 地域リハビリテーション活動支援事業
フレイル予防の啓発と指導、リハビリ専門職との連携
住民主体活動による通いの場へのリハビリテーション職の派遣と指導

イ 包括的支援事業

医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の推進と「地域共生社会」の実現を目指し、地域包括支援センターの運営事業及び在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議事業を実施します。

(ア) 地域包括支援センター機能の強化

- ・高齢化の進展、相談件数の増加等に応じた人員体制の強化・専門職*の確保及び人材育成を図ります。*専門職：保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャー

(イ) 在宅医療・介護連携の推進

- ・在宅医療に必要な連携を担う拠点（在宅医療支援センター）との連携により在宅・医療・介護の一体的な提供体制の構築・推進を図ります。

(ウ) 認知症施策の推進

- ・地域における相談・支援体制の強化を図ります。

	令和5年度	令和8年度 (目標値)
認知症カフェの開催	3か所	現状維持

(エ) 生活支援体制整備の充実

- ・生活支援コーディネーターの配置 4か所
(地域包括支援センター・在宅介護支援センター 3か所)

(オ) 地域ケア会議の充実

- ・多職種協働による個別地域ケア会議を通じて、地域課題を把握し、地域づくりや地域課題の解決力の強化を図ります。

ウ 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

- (ア) 家族介護支援事業
(家族介護者教室・認知症高齢者見守り支援)
- (イ) 成年後見制度利用支援事業
- (ウ) 認知症サポーター養成事業

	令和5年度	令和8年度 (目標値)
累計サポーター数	11,680 人	12,700 人

- (エ) 見守り配食事業
- (オ) 高齢者等見守り支援事業

(4) 南砺市における具体的な事業

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

要介護状態となることを予防し、元気な高齢者の生活を支援する事業を行います。

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業

a 通所サービスB事業の充実

住民主体による体操・運動の活動、自主的な通いの場の充実を図ります。

	令和5年度	令和8年度 (目標値)
設置箇所数	10か所	12か所
参加者数(実)	166人	200人

b 短期集中予防サービス（通所型・訪問型サービスC）

【通所型】

運動機能向上教室「元気塾」 年5回 期間を区切り実施
通所リハビリテーション事業所に委託し通年で実施

【訪問型】

訪問看護ステーションや柔道整復師会に委託し通年で実施

c 介護予防ケアマネジメント（事業対象者・要支援者）

(イ) 一般介護予防事業

a 介護予防把握事業 基本チェックリストの実施

b 介護予防普及啓発事業

- ・介護予防出前講座

c 地域介護予防活動支援事業

- ・通いの場の設置・推進

「週1回」「歩いて通える場所」で集い、ほっとあつとなんと体操などを行います。

	令和5年度	令和8年度 (目標値)
週1回開催する通いの場数	48か所	58か所
参加者数(実)	634人	800人

・フレイル予防事業

地域でフレイル予防に取り組むフレイルサポーターを養成し、フレイルチェックを行います。

	令和5年度	令和8年度 (目標値)
フレイルサポーター数	75人	80人
実施箇所	65か所	80か所

d 一般介護予防事業評価事業

e 地域リハビリテーション活動支援事業

高齢者自らが、介護予防及び加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚し、健康の保持増進に努めることを支援します。

- ・医療専門職の指導のもと「すまいるエイジ教室」を年3回開催。
- ・リハビリテーション専門職等を居宅や事業所へ派遣し介護予防及び要介護状態の改善のための技術的指導・助言等を行います。

(ウ) 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施について

一体的実施に向け課題の共有を図り、体制整備について推進しています。

イ 包括的支援事業

地域包括支援センターの運営（総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）や在宅医療・介護連携事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業を行います。

(ア) 地域ケア会議の充実

自立支援・重度化防止の視点で効果的な支援について、多職種による事例検討会議を定期的で開催し、ケアプランの質の向上を行います。また、地域ケア会議で把握した地域課題の解決に向けて、関係機関とともに取り組んでいきます。

(イ) 在宅医療・介護連携推進事業

医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、南砺市医師会との連携体制の構築を図ります。また、住民に対し、在宅医療に関する知識の普及・啓発を図ります。

(ウ) 認知症施策推進事業

認知症高齢者の増加が見込まれる中、安心して暮らし続けることのできる地域を目指します。

	令和5年度	令和8年度 (目標値)
チームオレンジ	1チーム	2チーム

(エ) 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターが中心となり、生活支援や見守り体制を整備していきます。また、高齢者が生きがいや役割を持てるよう、社会参加を促進します。

ウ 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、地域の実情に応じた支援を行います。

(ア) 介護給付費適正化事業

組合の指導のもと、給付等の適正化に取り組みます。

(イ) 家族介護者への支援

認知症カフェ（ともいきカフェ）を実施し、本人と家族介護者へ交流の場を設け、相談支援を実施します。

(ウ) 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、偏見を持たずに認知症の人や家族に対して温かい目で見守る認知症サポーターを養成します。

	令和5年度	令和8年度 (目標値)
認知症サポーター数	11,405人	12,800人

(5) 本組合の地域支援事業費の見込み

● (介護予防・日常生活支援総合事業)

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 介護予防・日常生活支援総合事業	398,252	403,748	412,347	422,041
(1) 訪問型サービス (第1号訪問事業)	42,694	42,384	42,638	43,112
ア 訪問介護相当サービス	39,529	39,519	39,763	40,227
イ 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	0	0	0	0
ウ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	365	370	380	390
エ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	2,800	2,495	2,495	2,495
オ 訪問型サービスD (移動支援)	0	0	0	0
カ その他	0	0	0	0
(2) 通所型サービス (第1号通所事業)	239,037	239,397	242,056	245,637
ア 通所介護相当サービス	195,165	195,197	197,282	200,282
イ 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	24,319	24,313	24,463	24,748
ウ 通所型サービスB (住民主体による支援)	0	0	0	0
エ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	19,553	19,887	20,311	20,607
オ その他	0	0	0	0
(3) その他生活支援サービス (第1号生活支援事業)	0	0	0	0
ア 栄養改善を目的とした配食	0	0	0	0
イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応	0	0	0	0
ウ その他訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等	0	0	0	0
エ その他	0	0	0	0
(4) 介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	34,599	36,694	40,487	44,674
(5) 支払い審査手数料	1,323	1,395	1,539	1,698
(6) 高額介護予防サービス費相当事業等	628	658	727	802
(7) 一般介護予防事業	79,971	83,220	84,900	86,118
ア 介護予防把握事業	4,822	5,139	5,190	5,224
イ 介護予防普及啓発事業	30,908	33,485	34,666	35,528
ウ 地域介護予防活動支援事業	41,556	41,918	42,357	42,679
エ 一般介護予防事業評価事業	0	0	0	0
オ 地域リハビリテーション活動支援事業	2,685	2,678	2,687	2,687

● (包括的支援事業・任意事業、合計)

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	226,966	227,992	230,242	232,571
(1) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	167,790	169,687	171,307	172,938
(2) 任意事業	59,176	58,305	58,935	59,633
ア 介護給付費用適正化事業	2,782	2,768	2,783	3,055
イ 家族介護支援事業	20,466	16,650	17,037	17,420
ウ その他の事業	35,928	38,887	39,115	39,158
(ア) 成年後見制度利用支援事業	2,851	2,890	2,890	2,890
(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業	120	120	120	120
(ウ) 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	0	0	0	0
(エ) 認知症サポーター等養成事業	1,493	1,888	1,890	1,890
(オ) 重度のALS患者の入院における コミュニケーション支援事業	0	0	0	0
(カ) 地域自立生活支援事業	31,464	33,989	34,215	34,258
3 包括的支援事業（社会保障充実分）	31,927	35,418	38,541	41,949
(1) 在宅医療・介護連携推進事業	8,464	10,108	12,023	14,111
(2) 生活支援体制整備事業	9,615	10,014	10,532	11,076
ア 生活支援コーディネーター・協議体	9,615	10,014	10,532	11,076
イ 就労的活動支援コーディネーター	0	0	0	0
(3) 認知症初期集中支援推進事業	726	1,102	1,302	1,502
(4) 認知症地域支援・ケア向上事業	9,106	10,394	10,882	11,458
(5) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	25	50	50	50
(6) 地域ケア会議推進事業	3,991	3,750	3,752	3,752
合計	657,145	667,158	681,130	696,561

(6) 構成3市ごとの地域支援事業費の見込み

●砺波市（介護予防・日常生活支援総合事業）

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 介護予防・日常生活支援総合事業	38,049	38,561	39,657	40,466
(1) 訪問型サービス（第1号訪問事業）				
ア 訪問介護相当サービス				
イ 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）				
ウ 訪問型サービスB（住民主体による支援）				
エ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）				
オ 訪問型サービスD（移動支援）				
カ その他				
(2) 通所型サービス（第1号通所事業）	5,855	5,933	6,102	6,226
ア 通所介護相当サービス				
イ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）				
ウ 通所型サービスB（住民主体による支援）				
エ 通所型サービスC（短期集中予防サービス）	5,855	5,933	6,102	6,226
オ その他				
(3) その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）	0	0	0	0
ア 栄養改善を目的とした配食				
イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応				
ウ そ訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等				
エ その他				
(4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）				
(5) 支払い審査手数料				
(6) 高額介護予防サービス費相当事業等				
(7) 一般介護予防事業	32,194	32,628	33,555	34,240
ア 介護予防把握事業	1,583	1,595	1,640	1,674
イ 介護予防普及啓発事業	15,454	15,566	16,011	16,340
ウ 地域介護予防活動支援事業	15,157	15,267	15,704	16,026
エ 一般介護予防事業評価事業				
オ 地域リハビリテーション活動支援事業		200	200	200

●砺波市（包括的支援事業・任意事業、合計）

（単位：千円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	72,732	73,450	74,184	74,926
(1) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	64,379	65,023	65,673	66,330
(2) 任意事業	8,353	8,427	8,511	8,596
ア 介護給付費用適正化事業				
イ 家族介護支援事業	4,202	4,239	4,281	4,323
ウ その他の事業	4,151	4,188	4,230	4,273
(7) 成年後見制度利用支援事業	780	780	780	780
(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業				
(ウ) 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業				
(エ) 認知症サポーター等養成事業	168	188	188	188
(オ) 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業				
(カ) 地域自立生活支援事業	3,203	3,220	3,262	3,305
3 包括的支援事業（社会保障充実分）	7,876	8,893	10,030	11,312
(1) 在宅医療・介護連携推進事業	2,780	3,341	3,783	4,281
(2) 生活支援体制整備事業	3,369	3,641	4,122	4,666
ア 生活支援コーディネーター・協議体	3,369	3,641	4,122	4,666
イ 就労的活動支援コーディネーター				
(3) 認知症初期集中支援推進事業	34	80	80	80
(4) 認知症地域支援・ケア向上事業	1,386	1,481	1,695	1,935
(5) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	25	50	50	50
(6) 地域ケア会議推進事業	282	300	300	300
合計	118,657	120,904	123,871	126,704

●小矢部市（介護予防・日常生活支援総合事業）

（単位：千円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 介護予防・日常生活支援総合事業	31,520	33,845	33,910	33,920
(1) 訪問型サービス（第1号訪問事業）	365	370	380	390
ア 訪問介護相当サービス				
イ 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）				
ウ 訪問型サービスB（住民主体による支援）	365	370	380	390
エ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）				
オ 訪問型サービスD（移動支援）				
カ その他				
(2) 通所型サービス（第1号通所事業）	8,434	8,277	8,300	8,300
ア 通所介護相当サービス				
イ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）				
ウ 通所型サービスB（住民主体による支援）				
エ 通所型サービスC（短期集中予防サービス）	8,434	8,277	8,300	8,300
オ その他				
(3) その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）	0	0	0	0
ア 栄養改善を目的とした配食				
イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応				
ウ そ訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等				
エ その他				
(4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）				
(5) 支払い審査手数料				
(6) 高額介護予防サービス費相当事業等				
(7) 一般介護予防事業	22,721	25,198	25,230	25,230
ア 介護予防把握事業	3,239	3,544	3,550	3,550
イ 介護予防普及啓発事業	9,293	10,185	10,200	10,200
ウ 地域介護予防活動支援事業	9,943	11,098	11,100	11,100
エ 一般介護予防事業評価事業				
オ 地域リハビリテーション活動支援事業	246	371	380	380

●小矢部市（包括的支援事業・任意事業、合計）

（単位：千円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	63,612	60,257	60,950	61,450
(1) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	56,708	57,500	58,000	58,500
(2) 任意事業	6,904	2,757	2,950	2,950
ア 介護給付費用適正化事業				
イ 家族介護支援事業	4,782	293	300	300
ウ その他の事業	2,122	2,464	2,650	2,650
(ア) 成年後見制度利用支援事業	564	600	600	600
(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業				
(ウ) 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業				
(エ) 認知症サポーター等養成事業	96	248	250	250
(オ) 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業				
(カ) 地域自立生活支援事業	1,462	1,616	1,800	1,800
3 包括的支援事業（社会保障充実分）	11,138	11,979	12,105	12,135
(1) 在宅医療・介護連携推進事業	2,647	3,247	3,300	3,300
(2) 生活支援体制整備事業	2,586	2,713	2,750	2,750
ア 生活支援コーディネーター・協議体	2,586	2,713	2,750	2,750
イ 就労的活動支援コーディネーター				
(3) 認知症初期集中支援推進事業	165	165	165	165
(4) 認知症地域支援・ケア向上事業	5,612	5,716	5,750	5,780
(5) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業				
(6) 地域ケア会議推進事業	128	138	140	140
合計	106,270	106,081	106,965	107,505

●南砺市（介護予防・日常生活支援総合事業）

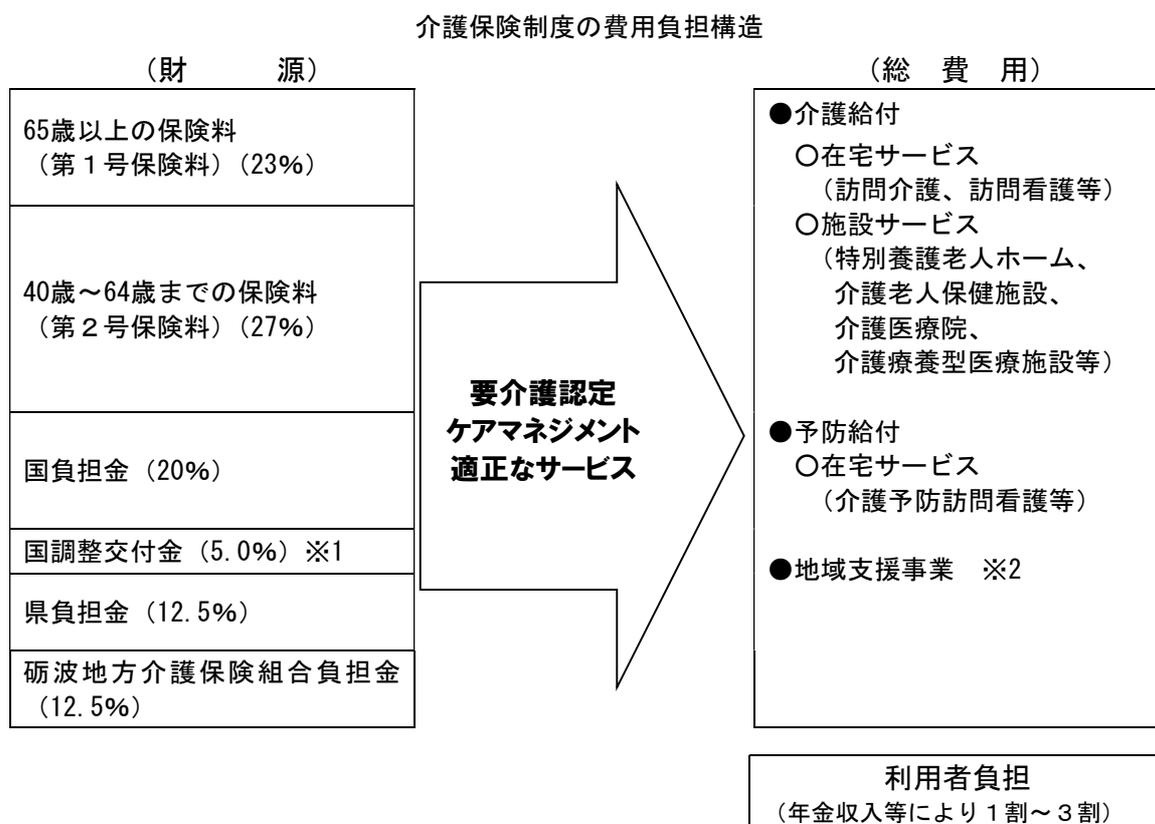
（単位：千円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 介護予防・日常生活支援総合事業	33,120	33,566	34,519	35,224
(1) 訪問型サービス（第1号訪問事業）	2,800	2,495	2,495	2,495
ア 訪問介護相当サービス				
イ 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）				
ウ 訪問型サービスB（住民主体による支援）				
エ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	2,800	2,495	2,495	2,495
オ 訪問型サービスD（移動支援）				
カ その他				
(2) 通所型サービス（第1号通所事業）	5,264	5,677	5,909	6,081
ア 通所介護相当サービス				
イ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）				
ウ 通所型サービスB（住民主体による支援）				
エ 通所型サービスC（短期集中予防サービス）	5,264	5,677	5,909	6,081
オ その他				
(3) その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）	0	0	0	0
ア 栄養改善を目的とした配食				
イ 定期的な安否確認及び緊急時の対応				
ウ そ訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等				
エ その他				
(4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）				
(5) 支払い審査手数料				
(6) 高額介護予防サービス費相当事業等				
(7) 一般介護予防事業	25,056	25,394	26,115	26,648
ア 介護予防把握事業				
イ 介護予防普及啓発事業	6,162	7,734	8,455	8,988
ウ 地域介護予防活動支援事業	16,455	15,553	15,553	15,553
エ 一般介護予防事業評価事業				
オ 地域リハビリテーション活動支援事業	2,439	2,107	2,107	2,107

6 介護保険サービス事業費の見込み

介護保険事業の財源は以下のとおり、65歳以上の第1号保険料（23%）、40歳から64歳までの第2号保険料（27%）、国の負担金（20%）、県・市の負担金（各12.5%）及び高齢化率等に応じて決められている調整交付金（5%）によって構成されています。

また、総費用のうち、原則として1割は利用者の負担ですが、その他は介護給付（在宅サービス、施設サービス）、介護予防給付及び地域支援事業で構成されています。



※1 砺波地方介護保険組合の調整交付金

調整交付金は75歳以上の後期高齢者の比率が高い保険者や、所得が全国平均よりも低い水準にある保険者についても、介護保険の財源が不足することがないように格差を調整するものです。

※2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業）に係る費用負担

①介護予防事業の財源は、65歳以上の高齢者から徴収する第1号保険料、40歳以上64歳以下から徴収する第2号保険料及び公費から構成されます。

②包括的支援事業・任意事業の財源は、65歳以上の高齢者から徴収する第1号保険料及び公費から構成されます。

(1) 第9期給付費の見込み

居宅サービス等受給者（利用者数）及び必要量の見込み（介護予防を含む）から、計画期間3か年の総給付費が算出されます。

また、介護給付費等の見込額は、標準給付費（居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスの総給付費ならびに特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、審査支払手数料等）のほか、地域支援事業に係る費用を加えた額となります。

介護給付費の見込み

(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費 ①	13,755,022,000	13,841,545,000	13,958,147,000	41,554,714,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後) ②	277,214,124	279,278,927	282,535,525	839,028,576
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後) ③	240,446,476	242,270,812	245,095,867	727,813,155
高額医療合算介護サービス費等給付額 ④	26,224,651	26,386,591	26,694,278	79,305,520
審査支払手数料 ⑤	13,209,630	13,291,180	13,446,230	39,947,040
標準給付費見込額合計 =①+②+③+④+⑤ ⑥	14,312,116,881	14,402,772,510	14,525,918,900	43,240,808,291
介護予防・日常生活支援総合事業費 ⑦	403,747,557	412,346,644	422,040,661	1,238,134,862
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費 ⑧	229,236,000	231,528,000	233,843,000	694,607,000
包括的支援事業(社会保障充実分) ⑨	36,007,000	40,609,000	45,799,000	122,415,000
地域支援事業費 =⑦+⑧+⑨ ⑩	668,990,557	684,483,644	701,682,661	2,055,156,862
合計 =⑥+⑩ ⑪	14,981,107,438	15,087,256,154	15,227,601,561	45,295,965,153

居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費の見込み（年間）

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)居宅サービス	4,021,891	4,069,233	4,131,870
訪問介護	807,982	819,156	832,437
訪問入浴介護	19,466	19,932	20,336
訪問看護	201,003	204,847	208,447
訪問リハビリテーション	15,814	16,139	16,646
居宅療養管理指導	23,467	24,030	24,363
通所介護	1,430,924	1,445,863	1,466,921
通所リハビリテーション	543,544	547,246	555,206
短期入所生活介護	405,510	412,438	419,476
短期入所療養介護(老健・病院)	70,909	70,169	70,859
特定施設入居者生活介護	50,090	50,154	50,154
福祉用具貸与	416,538	422,615	429,760
特定福祉用具購入	19,412	19,412	20,033
住宅改修	17,232	17,232	17,232
(2)地域密着型サービス	3,241,476	3,266,202	3,305,186
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	112,430	111,633	112,573
認知症対応型通所介護	65,275	65,358	67,508
小規模多機能型居宅介護	516,286	521,478	530,085
認知症対応型共同生活介護	1,748,506	1,763,995	1,783,363
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	269,230	269,571	269,571
看護小規模多機能型居宅介護	19,920	19,945	19,945
地域密着型通所介護	509,829	514,222	522,141
(3)居宅介護支援	589,568	594,598	602,934
(4)施設サービス	5,643,317	5,650,459	5,650,459
介護老人福祉施設	2,443,197	2,446,289	2,446,289
介護老人保健施設	1,828,721	1,831,035	1,831,035
介護医療院	1,371,399	1,373,135	1,373,135
介護療養型医療施設			
介護サービスの総給付費(小計)→(I)	13,496,252	13,580,492	13,690,449

介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の見込み

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)介護予防サービス	173,599	175,322	178,491
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	22,930	23,272	23,889
介護予防訪問リハビリテーション	2,264	2,267	2,267
介護予防居宅療養管理指導	1,244	1,245	1,245
介護予防通所リハビリテーション	75,511	76,392	77,690
介護予防短期入所生活介護	2,940	2,944	2,944
介護予防短期入所療養介護(老健・病院)	246	246	246
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	48,943	49,435	50,333
特定介護予防福祉用具購入	2,801	2,801	3,157
介護予防住宅改修	16,720	16,720	16,720
(2)地域密着型介護予防サービス	43,377	43,432	46,174
介護予防認知症対応型通所介護	1,238	1,240	1,240
介護予防小規模多機能型居宅介護	22,976	23,005	23,005
介護予防認知症対応型共同生活介護	19,163	19,187	21,929
(3)介護予防支援	41,794	42,299	43,033
介護予防サービスの総給付費(小計)→(Ⅱ)	258,770	261,053	267,698
総給付費→(Ⅰ)+(Ⅱ)	13,755,022	13,841,545	13,958,147

(2) 令和12年度(2030年度)及び令和22年度(2040年度)の推計値

第9期事業計画において、令和12年度(2030年度)及び令和22年度(2040年度)を見据えたサービスの提供体制や給付費・保険料の推計を以下のとおり見込みます。

介護給付費の見込み

(単位:円)

	令和12年度	令和22年度
総給付費 ①	14,382,516,000	15,930,020,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後) ②	291,416,894	316,568,144
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後) ③	252,376,324	274,158,108
高額医療合算介護サービス費等給付額 ④	27,957,415	30,370,329
審査支払手数料 ⑤	14,082,460	15,297,870
標準給付費見込額 合計 =①+②+③+④+⑤ ⑥	14,968,349,093	16,566,414,451
介護予防・日常生活支援総合事業費 ⑦	378,221,291	341,692,429
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費 ⑧	220,857,152	211,875,382
包括的支援事業(社会保障充実分) ⑨	31,927,000	31,927,000
地域支援事業費 =⑦+⑧+⑨ ⑩	631,005,443	585,494,811
合計 =⑥+⑩ ⑪	15,599,354,536	17,151,909,262

居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費の見込み

(単位:千円)

	令和12年度	令和22年度
(1)居宅サービス	4,338,867	4,781,404
訪問介護	874,564	966,999
訪問入浴介護	21,229	23,419
訪問看護	218,477	241,800
訪問リハビリテーション	17,069	19,302
居宅療養管理指導	25,410	28,281
通所介護	1,541,109	1,691,225
通所リハビリテーション	584,757	640,729
短期入所生活介護	438,821	488,340
短期入所療養介護(老健・病院)	74,984	82,940
特定施設入居者生活介護	52,356	56,990
福祉用具貸与	450,989	499,125
特定福祉用具購入	20,686	22,654
住宅改修	18,416	19,600
(2)地域密着型サービス	3,460,551	3,834,299
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	122,349	138,975
認知症対応型通所介護	71,974	80,539
小規模多機能型居宅介護	558,138	620,133
認知症対応型共同生活介護	1,863,008	2,056,481
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	277,141	312,365
看護小規模多機能型居宅介護	19,945	22,066
地域密着型通所介護	547,996	603,740
(3)居宅介護支援	634,302	694,640
(4)施設サービス	5,668,118	6,331,898
介護老人福祉施設	2,515,419	2,814,347
介護老人保健施設	1,907,567	2,121,961
介護医療院	1,245,132	1,395,590
介護療養型医療施設		
介護サービスの総給付費(小計)→(I)	14,101,838	15,642,241

介護予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の見込み

(単位:千円)

	令和12年度	令和22年度
(1)介護予防サービス	187,665	193,241
介護予防訪問入浴介護	0	0
介護予防訪問看護	25,132	26,063
介護予防訪問リハビリテーション	2,442	2,442
介護予防居宅療養管理指導	1,347	1,347
介護予防通所リハビリテーション	81,346	84,215
介護予防短期入所生活介護	3,305	3,305
介護予防短期入所療養介護(老健・病院)	246	246
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0
介護予防福祉用具貸与	52,793	54,569
特定介護予防福祉用具購入	3,157	3,157
介護予防住宅改修	17,897	17,897
(2)地域密着型介護予防サービス	47,834	47,834
介護予防認知症対応型通所介護	1240	1240
介護予防小規模多機能型居宅介護	24,665	24,665
介護予防認知症対応型共同生活介護	21,929	21,929
(3)介護予防支援	45,179	46,704
介護予防サービスの総給付費(小計)→(Ⅱ)	280,678	287,779

総給付費→(Ⅰ)+(Ⅱ)	14,382,516	15,930,020
--------------	------------	------------

(3) 保険料段階の設定

国は、第1号被保険者の保険料について、低所得者の負担能力をきめ細かく反映した保険料の設定を目的として、第9期計画から13段階の保険料が設定されました。砺波地方介護保険組合においても、本計画から13段階とします。

第1号被保険者保険料の所得段階別区分

区分	対象者	負担割合
第1段階	生活保護の受給者 本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	軽減後 基準額×0.285 (基準額×0.455)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	軽減後 基準額×0.35 (基準額×0.55)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が120万円を超える方	軽減後 基準額×0.65 (基準額×0.655)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がおり本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がおり本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40

(4) 保険料の算定

介護保険料の算定に当たって、国が示した手法に準じて推計(算定)しています。第9期における保険料基準額は、以下のとおり算定されます。

保険料基準額(月額)の算定

①保険料収納必要額		10,273,128,143 円
②予定保険料収納率		99.20%
③被保険者数(所得段階加入割合補正後)		141,475 人
④保険料(年額)	④=①÷②÷③	73,200 円
⑤保険料基準額(月額)	⑤=④÷12	6,100 円

7 介護サービスの整備量

(1) 居宅サービス

サービス名	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
	R5年度末		R6～R8		R8年度末見込	
通所介護	28	875	0	0	28	875
通所リハビリテーション	10	320	0	0	10	320
短期入所生活介護	11	201	0	0	11	201

(2) 地域密着型サービス

サービス名	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
	R5年度末		R6～R8		R8年度末見込	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	—	1	—	3	—
認知症対応型通所介護	5	54	0	0	5	54
小規模多機能型居宅介護	15	408	0	0	15	408
認知症対応型共同生活介護	40	612	0	0	40	612
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	78	0	0	3	78
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	2	29	2	29
地域密着型通所介護	26	384	2	30	28	414

(3) 施設サービス

サービス名	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
	R5年度末		R6～R8		R8年度末見込	
介護老人福祉施設	8	732	0	0	8	732
介護老人保健施設	7	572	0	0	7	572
介護医療院	7	260	1	50	8	310

(4) 第9期計画において整備が必要とされる地域密着型サービスの圏域と種類

市	圏域	看護小規模 多機能型 居宅介護		地域密着型 通所介護		定期巡回・ 随時対応型訪問 介護看護	
		施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
砺波市	北部						
	南部	1	未定※			1	
	東部						
	庄東						
	庄川						
	合計	1	0	0	0	1	
小矢部市	北部						
	中部	1	29				
	南部						
	合計	1	29	0	0	0	0
南砺市	北部			1	15		
	東部			1	15		
	南部						
	西部						
	五箇山						
	合計	0	0	2	30	0	
合計		2	29	2	30	1	

※定員数は未定だが、整備の検討は視野に入れている。

第9期介護保険事業計画期間における日常生活圏の整備については、介護保険サービス需要や高齢化率等も勘案しながら、地域密着型のサービス等を整備し、管内の介護保険サービスの平準化を図るものとします。

8 円滑な制度運営のための体制整備の推進

(1) 地域包括支援センターの適正運営

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核を担い高齢者の生活を総合的に支えていくための機関です。小矢部市、南砺市にそれぞれ1か所、砺波市では2か所とサブセンター4か所において、高齢者の多様な相談を受け付け、要支援・要介護状態になった場合においても可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援しています。

「地域包括支援センター運営協議会」を通じて、地域包括支援センターの運営や事業に関しての適切な評価を行い、地域包括支援センターの体制・機能強化を図るとともに、「公平性・中立性」が確保できるように取り組みます。

(2) 介護給付適正化に向けた取組の推進

介護サービスを必要とする方に過不足なくサービスを提供することができ、持続可能な制度とするために、介護給付の適正化を図っていくことが重要です。

国の基本指針の見直しにより、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、給付適正化主要5事業から「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検等」、「医療情報との突合・縦覧点検」の3事業に再編されました。

第8期計画期間における実績及び第9期計画期間における見込みは、次ページのとおりとなっています。

主要3事業	内容
要介護認定の適正化	認定調査の内容について点検し、適切かつ公平な認定の確保を図ります。
ケアプランの点検等	利用者の自立支援・重度化防止に資する適切なケアプラン作成に向け、ケアプランの点検・支援を行います。
医療情報との突合・縦覧点検	事業を効果的に実施するために国保連へ委託し、活用頻度の高い帳票に絞った点検を行います。

9 利用者への配慮

介護保険制度の創設以来、高齢者のニーズに対応するため、介護保険サービスの多様化が進んでいます。利便性が高まる一方で、難解な制度になっており、高齢者及びその家族が介護保険制度を理解し、適切なサービスを利用することができるよう、より分かりやすい方法での制度の周知に努めます。

また、構成3市と連携しながら、複雑化・複合化した問題に対し、制度による切れ目のない支援・属性を問わない相談を目指す等、包括的な支援体制の構築に取り組んでいきます。

10 保険者機能の強化・充実

(1) 介護サービス相談の推進

介護サービス相談員が、介護サービスを提供している施設等を訪問し、利用者や家族から介護サービスに関する相談や意見などを聞き、サービス提供事業所と意見交換をしながら問題の改善や介護サービスの質の向上等を図ります。

また、介護サービス相談員に必要な知識や技術の習得の機会を確保し、介護サービス相談員の質の向上を図り、併せて介護サービス相談員を受け入れる介護サービス事業所の増加を働きかけます。

(2) 介護サービス事業者に対する指導監督等の実施

地域密着型サービスの適切な運営を図るために、運営指導を行います。また、不正等が疑われる事業所に対しては、監査を実施し、制度の適正化を図ります。

また、ICTツールの導入支援、介護分野の文書に係る負担軽減の取組等を進め、介護サービス事業者等と連携し業務効率化に向けた取組を推進します。

(3) 複雑・複合課題への包括的な対応

近年社会問題となっている8050問題、虐待及びヤングケアラー等の複雑・複合課題について、課題を抱える本人がその自覚を持っていないこともあるため、市民に対して福祉に関する多様な問題や考え方についての啓発活動を行うとともに、課題への対応に向けて多職種協働のもとでの連携体制の構築を推進します。

(4) 介護人材確保と業務効率化への支援

介護人材不足が顕著になっていますが、全国的に介護人材が不足している状況下において、市町村での介護人材確保は課題が多いと考えられます。人材確保に関する取組を継続するとともに、新規・既存の人材が定着するように業務を効率化することで、労働環境等の改善を図ります。

労働環境等の改善に向け、国の動向を踏まえて事務負担の軽減を図るとともに、ICT導入等を希望する事業所に対しては、国・県の制度等の活用に向けた支援を行います。

(5) 計画の進行管理

本計画の策定に当たっては、砺波地方介護保険推進委員会や介護保険事業計画策定委員会・策定幹事会における審議により、地域包括ケアシステム推進と介護保険事業の持続的運営に向け、より具体的な方向性の検討に努めました（P l a n）。

今後、本計画に基づき、本組合・事業者・団体・地域等が協力し、砺波地方の地域包括ケアシステムを推進します（D o）。

計画の進捗状況等については、毎年度、構成3市で評価・審議（C h e c k）を行い、取組を改善（A c t i o n）し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

資料編

資料編

1 砺波地方介護保険事業計画策定の経緯

開催年月日	会議名	内容
令和5年4月10日	第1回計画策定委員会幹事会	現状の把握とニーズ調査について
6月21日	第1回介護保険推進委員会	現状の把握とニーズ調査について
7月14日	第2回計画策定委員会幹事会	現状の把握と事業計画概要について
7月26日	第1回策定委員会	現状の把握と事業計画概要、ニーズ調査について
8月1日	第1回理事会	現状の把握と事業計画概要、ニーズ調査について
10月2日	第3回計画策定委員会幹事会	ニーズ調査結果と施設整備計画等について
10月25日	第2回介護保険推進委員会	ニーズ調査結果と事業計画概要について
11月10日	組合議員研修会	策定日程とニーズ調査結果について
11月20日	第4回計画策定委員会幹事会	事業計画の基本方針とサービス事業量の設定等について
11月27日	第2回策定委員会	事業計画の基本方針とサービス事業量の設定等について
12月20日	第3回介護保険推進委員会	事業計画の基本方針等について
令和6年1月10日	第5回計画策定委員会幹事会	事業計画の検討原案について
1月15日	第3回策定委員会	事業計画の検討原案について
1月18日	組合議会全員協議会	事業計画の素案について
1月19日	第2回理事会	事業計画の素案について
1月19日 2月2日	パブリックコメントの実施	
2月7日	第4回介護保険推進委員会	事業計画の素案について

2 砺波地方介護保険事業計画策定委員会 委員名簿

氏名	職名	備考
齊藤 一夫	砺波市 副市長	代表
竹田 達文	小矢部市 副市長	
齊藤 宗人	南砺市 副市長	

3 砺波地方介護保険事業計画策定委員会 幹事会名簿

氏名	職名	備考
河西 晃子	砺波市 高齢介護課長	
大沼 昌代	小矢部市 健康福祉課長	
大橋 誠	南砺市 地域包括ケア課長	

4 砺波地方介護保険推進委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属名	備考
青木 哲郎	小矢部市医師会代表	副委員長
家山 茂	いなば農業協同組合代表理事常務理事	
牛田 寛子	牛田接骨院デイサービス結管理者	
大谷 絹江	一般公募	
金子 利朗	南砺市医師会副会長	
寺井 一浩	連合富山砺波地区協議会副議長	
川口 正城	南砺市老人クラブ連合会副会長	
小坂井 満	砺波歯科医師会	
榊 悟常	小矢部市民生委員児童委員協議会会長	
島 秀樹	砺波市老人クラブ連合会会長	
新明 政夫	小矢部市商工会会長	
高橋 佳寿江	株式会社天正	
武田 東洋子	南砺市ボランティア連絡協議会理事	
塚根 博子	砺波地方居宅介護支援事業者連絡協議会会長代行 となみ野はるかぜ「でまち」居宅介護支援事業所	
土田 貴	一般公募	
飛田 久子	小矢部市連合婦人会会長	
長瀬 博文	富山県砺波厚生センター所長	
末永 明信	砺波市柔道整復師会会長	
山本 郁夫	砺波医師会代表	委員長
吉田 繁	砺波市民生委員児童委員協議会監事	

5 砺波地方介護保険事業計画に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、砺波地方介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の原案作成及び事業計画の実施の推進に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業計画策定委員会の設置及び所掌事務)

第2条 砺波地方介護保険組合に介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業計画案を作成すること。
- (2) 事業計画の実施を推進すること。
- (3) 事業計画の実施に関し、実施機関相互間の連絡調整を図ること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、理事会の命によりその権限に属すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、構成市の副市長をもって充てる。

3 委員長は、委員が互選する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

6 委員会に、委員会の所掌事項について調査・研究させるため幹事会を置く。

7 幹事会は、構成市の介護保険事務担当課長をもって充てる。

(推進委員会)

第4条 委員会は、計画に幅広い関係者の意見等を反映させるため、砺波地方介護保険組合推進委員会に意見を求めることができる。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、砺波地方介護保険組合事務局において行う。

(事業計画案の作成等)

第7条 委員会は、事業計画案を作成するとともに、理事会が必要と認めたときは事業計画の修正案を作成しなければならない。

2 前項の規定により事業計画を作成し、又は事業計画の修正案を作成したときは、これを理事会に提出しなければならない。

(事業計画の実施)

第8条 委員会は、事業計画に定められた事業を計画に従ってこれを実現するように努めなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、事業計画の作成及び事業計画の実施その他委員会の議事に関し必要な事項は、委員会で協議して定める。

6 介護保険用語解説

あ 行

あ

I A D L (Instrumental Activities of Daily Living)

一般的には「手段的日常生活動作」と訳され、ADL（日常生活動作）よりも複雑で高次な動作のこと。具体的には、電話の使用、買い物、家事、移動、外出、服薬管理、金銭管理などがある。

I C T (Information and Communication Technology)

「情報通信技術」と訳され、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

一般介護予防事業

保健所や福祉会館で介護予防の知識を学び、通いの場や地域サロンなど、地域の身近な場所で人と人のつながりを通して介護予防の活動を継続できるように支援するための事業。地域の実態・ニーズ調査により収集した情報の活用により、自宅での閉じこもりやうつ病、栄養不足など何らかの問題を抱えた高齢者を早期に把握し、介護予防活動へ繋げることを目的とする。

一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業のひとつであり、介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行うことをいう。評価の方法は、事業のプロセスの評価としての「プロセス評価」、事業の実施状況の評価としての「アウトプット評価」、事業の効果の評価としての「アウトカム評価」の3段階の評価指標が示されている。

A L S (Amyotrophic Lateral Sclerosis)

筋萎縮性側索硬化症のこと。手足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉を含め、全身の筋肉が、だんだんやせて力がなくなっていく病気。

か 行

か

介護医療院

介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設であり、在宅復帰を目指すことが主目的ではない。

介護給付

要介護1～5の対象者に実施される給付のこと。要支援1・2の対象者に実施される給付は予防給付。

介護サービス計画（ケアプラン）

介護保険における要介護と認定された要介護認定者に対し作成される介護計画。「ケアプラン」ともいう。

介護予防

高齢者が自分らしく生活するために、老化のサインを早期発見すること、適切な対処を行うこと、自らの力を取り戻していくこと。具体的には、運動器の向上、低栄養改善、口腔機能向上、認知症予防などがある。

介護予防・日常生活支援総合事業

平成24年度から開始された制度。平成26年の介護保険法の改正により、要支援1及び要支援2の認定者が利用していた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が本事業に移行され、令和3年度からは対象を要介護者まで拡げることが可能となった。

介護予防把握事業

地域の実情に応じて、収集した情報の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげることを目的とする事業。

介護予防普及啓発事業

市町村が主体となり、住民一人ひとりに介護予防の基本的な知識を持ってもらうため、パンフレットの配布や講座等を開催し、地域における自主的な介護予防のための活動を支援する。

介護老人福祉施設

介護保険施設の一つで、常に介護を必要とする高齢者が入所する。

定員30人以上の「特別養護老人ホーム」がこれに当たり、入浴や排せつ、食事などの日常生活をサポートするとともに、必要に応じて身体の機能訓練や健康管理なども行う。

介護老人保健施設

通称「老健」と呼ばれる施設で、病院と施設の間間的な施設と位置づけられている。施設内では、在宅復帰を目指した集中的なリハビリテーションを受けることができる。

家族介護支援事業

要介護の高齢者を在宅で介護している家族に対し、市区町村が任意事業として介護に関する専門的な知識や技術、介護者同士の情報交換の場の提供、交流の促進、意見交換などを行う事業。

看護小規模多機能型居宅介護

「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせて提供するサービス。訪問看護の提供に当たって交付された医師の指示書をもとに、看護師が「通い」や「泊まり」の利用時にも医療処置を行えることで、従来の小規模多機能型居宅介護では対応しきれなかった医療ニーズの高い方の受け入れが可能となる。

給付適正化事業

介護給付を必要とする被保険者を適切に認定した上で、被保険者が真に必要なサービスを、事業所が適切に提供するよう促すこと。

協議体

医療・介護の専門職、地域住民、行政や地域包括支援センターなどで構成され、定期的な情報の共有や連携の強化、課題解決のための取組の検討などを目的として設置された話し合いの場。

協働化

複数の法人間で協力関係を構築すること。

居住系サービス

「認知症対応型共同生活介護」「特定施設入居者生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」のサービスのこと。

居宅介護サービス

介護保険の給付対象であるサービスのうち、在宅で受けるサービスのこと。

大まかに分類すると、介護の担当者が自宅を訪問して行うタイプ、介護を受ける人が日帰りで施設を利用するタイプに分けられる。

居宅要介護者

要介護状態（要介護度1～5）にある人のうち、居宅で介護サービスを利用する人のことをいう。なお、要支援状態（要支援度1・2）にある人のうち、居宅で介護サービスを利用する人のことを居宅要支援者という。

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが在宅で介護を受ける人の家庭を訪れ、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。

ケアハウス

高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。原則として、60歳以上の人で、身体機能の低下によって自立した日常生活を営むことに不安があり、家族の援助を受けることが困難な人が対象。

ケアマネジメント

ケアマネジメントとは、要介護（要支援）認定者に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置付けられている機能。介護支援専門員（ケアマネジャー）は、ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要介護（要支援）認定者本人や家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

言語聴覚士（ST、Speech-Language-Hearing Therapist）

言語障害（失語症、構音障害、高次脳機能障害）や聴覚障害、言葉の発達遅れ、声や発音の障害など、言葉によるコミュニケーションの問題において、その本質や発現メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う専門職。

高額医療合算介護サービス費

1年間に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が著しく高額になる場合、医療・介護合算の自己負担限度額（年額）を超えた金額を支給するサービス費のこと。

高額介護サービス費

一世帯で介護保険のサービスを利用する際に支払った自己負担金（1割、2割又は3割）が一定の金額を上回る場合、超えた金額を払い戻すサービス費のこと。

後期高齢者

高齢者は一般的に65歳以上を指すが、その中でも75歳以上の者。

さ 行

さ

サービス付き高齢者向け住宅

介護不要な高齢者、若しくは要介護度の低い高齢者のための介護施設で、見守り、生活相談などのサービスがありバリアフリー化された賃貸住宅。

在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する事業。関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進する。

在宅介護

介護が必要な高齢者や障害者などが長年住み慣れた居宅や地域で安心して暮らしていくことができるよう、提供される介護サービス。

作業療法士（OT、Occupational Therapist）

医療従事者の一員。リハビリテーション医療の分野において、身体機能の治療だけでなく、食事・着替えなどの生活に欠かせない行為の訓練や、社会に参加・復帰するための訓練、さらに精神・心理面の領域についても係わる専門職。

支払審査手数料

介護保険給付において、保険者事務を軽減し介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスに係る費用の請求に対する審査・支払を国民健康保険団体連合会へ委託し、審査・支払に要する手数料のこと。

若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症の人のニーズに合った関係機関やサービスの担当者との調整役。主な業務として、ご本人やご家族への個別支援としての相談窓口、市町村や関係機関との連携体制の構築、地域や関係機関に対する若年性認知症に係る正しい知識の普及等がある。

重層的支援体制整備事業

市町村における既存の相談支援等の取組をいかしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」に向けた支援を一体的に実施する事業を創設するもの。

就労的活動支援コーディネーター

役割がある形での高齢者の社会参加等の促進のため、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と、就労的活動の取組を実施したい事業者等との調整役。

小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービス。生活圏域を設定した市町村がその整備計画に沿って、事業者の指定等を行う。

自立支援

高齢者が自分らしく生活するために、日常生活に関わる様々な支援を意味する。歩行・トイレ介助などの身体的な支援に加えて、精神的な自立・社会的な自立を支援する行為も含まれる。

生活支援コーディネーター

協議体と協力しながら、地域における高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくための調整役。

生活支援サービス

配食や見守り、家事支援などの地域のニーズにあった多様なサービスを、住民やNPO、民間企業等多様な主体が行うサービス。

生活支援体制整備事業

市町村の日常生活圏域ごとに「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と「協議体」を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進める事業のこと。

成年後見制度

認知症高齢者、または何らかの障害により、判断能力が不十分であるために法律行為等における意思決定が不十分又は困難な人に対して、判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の2つがある。

た 行

た

第1号被保険者

65歳以上の人。介護保険の被保険者は、65歳以上の人（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられる。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定又は要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。第2号被保険者は、加齢に伴う疾病が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。

短期入所サービス（ショートステイ）

一般的に「ショートステイ」と呼ばれ、在宅で介護を受けている人が短期間施設に入所すること。日常的に在宅介護をしている家族の都合や、リフレッシュ、また、本人の施設におけるリハビリ目的でも利用できる。

団塊ジュニア世代

日本で昭和46年（1971年）～昭和49年（1974年）に生まれた世代を指す。「第二次ベビーブーム世代」とも呼ばれ、団塊世代の子どもの世代に当たる。

団塊の世代

日本で昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年）に生まれた約810万人を指し、「第一次ベビーブーム世代」と呼ぶ。

地域医療構想

令和7年（2025年）に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。

地域介護予防活動支援事業

「一般介護予防事業」のひとつで、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化することを目的とする。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域ケア会議

医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。

地域自立生活支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

地域支援事業

65歳以上の人を対象に、要支援・要介護状態にならないよう、効果的な介護予防サービス等を提供することを目的とする事業。リスクを抱えた高齢者や一般の高齢者に対して、市町村は地域包括支援センターを設置し、次の3事業を実施している。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業）
- ② 包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント・総合相談等）
- ③ 任意事業（給付適正化・介護家族教室等）

地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを、一体的に受けられる支援体制のこと。

地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムで、厚生労働省が運営しているもの。

地域包括支援センター

地域における総合的なマネジメントを担う中核機関。基本機能は次のとおり。

- ① 地域の高齢者の実態把握や虐待への対応等、総合的な相談窓口機能。権利擁護を含む。
- ② 介護予防マネジメント。「予防給付」のマネジメントを含む。
- ③ 包括的・継続的マネジメント。介護サービスに限らず、様々な生活支援を含む。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設（入所定員29人以下）に入所している利用者（原則として、要介護3以上の要介護者）を対象として、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービス、機能訓練や療養上のサービス等を行うもの。

地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするため提供されるサービス。

地域密着型通所介護

老人デイサービスセンターなどで提供される、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援及び機能訓練をいう（ただし、利用定員が18人以下のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除く。）。

地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業。

通所介護

一般的に「デイサービス」と呼ばれ、在宅で介護を受けている人が、日帰りで利用定員19人以上の事業所が実施するサービスを利用すること。行き帰りの送迎や食事、入浴、レクリエーションや機能訓練を受けることもできる。

通所リハビリテーション（デイケア）

在宅で介護を受けている人が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設を訪れ、リハビリテーションを受けること。心身の機能に低下がみられる人が対象となる。

DX（デジタルトランスフォーメーション）推進

最新のIT技術を活用し、組織の在り方や業務への取り組み方を新しく変革・改善していく試みを推し進めること。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うもの。

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスへの入居者を対象とするサービス。当該施設を住居とし、様々な介護を受け、各施設は利用者一人ひとりに見合った特定施設サービス計画という利用計画を立てた上で、サービスを提供する。

な 行

な

日常生活圏域（生活圏域）

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村内に設定される生活圏域。

認知症

様々な脳の病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、認知機能（記憶、判断力等）が低下して、社会生活に支障をきたした状態のこと。

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家等が気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を目指した活動などのできる場。

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の人が日常生活における偶然の事故などで第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、本人や家族の負担を軽減するための保険。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。自治体（市町村・都道府県）又は企業・職域団体が実施する「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある。

認知症初期集中支援チーム

医師や保健師・看護師などの複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

独立して日常生活を送ることが困難な認知症の要介護（要支援）認定者に対して、少人数で共同生活における援助を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、安定した健やかな生活を送れるように支援するサービスのこと（要支援認定者は、要支援2に限る）。

認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象として、指定された施設において、入浴や食事の提供その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うもの。

認知症地域支援・ケア向上事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、認知症の容態の変化に応じ、必要な医療・介護及び生活支援を行うサービス機関が連携したネットワークを形成して、効果的な支援体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るための取組を推進する事業。その体制づくりの推進役として、認知症地域支援推進員の配置を行い、地域の医療や介護の関係機関、地域の支援機関等の連携支援や認知症の人やその家族を支援する体制づくり等を行っている。

認知症地域支援推進員

地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。

は 行

は

8050問題

一般的に80歳代の親と自立できない事情を抱える50歳代の子どもを指し、こうした親子が社会的に孤立してしまう問題。「8050問題」が長期化・長寿化すると「9060問題」に発展し、問題がより深刻になっている場合がある。

パブリックコメント（意見公募）

住民にとって重要な政策等を定める際に、これらの案や関連資料をあらかじめ公表して意見を募り、提出された意見を考慮して政策等を定めるとともに、意見の内容と、意見に対する行政機関等の考え方などを公表する制度のこと。

ハラスメント

相手の意に反する行為によって不快にさせたり、相手の人間としての尊厳を傷つけたり、脅したりすること。「いじめ」「嫌がらせ」と同等の意味をもつ行為。相手を「傷つける」「いじめる」という意図がなくても、相手が不快な感情を抱けばハラスメントは成立する。

福祉用具

主に、介護用品店や在宅サービス事業者が取り扱う、身体の不自由な部分を補う用具のこと。

福祉用具貸与

高齢者の身体機能の変化に対応するため、福祉用具指定を受けた用具をレンタルできるもの。

フレイル（虚弱）

健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。「身体的フレイル」、「精神・心理的フレイル」、「社会的フレイル」の大きく3つの種類に分類される。

訪問介護

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排せつ・入浴等の介護（身体的介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理等の生活支援（生活援助）を行うもの。

訪問看護

疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、居宅において看護師等による療養上の世話又は必要な診療の補助を行うもの。

訪問入浴介護

看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行うもの。利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図るとともに、生活機能の維持向上を目指す。

訪問リハビリテーション

居宅要介護者の自宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションのこと。

保険者機能強化推進交付金

P D C A サイクルによる取組の一環で、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のような取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援する交付金。

や 行

や

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、本来は大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供する施設。設置主体は問われないが、設置に当たっては、都道府県知事等への届出が必要。

要支援・要介護度

日常生活の中で、どの程度の介護や介助を必要とするのかという度合いを示す指標であり、要支援1・2、要介護1～5の7段階に分けられる。介護保険サービスを利用するためには、必ず要支援・要介護認定を受ける必要がある。

予防給付

「要支援」の認定を受けた人が利用できる介護保険制度のサービス。要介護状態になることを予防して日常生活を自力で送ることを目的に、食事や入浴といった生活上の必要な支援のほか、リハビリテーション等、心身機能の維持・改善をサポートするサービスを受けることができる。

ら 行

ら

理学療法士（PT、Physical Therapist）

けがや病気等で身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力の回復や維持のほか、障害の悪化の予防を目的として運動療法等を用いて自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。

第9期砺波地方介護保険事業計画

発行年月／令和6年3月

発行／砺波地方介護保険組合

編集／砺波地方介護保険組合

住所／〒939-1392 砺波市栄町7番3号

電話／0763-34-8333

<http://www.pci-area.tonami.toyama.jp>